

韓国研究センター 年報

Vol.18
2018.3

九州大学韓国研究センター



中野 等

(九州大学韓国研究センター長)

韓国研究センター長の中野等です。センター年報18号の刊行にあたり、関係者の皆さまにご挨拶させていただきます。

1999年に本センターは我が国の国公立大学として唯一、韓国学に特化した研究施設として開設されました。開設から18年を経ましたが、この間朝鮮・韓国学研究にどれほどの貢献があったのか、忸怩たる思いがございます。

とりわけ、2016年3月、長くセンターの専任教授をつとめられ、まさに本センターの「顔」であった松原孝俊教授が定年退職されたのちは、新任の永島広紀教授とともにセンター運営に試行錯誤を続けてまいりました。おかげさまで、今年度は学内の競争的資金・プログレス100に「<森>と<水>と<人>の人文社会科学 一九大・旧外地演習林の東アジア環境史的ポテンシャル」が採択され、新たな韓国研究センターが目指すべき方向性がすこしだけですが定まった様にも思います。

本センター年報も誌面を刷新して二号目となります。新たなシリーズとし始めた「**ぐんじん**」も前は九州大学に在籍される「**韓国人**」研究者の方を取り上げましたが、今回からは「**ぐんじん**：九州大学韓国学研究者紹介」として「**韓国学**」研究者に取材対象を拡げることといたしました。このような次第で、誌面作りもしばらくは模索が続くこととなりますが、関係各位のご協力を頂き、より充実した内容を発信していきたいと考えております。

来年度のはじめには、長年慣れ親しんだ箱崎キャンパスをはなれ、本センターも新天地の「伊都キャンパス」に移転します。まさに新時代を迎えようとする九州大学韓国研究センターに、ますますのご理解とご支援を祈念しつつ、年報刊行のご挨拶にかえさせていただきます。

2017年度 韓国研究センター教員一覧

センター長

中野 等 大学院比較社会文化研究院 教授 博士(文学)

統合的地域研究部門

永島 広紀 副センター長 韓国研究センター 教授 博士(文学)

社会システム研究ユニット

森平 雅彦 大学院人文科学研究院 教授 博士(文学)

元兼 正浩 大学院人間環境学研究院 教授 博士(教育学)

出水 薫 大学院法学研究院 教授 博士(法学)

李 相 穆 大学院言語文化研究院 准教授 博士(国際文化)

比較研究ユニット

大賀 祥治 大学院農学研究院 教授 農学博士

波瀲 剛 副センター長 大学院比較社会文化研究院 教授 博士(文学)

アジア太平洋カレッジ担当

崔 慶 原 韓国研究センター 准教授 博士(法学)

富樫 あゆみ 韓国研究センター 特任助教 政治学博士

橋本 妹里 韓国研究センター 学術研究員 文学博士

目次

2018 九州大学韓国研究センター年報 VOL.18

挨拶

2017年度 韓国研究センター教員一覧

第一部 규대人：九州大学韓国学研究者紹介

伊東正一教授 3

マシュー・オーガスティン准教授 7

辻野裕紀 准教授 11

第二部 研究

・講演

朝鮮古代史研究から東アジア史への展望 李成市 19

・論文

Effects of Food Wastes Policies in Korea HAN, Doo Bong 33

国際結婚女性のメディア活用と生活の転換経験—中国出身女性を中心に 金妍姫 44

韓国における山林所有権の発展と林相の変化(1392-1987) 李宇衍 62

李王家陵園墓の土地を巡る問題について—孝昌園の公園化を中心に 橋本妹里 87

第三部 NEWS

・韓国研究センター 客員教授 99

・「世界トップレベル研究者招へいプログラム【Progress 100】」にかかる招聘教員 100

・定例研究会 101

・アジア太平洋カレッジ 105

・アジア太平洋カレッジ報告会「グローバル人材へのファーストステップ—海外の学生とのPBL/TBL」 108

・第2回韓国前近代史若手研究者セミナー 111

・「Progress100」招聘研究者講演会「我が歩みし学問の道 내가 걸어온 학문의 길」 114

・AFELiSA 2017ワークショップ 115

・日韓市民100人未来対話 116

・センターの活動 118

第一部

규대인 : 九州大学韓国学研究者紹介

聞き手 : 富樫あゆみ(韓国研究センター特任助教)



いとう しょういち
伊東 正一 教授

プロフィール

大学院農学研究院教授。

博士(農業経済学)。専門は、国際食料需給政策論。担当科目は「経済政策論」、「食料農業農村政策学」、「食料農業政策学特論」、「Advanced Food and Agricultural Resource Economics」など。主要論文、著作として、『Rice in Asia : Is It Becoming an Inferior Good?』(AJAE, 71:32-42, 1989)、『世界のジャポニカ米：その現状と潜在的生産能力』(食糧振興会叢書43号、全国食糧振興会、1994年)、『世界の穀物統計』(食糧振興会叢書49号、全国食糧振興会、2001年)、『Japan's Rice Policy and Its Role in the World Rice Market : Japan Should Act as a Watchdog, a chapter in *The Rice Crisis : Markets, Policies and Food Security*』, edited by D. Dawe, Earthscan, London, 2010, pp. 299-312、『世界のジャポニカ米市場と日本産米の競争力』(編著、農林統計出版、2015年)などその他多数。近著には、「コメ開放問題」(梶井功、生源寺眞一、矢口芳生著『国際化時代の農業と農政I』、農林統計協会、2016年、238頁 - 280頁)がある。

宮崎からアメリカ、そして九州へ

富樫：先生のご専門は農業政策経済でいらっしゃると思いますが、まずは先生のご経歴からお伺いしてもよろしいでしょうか。

伊東：私は宮崎県出身で、学部まで宮崎に住み宮崎大学農学部を卒業しました。修士課程はアメリカのアーカンソー大学、博士課程はテキサスA&M大学でした。その後、鳥取大学農学部に赴任し、そこで16年間教鞭をとりました。九州大学には2006年に参りました。専門は国際食料需給政策論です。

富樫：学部の頃からそちらを専門とされていたのでしょうか。

伊東：学部時代は、国際問題に興味を抱いていましたが、卒業論文は国内の酪農地域政策を中心に研究しました。国際問題の食料政策へと転向したのは、大学院修士課程の頃からです。

富樫：主にどちらの国の政策を研究対象としていらっしゃったのでしょうか。

伊東：私は主にアメリカにおりましたので、アメ

リカの政策を中心に研究していました。それから、世界のコメの需給、そしてコメの潜在的生産能力へと移っていきました。世界のコメ、特に日本人が食べるジャポニカ米の潜在的生産能力は当時は不明でした。これを経済の側面から専門とする人が日本はもとより世界にもあまりいなかった。そういった中で、学際的に研究を進めようと思いました。

富樫：農業政策経済をご専門とされるきっかけなどあったのでしょうか。

伊東：私は学部を卒業してから4年間、日本農業新聞で記者をしておりましたが、その時に貿易問題や政策への関心が強く出てきました。

富樫：記者をされていたご経験が先生のご研究のきっかけとなったのですね。なぜ、アメリカだったのでしょうか。記者を辞めて留学し学生に戻るとするのは大きなご決断だったかと思います。

伊東：そうですね。アメリカはかねてから世界最大の食料輸出国です。世界の食料問題を理解するためにはアメリカ農業とその政策を理解しなければならない、と感じたからです。同時に、記者をしているとき、多角的な視点を持つことの重要性



を感じていました。このような経験からアメリカへもう一度留学しなければならない、という抑えがたい情熱が沸き立ってきました。

富樫：日頃から先生のご研究を拝見しておりますが、ご研究への情熱に敬服しております。長い留學生生活の過程では様々な困難があったかと思えます。印象に残るエピソードなどありますか。

伊東：はい。日本では見えにくい世界がアメリカにいと手を伸ばすだけですぐにわかる、という強い印象を持ちました。1980年代ですでに米国では世界から留學生が多く来ていましたし、国際電話の料金も日本の10分の1くらいの安い料金でした。大学院生でもUSDA(米国農務省)はおろか、NASAに連絡をしたり、他大学との連携をやったりで、組織間の“壁”というものが社会だと驚きました。

富樫：そして鳥取大学を経て九州へと戻られるのですが、九州大学との縁というものはあったのでしょうか。

伊東：縁というのは私が宮崎出身だ、というくらいのもので。ただ、アメリカの社会では一つの組織に3年から5年いたら移動する、という雰囲気が常でしたから、そのようなマインドが私にあったのでしょう。鳥取に赴任するときも、5年くらいで別の大学に移動するだろう、ということを思って行きました。しかし、実際には16年間もいたのですが・・・(笑)。

富樫：先生のご専門についてもう少し詳しくお聞かせください。国際食料需給政策論とは具体的にはどういったご研究をされているのでしょうか。

伊東：国際間で食料の需給をやる、というシステムに関する研究です。日本でも一県で食料を自給するとしたら膨大な費用がかかってやりたくてもできませんが、一国においても同じことです。国際間で協力して貿易をすればお互いに助かり、消費者もその恩恵を受ける、という考え方です。そのようなシステムを構築するためにどのような政策が必要か、という研究です。日本では、食料の自給率を高めよ、と豪語する人がいますが、お金だけかけて一向に実現できていません。よって、その考え方を超えて各国が協力し合って食料安全保障を達成する、という考え方です。

韓国への関心、そして日韓協力

富樫：先生はここ10年韓国研究センター委員でもいらっしゃるのですが、先生のご研究と韓国とのご縁とはどういったものでしょうか。

伊東：日本と韓国は食料需給の状況が非常に似ています。ですので日本と韓国を比較しながら研究するということは、お互いの国にとってプラスになるだろうということから韓国との共同研究をはじめました。私はとくに長い海外経験を活かし国際的な情報提供の面から貢献したいという思いも強くありました。

富樫：先生は韓国でもご高名でいらっしゃいますが、留學生の受け入れにも積極的でいらっしゃいますよね。

伊東：私の研究室の7割から8割は留學生です。ですので私の研究室の公的言語は英語です。メールなども英語で送ります。韓国の大学とは協定を結んでいますので、韓国からも毎年のように院生や学部生などを受け入れています。現在も1名います。

博士課程の留学生では、韓国の農業団体に勤めている学生もいました。

富樫:先生は、韓国との学術交流を推進していらっしゃいますよね。

伊東:そうです。韓国だけでなく、中国、台湾を中心とした国際シンポジウムを毎年開催しています。IFARE (International Food and Agriculture Resource Economics) というものを3年前にみんなで結成しました。教員や院生、学部生などが参加し研究発表の場としています。農学部ではAFELiSA (International Symposium on Agricultural, Food, Environmental and Life Sciences in Asia) という日韓合同の国際シンポジウムを毎年開催しています。もう20年も続いています。私が鳥取大学にいたときから始まったものですが、日本からは九州大学と鳥取大学、韓国からは忠南大学と江原大学が参加しています。

富樫:今年度の大会では、韓国研究センターもセッションを組みましたね。韓国との関わりはいつから積極的にされているのでしょうか。

伊東:1990年代の後半から行っていますね。かけがえのない友人もいます。韓国と関わりを持つようになって自分自身が韓国をこんなに知らなかったのかと驚かされました。食事も独特でおいしく、コメの質が上昇しています。

富樫:私も今年の4月に日本と韓国の農業政策について、先生とご一緒に韓国で報告をして参りましたが、食糧政策について今後日本と韓国ではどういった協力ができるとお考えですか。

伊東:日本と韓国はそれぞれに他国と自由貿易協定を結んでいます。しかし、自由貿易は韓国が進んでいます。農業の輸出という部分においても、韓国の人口は日本の半分ですが輸出額ベースでは日本と変わりません。ということは、一人当たりですれば日本の2倍の額を輸出している。つまり、食料における国際化は日本よりも韓国の方が進んでいます。一方で、食料自給率はほぼ同じです。

そういった状況にあって、両国が積極的に情報交換することによって、お互いが学べる部分が多くあると思います。

国際性を持った学生の育成の必要性

富樫:先生は長年国際化に務めていらっしゃいましたが、そのようなご経験から九州大学に望むことなどありますか。

伊東:やはり学生を育てなくてはいけないと思います。先ほど述べた国際シンポジウムでも、韓国や中国は自国の学生が参加して英語で発表をします。一方、日本からは日本人の学生が少なく、逆に留学生が主に発表します。国際的な場で発表できる力を持った日本人の学生を育てることが課題だと思っています。



富樫:韓国との関わりという側面からだと九州大学、そして韓国研究センターはどういったことに着目していくべきだとお考えですか。

伊東:経済協力体に関する研究が喫急の課題だと思っています。ヨーロッパなどでは経済協力体についての研究が盛んに行われてきた経緯があります。経済協力体の結成でもEECが結成されたのは1960年代でした。しかし、日本と韓国では進んでいない。障害は何なのか、どうしたら推進できるかという研究が求められるのではないかと思います。また、

韓国研究センターも史学に軸足を置きつつも、将来に向けた研究にさらに取り組んでほしいと思います。

富樫：バランスを取っていくことが重要ですね。国際化という側面では韓国研究センターはどのような役割を担っていくべきでしょうか。

伊東：韓国研究センターによる「アジア太平洋カレッジ」は素晴らしい。これを軌道に乗せるまでは大変だったでしょう。そのような学生を国際化に向けて訓練させるようなプロジェクトはぜひ継続していただきたいと思います。私も、講義などで少しお手伝いさせていただきました。

今後の計画について

富樫：先生は今年度で定年退職されますが、今後の具体的な計画などお聞かせいただいてもいいですか。

伊東：食料問題に関連して今後世界が進むべき道を追っていききたいと思います。保護とかではなく、お互いに競争をする。競争関係にありながらも、我々各国が食料政策という側面でどのように協力できるのかということを探る活動をしたいと思います。国際食糧問題の研究所(会社)を立ち上げ、

社会に情報発信していきたいと思います。果たして研究所(会社)の経営が成り立つか、ちょっと心配ですけど・・・(笑)。これからは各国が協力しながら食料安全保障を構築すべく、その方策を見極める、という視点が大事だと思います。また、科研費基盤A「世界におけるジャポニカ米の需要拡大、価格構造、品質改善、潜在性に関する学際研究」があと2年残っています。これは、コメを中心とした研究ですが、これを含めて日本の農業をどうするかということを探求していきます。

富樫：それは具体的にはどういったご研究でしょうか。

伊東：近年は世界中で日本食ブームです。いま、日本産の農産物を輸出しない方はありません。輸出のために日本農業はどのようなことをしなければならないか、世界はどのような農産物を日本に求めているのか、などについて、特にコメに重きを置いて具体的に情報を提供していきたい、そのために調査・研究を続けていきたい、と考えています。

富樫：これからの先生のご活躍がますます楽しみです。お忙しいところ貴重なご意見ありがとうございました。

インタビュー日：2017年11月22日

場所：箱崎キャンパス農学部1号館 651号室





マシュー・オーガスティン 准教授

プロフィール

大学院比較社会文化研究院准教授、大学院地球社会統合科学府准教授。

博士(歴史学)。専門は、日本・東アジア近現代史。担当科目「近現代日本と東アジア関係史研究」、「Modern Japan in East Asian History」、「現代史」、「韓国・朝鮮研究の最前線」など。主要論文、著作 “The Limits of Decolonization: American Occupiers and the ‘Korean Problem,’ 1945-1948” (2017) “The Rise of American Hegemony in Northeast Asia: An International History of Military Occupations and Alliances, 1945-1954” (2015) など

専門について

富樫：先生は日本で育ちになったとお聞きしましたが、先生のご経歴をお聞かせくださいませんか。

オーガスティン：京都で生まれ育ち、小学校まで日本の教育制度で学び、中学校から高等学校までは神戸のインターナショナルスクールへ通いました。その間、アメリカとベルギーにも一年ずつ住みましたが、その後再びアメリカへ行って大学、大学院を修了しました。

富樫：今携わられている研究には学部からご関心がおありでしたか。

オーガスティン：学部はプリンストン大学だったのですが、その時は政治学を専攻していました。歴史学へ変更したのはコロンビア大学院の時です。学部では日米同盟をはじめ、北東アジアにおけるアメリカの防衛協力体制について研究をしました。その後、大学院へ進学し、第二次世界大戦後の日米関係について詳細な研究をするのであれば、占領期の歴史に専念すればよいのではないかとアド

バイスを受けました。

富樫：先生のご出身であるコロンビア大学院ではどのような研究をされていたのですか。

オーガスティン：ちょうど大学院に進むときにジョン・ダワーの『敗北を抱きしめて』という本が出版されまして、大きな刺激を受けました。この本をひとつのきっかけとして、戦後占領下の日本のみならず、同時期にアメリカの軍政下におかれた南朝鮮に関心が向くようになりました。修士では、アメリカによる東アジア占領を日本と南朝鮮で比較すること、とくに両国における憲法の制定過程を中心に研究しました。その後、博士課程では、戦後東アジアにおける民族の大移動と呼ばれる多くの人々の引揚げや帰還などが新たに形成されつつあった地域秩序にどう影響されたのかなどについて研究しました。

富樫：もう少し詳しくお伺いしてもいいでしょうか。

オーガスティン：そうですね、大日本帝国の崩壊とともにいわゆる「帰国ラッシュ」という現象が起きた一方で、いわゆる「密航」というかたちで多くの人々が越境しましたが、そうした人流がアメリ



カの占領地として生まれた新しい地域秩序にどう影響され、また逆に各地の国境管理体制の形成にどう影響を与えたのかとい

うことを中心に研究してきました。

富樫：歴史学のアプローチを使いながらも研究対象としては政治学に近い部分を研究されているのでしょうか。

オーガスティン：政治学と言うよりは政治史と社会史の両方ですね。アメリカ政府の東アジア政策や対日占領政策も分析してきておりますが、同時に、それに影響された人々の移動や経験も含まれるという意味では社会史の側面もあると思います。また、そのような両側面を意識しながら研究を進めています。

富樫：先生は高校まで日本で育ちになったご経験がありますが、韓国へ関心を持たれたきっかけについてお伺いできますか。

オーガスティン：生まれ育った京都の近所に在日朝鮮人のコミュニティがありました。子供の時から一緒に遊んでいました。また、インターナショナルスクールでも在日韓国人の学生と一緒に学んでいました。このような経験の中で、頭の片隅で、やはり日本人とはどこか違うんだなということに関心を持っていたのかもしれない。大学に進学した当初の第二外国語は中国語で三年間勉強しました。夏のプログラムで北京に留学したこともあります。その後、卒業する前に北東アジアの三大言語を身に付けてみたいという欲望もあり、途中から韓国語に変わったという経緯があります。変わったというのは、大学院でも韓国と日本を視野に入れた研究をしたいと考えるようになっていたという背景があったからだと思います。学部を卒

業してから半年ほど、大田で英語の教師をしました。その後一年間、慶南大学の極東問題研究所で、『Asian Perspective』というジャーナルの英語編集を担当しました。韓国滞在期間に引き続き韓国語を勉強しました。

富樫：大学院を修了された後にはどのようなご経緯で九州へいらっしゃいましたか。

オーガスティン：実は、プリンストン時代、もう20年前になりますが、九州大学のJTWプログラムを利用して1年間交換留学で来ました。日本の大学で学ぶのは初めてでしたし、とても有意義な1年でした。その時に松原孝俊先生から初めて韓国語を学びました。博士課程在学中には、東京大学で2年間研究しました。博士号取得後、スタンフォード大学にて1年間ポスドクを経験し、世界を視野に入れて就職活動をしたわけですが、2010年10月に九州大学に参ることになりました。

アジアと九州大学

富樫：九州大学の地の利はアジアに近いというところがあると思います。九州大学で東アジア、韓国関連のご研究をされている先生から見て九州大学の強みはどこにあると思われますか。

オーガスティン：韓国関連の研究をしている者としては、九州大学にはいろんな分野で韓国関連の研究者が活躍しているという印象があります。先ほど話しましたように、九州大学で韓国語を学んだことは私にとって大変いい経験でしたし、その後延世大学の語学堂へ留学するきっかけともなりました。語学の教育が充実しているということと、韓国研究センターの設立は画期的なことであったように思います。

富樫：日韓関係の政治的な悪化が叫ばれていますが、九州大学では「近現代日本と東アジア関係史研究」といった科目を授業する中で何か感じら

れることはありますか。

オーガスティン：日韓であれ日中であれ、両国の目線から身をもって学ぶということに重要な意味があると思います。例えば「歴史認識問題」というと対立する感情が交わってしまうこともあるので、回避的になりがちかも知れませんが、それを逆に対話の機会として捉えることができる筈だと信じております。つまり、授業そして教室という空間は建設的に話をするのできる貴重な場であると思っています。相手の意見を尊重しながら自分の意見も語れるような対話が実現したとき、とても刺激されますね。学生もやはり日韓間の難しい問題について最初は重く構えるのですが、相互理解の重要性を感じ取ると心を開けてくれます。学生の声の聴くということはとても勉強になります。

韓国研究センターが果たす役割とは…

富樫：九州大学は国際化を進めていますが、その中で韓国研究センターに望むことは何でしょうか。

オーガスティン：フロンティア科目という基幹教育科目授業に「韓国・朝鮮学の最前線」が開講されていますが、先日、欧米におけるコリアンスタディーズというテーマで講義をする機会がありました。欧米のコリアンスタディーズ、例えばコロンビア大学のプログラムについては、実際その場で学び研究した経験がありましたので、自分にとっては身近なテーマです。ですが、講義の準備を進める中で今回改めて感じたのは、アメリカだけではなくヨーロッパでもコリアンスタディーズが普及しているということでした。それを踏まえて考えますと、九州大学の韓国研究センターが欧米のコリアンスタディーズを進めるセンターともしっかり連携を進めてほしいと思います。

富樫：欧米圏の研究所との連携もこれから必要になってくる部分ではあるのかもしれない。

オーガスティン：日本は韓国学研究の長い歴史がありますが、最近ではコリアンスタディーズの分野でも英語の出版物や研究書、雑誌などが増えてきています。欧米圏の各研究所はそれぞれ特色がありますが、コリアンスタディーズという意味では、政治・歴史・社会学など多分野において研究が盛んに行われています。例えば、最近コロンビア大学では、韓国文学や映像学を専門とされている先生が着任されています。私が学部生の頃は、プリンストン大学にコリアンスタディーズプログラムがありませんでしたが、今は専門のプログラムと共に先生もいらっしゃいます。また、それぞれの研究所が英語圏での研究成果を発信しています。欧米の研究所と日本の韓国学研究所が相互に連携し、総合的に研究を進める必要があるのではないかと思います。

富樫：そうですね。韓国研究センターは、史学にフォーカスを当てて研究を進めています。韓国前近代史若手研究者セミナーは今年で二回目を迎えました。また、大学演習林に関する研究も進めています。アジアとの関係という枠組みでは韓国研究センターはどのような役割を果たしていくべきでしょうか。

オーガスティン：個人的にとっても期待しているのは森田芳夫文庫の公開です。私の博士論文でも森田芳夫先生の終戦後の朝鮮に関する記録や在日朝鮮人の処遇についての著書を参考にしてきました。それに関連する、もしくはそのベースとなっ



た資料があるならば直接じっくり見てみたいと思っています。森田芳夫文庫については、私が九州大学に赴任してからも韓国をはじめ、海外から閲覧のリクエストが来ています。史料がきちんと整理され、そして公開され、研究者が利用できる環境となれば、そのために九州大学を訪問する研究員や研究グループが増えると思います。

富樫：そうですね。資料のアーカイブ機関としての役割も期待されているところですよ。

オーガスティン：資料が公開されるとアジアだけではなく、欧米の研究機関からも史料調査のために九州大学を訪れたり、国際シンポジウムなどを行う可能性も広がってくると思います。とても期待しています。

今後のご研究について

富樫：最後ですが、現在、そしてこれから予定されている先生のご研究についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

オーガスティン：これまで研究対象としていた時期と重なるのですが、第二次世界大戦後東アジアにおける「脱植民地化」の歴史についての研究をはじめています。英語では「decolonization」と言いますが、これを中心的なテーマとするグローバルヒストリーの研究が欧米では進められています。そのなかで、東アジア地域についての研究、特に北東アジアについてはまさに今はじまったところです。具体的には朝鮮半島と台湾の脱植民地化の過程とその歴史、そしてそれが東アジアの国際関係をめぐりどのような意味を持つのか等について議論されています。私自身、朝鮮半島についてはこれまで取り組んできた研究との継続性がありますが、同時に台湾の歴史についても研究しています。去年は1年間台湾で研究をしておりました。

富樫：ポストコロニアリズムと東アジアという研

究は進められていると思うのですが、どのように異なるのでしょうか。

オーガスティン：「脱植民地化」はポストコロニアリズム研究が前提としている「ポスト」になるまでの過程として取り扱います。歴史そのものを探求するわけです。重要なテーマとしては人々の移動やそれに伴う私有財産や公的資産の処理、また旧植民地の法的地位の問題などがあると思います。例えば、韓国の場合、1948年に国籍法が制定されるまで「韓国人」(朝鮮人)はどのような法的地位にあったのかというような研究が進んでいません。占領軍はどのように関わっていたのか、または国際法上、韓国に住む人々はどのような地位にあったのか、といった問題などは研究が必要であると思います。降伏、解放、独立をした地域において、人々が実際直面した問題にフォーカスを当てて研究することによって、脱植民地化の歴史についての理解が深まると思います。

富樫：これからのご研究は、より韓国や台湾に重点を向けられるということでしょうか。

オーガスティン：もちろん日本も含まれます。私は従来の国家や国境の範囲を超えた研究を目指すために、トランスナショナルだけではなく地域を超えるという意味での「trans-regional」を強調してきています。東京大学の川島真先生は「脱帝国化」ということを仰っていますが、「脱植民地化」と「脱帝国化」の歴史的過程は密接に関わっています。旧宗主国としての日本から旧植民地がどう切り離され、そのことによって両地域で生活していた人々はどうなったのかということを知りたいと思います。

富樫：これからのご研究がますます楽しみです。本日は貴重なお話を聞かせていただきありがとうございました。

インタビュー日：2017年11月22日

場所：伊都キャンパス 比文言文教育研究棟517号室



つじの ゆうき
辻野 裕紀 准教授

プロフィール

大学院言語文化研究院准教授、大学院地球社会統合科学府准教授。

博士(文学)。専門は、言語学、とりわけ韓国語学、音韻論、言語思想論。担当科目は、「韓国語Ⅰ」、「韓国語Ⅱ」、「韓国語Ⅲ」、「韓国語フォーラム」、「韓国語表現・読解演習」、「ことばの科学」、「多文化共生教育論(言語思想論)」など。主要論文に、「韓国語大邱方言における名詞のアクセント体系」(『朝鮮学報』209、朝鮮学会、2008年)、「現代韓国語における混成語形成の形態論」(『日本語学研究』29、韓国日本語学会、2010年)、「言語形式の自立性と音韻現象：現代朝鮮語の〈n挿入〉を対象として」(『朝鮮学報』229、朝鮮学会、2013年)、「言語教育に伏流する原理論的問題：功利性を越えて」(『言語文化論究』37、九州大学大学院言語文化研究院、2016年)など。

言語学者として

富樫：先生は語学がご専門でいらっしゃいますよね。

辻野：はい。私の専門は言語学、韓国語学です。

富樫：最初はフランス語をご研究されていたと伺いました。どういったきっかけで韓国語学を学ぼうと思われたのですか。

辻野：元々ことばに関心がありました。フランス語を専攻した理由も、フランス語学を専門的に研究したいというよりは、フランスは言語学の国という漠たるイメージを持っていたからです。言語学を研究するには、まずはフランス語ができることが不可欠だと当時は考えていました。いま考えると、フランス語ができなくても、言語学の研究はできるのですが(笑)。学生時代には、他にも様々な言語を学んでいましたが、その中で最も面白いと思ったのが韓国語でした。学部時代は、フランス語を専攻しながら、韓国語学のゼミに所属し、大学院からは本格的に韓国語学の研究室に進みました。素朴に知的な面白さを韓国語に強く感じていました。周りには、朝鮮半島にルーツを持って

いたり、親族や近い人に韓国語母語話者がいたりして韓国語を学び始めたという人もいたのですが、私の場合は、そういうある種の実存的なところではなく、かなり観念的な関心からスタートしています。

富樫：具体的にはどこに魅力を感じられたのですか。

辻野：やはり日本語と似て非なるというところだと思います。韓国語を諦視するということが母語の日本語を深く理解するということへと繋がっていきます。逆もまた然りです。このような日韓両言語間の津梁を往還する、学びのプロセスがとても面白く感じられました。ヨーロッパの言語は、前提として日本語と全く異なるというのがあるので、日本語と比べて云々という視点は持ちにくいのですが、韓国語は日本語に一見相似していて、最初は学びやすい。しかし、さらに探究していくと、実はなかなか異なるということが分かってきます。似ていると思うと、異なる点に逢着し、異なると思うと、似ている点を発見する。こうした「裏切られ」の連続が日々面白かったのです。一方で、方言や語史へのマニアックな関心も、かなり

早い段階から持っていたように思います。

富樫：私も韓国語を話しますが、韓国語の発音を試みたいという思いがありました。例えば、呑罍(チャンポン)といった濃音を発するのが楽しかった記憶があります。先生はいかがでしたか。

辻野：そういう音の快樂もよく分かるのですが、私の場合は、どちらかというと、文字への興味がありました。暗号にしか見えないハングルを「解読」したいというのが、韓国語を学び始めたひとつの動機です。

富樫：言語学というのはどのような学問なのでしょうか。

辻野：ことばをめぐる問題であれば、基本的に言語学が引き受け得ます。この意味において、言語学が扱う領野は大変広いと言えます。言語学を学ぶのであれば、まず、音声学の知識を得なければなりません。調音器官の構造など、医学や解剖学の教科書にも出てきそうなことを徹底的に学びます。音声学自体、独立した学問ですので、厳密には言語学ではないのですが、言語学徒の必修科目です。言語学の枢要は、音声学的研究で得られた実体としての音を抽象的なレベルへと昇華させる、関係論としての音韻論や、形態論、統語論、文法範疇論のような狭義の文法論、談話論やテキスト論などでしょうか。主に意味を研究の俎上に載せる意味論や語用論も、もちろん言語学の域内です。また、連字符社会学(カール・マンハイム)ならぬ、連字符言語学ではありませんが、社会言語学や心理言語学などのように、言語学に他の語を冠した領域もあまたあります。社会言語学であれば、文字通り、社会と言語の関係を扱い、そこには文化的な要素も濃厚に関与しています。言語習得論などの分野では、核磁気共鳴画像法(MRI)や脳波計など、医学的な装置を用いた研究もあり、門外漢ながら医学や医療にも興味のある私としては、魅力的な分野です。自分ではまだそういうテーマで論文を書いたことがありませんが。一般に、

言語学というと、語源学や規範文法と同一視されている向きがありますが、そうした、人口に膾炙したイメージとはかなり異なると思います。

富樫：先生の具体的なご専門を踏み込んで伺いしてもよろしいでしょうか。

辻野：主に形態音韻論やアクセント論に関わる論文を書いてきました。具体的には、例えば、韓国語には〈n挿入〉と呼ばれる現象がありますよね。「韓国料理」を意味する「한국요리」は普通「ハンダギョリ」ではなく、境界に/n/が挿入されて「ハンダンニョリ」と発音される。これを〈n挿入〉と称呼するわけですが、一体どういう条件で起きるかという問題があります。一般的には先行要素が子音で終わり、後行要素が/y/か/i/で始まり、かつ後行要素が自立的な要素であるときに生じると説明されるのですが、実際に調べてみると、こうした条件を総て充足していても、〈n挿入〉が起きない場合があります。個人差や世代差、方言差も観察され、その実態について、調査を行なってきました。また、同じ形態音韻論的現象として〈濃音化〉という現象もありますが、これも、いかなる条件下で生起するのか、生起しないのかについての分水嶺は完全には分かっておらず、その研究も少しずつ進めています。

富樫：先生のご研究ではフィールドワークに軸足を置かれているのでしょうか。



辻野：そうですね。実際に韓国へ行ってインタビューを行なうなど、フィールドワークに基づいた研究をしています。先ほどお話した研究では、ソウル方言話者の若年層を対象としていましたが、その他、大邱でもフィールドワークを行なったことがあります。

富樫：大邱ということは、方言にもご関心がおありでしょうか。

辻野：はい。大学院時代には中期朝鮮語を一生懸命勉強していました。15世紀の朝鮮語には、意味の弁別に関わるピッチアクセントがあったことが知られています。このようなアクセント体系は現在のソウル方言では失われているのですが、慶尚道方言には残っています。しかも、中期語と一定程度の対応関係が維持された状態で残存している。このことを知って、仔細に調べたら絶対に面白いに違いないと思い、自分でも調査をしました。

富樫：今はどういったことをご研究されていますか。

辻野：先ほどお話した〈n挿入〉の続きで、ソウルではない別の地域ではどうなっているのかという点に関心があります。〈n挿入〉だけでなく、〈濃音化〉など、個人差が認められる形態音韻論的現象を中心に研究を進めています。また、最近では、言語教育に関する文章も積極的に物しています。言語教育というと、一般には、教授法の研究などといったイメージがあるかと思いますが、私の場合は、実践的な方法論よりも、教育実践を支える原理論的な側面に関心があります。「なぜことばを学ぶのか」とか、「言語とは何か」とか、「学びとは何か」などといった、哲学や思想の問題にも連なっていくような根源的な主題について、広く人文学的な知見を援用しつつ、思考を深めています。こうした問題は、顕示的エビデンスの提示が要求される学術論文という形では論じにくい場合もありますが、考究に価するテーマです。

富樫：いったいことばを学ぶとはどういうことでしょうか。

辻野：「ことばはコミュニケーションの道具」とよく言われますが、それは違います。一種の言語の矮小化でしょう。もちろん道具としての側面は否定できないのですが、言語は人間の存在の根幹に関わるもっと深奥なものだと思います。人間の思考を統べているものでもあるし、アイデンティティを規定するものでもある。知の筐体としての機能もある。それに、何よりも、言語は人間を他の動物から区別する種差です。しかし、言語の矮小化という病理は根深く、言語教育界の内部にさえ瀰漫しています。そもそも病識がない。そうした風潮に抗うべく、矮小化のエティオロジーを深掘りしつつ、私なりの文体と論理で、自己目的的な行為としての言語学習について、これからも発言をしていきたいと考えています。

韓国朝鮮学、韓国語教育と九州大学

富樫：九州大学にいらっしゃる前は韓国の大学で教育研究をされていたとお伺いしました。

辻野：韓国ソウルの誠信女子大学に3年間おりました。日語日文学科にいたので、日本語、言語学(日本語学)、古典文法などを韓国語で講じていました。

富樫：その後、九州大学にいらっしゃったのですか。

辻野：そうです。2012年4月に赴任しました。

富樫：韓国でのご経歴をお持ちでいらっしゃいますが、韓国学という枠組みでは九州大学はどのように感じられましたか。

辻野：何よりも韓国研究センターや文学部に朝鮮史学研究室があるということが素晴らしいと思いました。1974年という早い時期に朝鮮史学研究室が創設されているのですが、戦後、東京外国語大学に朝鮮語学科が復活するのが1977年なので、それよりも3年早いということになります。1970年代前半に、韓国朝鮮学を専門的に学べる大学が、天理大学、大阪外国語大学など、数校に限られて

いたことに鑑みると、朝鮮史学研究室の設置は、とても画期的なことであっただろうと思います。また、韓国研究センターも20世紀末という時代の転換期に、国公立大学でははじめての韓国学研究の拠点として華々しく設立されています。このように、九州大学には、つとに韓国朝鮮学の研究者集団としての組織が確固としてあり、その枠組みの中で個々の研究教育の実績がしっかりと蓄積されてきたことは誇るべきことだと思います。

富樫：そうですね。韓国でも、九州大学という韓国研究でも認知されていると思います。韓国語の授業をされるときに重視されていることはありますか。

辻野：学部1年生を対象とした初回の韓国語の授業の時に強調するのは、韓国語は、授業で習ったことがその日のうちに学内で実践できる言語であるということです。学食や次の授業で隣に座る人が韓国語母語話者である可能性は結構高い。そういう、日本に居ながらにして日常的に接し得る日本語以外の言語は、韓国語のほかには中国語ぐらいしかないでしょう。積極的に母語話者と話すことを奨励しています。

富樫：私も最初に韓国語を学んだ時は、使いたくて新大久保に行っていました。近年、K-POPなどの影響で、韓国語を学ぶ年齢層が高校生や大学生など若い世代へと移っている印象があります。韓国語を学び始めた学生になにかアドバイスはありますか。

辻野：大切なことは、常に韓国語に触れているということだと思います。特に「聴く」ことを重視するのがいいでしょう。韓国語は形態音韻論的交替が極めて激しい言語、つまり、聴き取りがとても難しい言語と言えます。ですので、聴く訓練を厭わず、徹底的に行なうことがまずは肝要ではないでしょうか。文字で見れば簡単なことが、耳で聴くとさっぱり分からないということが、とりわけ初級の段階ではよくあります。もうひとつは、留

学を希望する学生によく言うのですが、とにかく語彙を増やすということです。学生たちを見ていると、留学先で一番苦勞するのは、語彙が圧倒的に不足しているということのようです。語彙を増やすことは日本でもできることです。留学に行く学生も、行かない学生も、貪欲に語彙力に磨きをかけてほしいと思います。

富樫：先生は韓国語の授業を担当されておりますが、日本の大学で韓国語を教える意義、または学ぶ意義はどこにあると考えられていますか。

辻野：よく言われるように、異文化理解や相互理解などといったものも当然、言語学習の意義でしょうが、言語学徒としては、それらを超えたものがあると言いたいと思います。異文化理解、相互理解のためという、当為的な位置付けだけでは、どうしても言語が手段化され、後景化してしまいますから。韓国語学習は、先ほども申し上げたように、韓国語を通して母語の日本語を見るとどうなっているかとか、さらに飛翔して、ことばとは何かなどといった、より高次にして普遍的な問いを考える契機になり得ます。英語だけでは見えないことが韓国語にはたくさんある。日本語、英語に加え、第3の視点としての韓国語があり、こうした複数の言語によって、新たな自分を創り上げていく。そして、分割不可能なはずの個が、他者の言語を学ぶことで、思わず識らず複数の存在へと分かたれていく。この過程を体感することは実に知的刺激に満ちた営みではないでしょうか。このように、ことばを学ぶことは、外向きの行為であると同時に、内向きの行為でもあります。こうした、内向きの行為としての言語学習という側面は、もっともっと強調されねばならないと思います。



九州大学、韓国研究センターに望むことは…

富樫：韓国学研究的の専門家として九州大学へ望むことはありますか。

辻野：望むことではないのですが、韓国学研究的が盛んな九州大学で、韓国語学研究的の専門家が、史学研究的者などに比べて、あまり育っていないのは残念なことだと思います。一番の要因としては、これまで九大大学院の教員に韓国語学プロパーの専門家がほとんどいなかったということがあってと思います。大学院で、一般言語学研究的の素養も具備した、真の韓国語学研究的の専門家を育成するということが、これからの私の重要な仕事だと思っています。院生たちをスーパーバイズすると同時に、私自身ももっともっと研鑽せねばなりません。

富樫：韓国研究センターに対してはいかがでしょうか。

辻野：韓国研究センターがこれまで培ってきたネットワークを利用して、講演会や研究会を積極的に行なっていくことは意義があると思います。また、韓国研究センターは来年伊都キャンパスへ移転しますよね。合わせて人文科学研究院も伊都キャンパスへ移転します。今は、九州大学の韓国学研究的者が箱崎キャンパスと伊都キャンパスに分かれています。来年からは一堂に会するわけです。ですので、九州大学の韓国学研究的研究全体を統括

していただくという役割を期待しています。

富樫：これまでも韓国研究センターは定例研究会やセミナーを開催してきていますが、伊都キャンパスにいらっしゃる先生からは、「行きたいのになかなか時間が合わない」というご意見を頂戴してきました。伊都キャンパスに移転した後は、より多くの方にご参加いただけるかもしれません。そうした繋がりを大切にする必要がありますね。

辻野：韓国学研究的の先生方や、韓国に興味がある学生たちをまとめていただく役割が大切になってくると思います。現在は個人でやっているという感じが強いので、交流会なども設けていただければいいなと思います。

富樫：そうですね。韓国に興味がある学生を発掘していくというのは韓国研究センターの使命かもしれません。

辻野：そういった意味では、アジア太平洋カレッジというのは大変良いプログラムだと思います。私の担当科目に「韓国語フォーラム」という授業があります。この授業では韓国語だけではなく、文化的な話も多くしていますが、履修している学生にこの授業を選択した理由を尋ねると、少なからぬ学生がそのきっかけとしてアジア太平洋カレッジを挙げています。

富樫：そういった意味でも韓国研究センターが果たしていく役割は大きいと言えますね。言語学者として、教育者としての貴重なご意見ありがとうございました。

インタビュー日：2017年11月22日

場所：伊都キャンパス 比文言文研究教育棟 314号室

第二部 研究

講演

朝鮮古代史研究から東アジア史への展望

李成市（早稲田大学文学学術院）

はじめに

このたび九州大学韓国研究センターが主催する第2回韓国前近代史若手セミナーの講演を依頼された。若手研究者諸氏の研究に対する問題関心を高めることに寄与できれば幸いである。また、このような機会を設けて下さった企画委員の方々に感謝したい。最初にお断りしておくが、私はこれまで同様の主題で講演を行ったことがあり、多くの部分で重複している点について、ご寛恕願いたい。

ところで、私自身がこれまで研究に従事してきた問題意識については、2016年6月に英国がEUを離脱することが決定した際に求められて書いたエッセイがある。そこで朝鮮古代史研究と東アジア史に対する考え方を率直に述べたことがある。その後、讀賣新聞のデジタル版(International:Opinion:WASEDA ONLINE TheJapan News by the Yomiuri Shimbun)に「Brexitの衝撃から——東アジア史は希望の宝庫たりえるか」(The Brexit Shock—Can We Find Hope in East Asian History?)というタイトルのもと、今年の7、8月に日本語と英語で各々紹介されたので、主題にも関わることもあり最初に紹介したい。

(1) Brexitの衝撃

6月23日の国民投票でEU離脱票が残留票を上回り、英国は28カ国に拡大したEUから離脱する初めての加盟国となった。このニュースに接した私は、これまでの自分の研究を全否定されたかの

ような衝撃を受けた。

人類の歴史は、各地域の共同体から国民国家に至る過程ではない。それは通過点にすぎず、諸国家は対立や利害を超えて、より大きな政治的、経済的共同体に向かって拡大していく。従来の「歴史」は、19世紀以来の国民国家を到達点と見なすがゆえに、国民国家を過去に投影した歴史像を構築し、それを疑問なく受け取ってきた。しかし近代国家が通過点に過ぎないのならば、これまでの歴史像は新たな現実から書き直されなければならないのではないか。EUの着実な拡大の過程をみながら、そのような確信は強まっていった。ちょうど私の研究が様々な形になりつつあったころでもあり、ベルリンの壁崩壊後の欧州の現実の動きは大いに励ましになった。

(2) 東アジア史研究との出会い

70年代初めに大学に入学すると、私は朝鮮古代史の研究を一生の仕事にしたいと思うようになった。というのも、国内外で新たな研究が次々に世に問われた時期でもあったからだ。韓国や北朝鮮の歴史学界では、戦前に日本人研究者によって強調された他律性史観、停滞史観の克服、さらに朝鮮文化の独自性の解明などが課題となっていた。要するに、植民地史観の克服がめざされており、これまで通説とされていた研究が懐疑にさらされていた。

そのような南北の学界の動向を気にかけるながらも、私には1960年代から日本の歴史学界の潮流となっていた「東アジア」という枠組で歴史を捉え

る方法論に傾倒するようになっていた。植民地主義の克服は必須の課題ではあるが、それが行きすぎると戦前の日本の皇国史観のようにショービニズム(排外主義)に陥るのではないか、一国史の枠組は歴史のダイナミズムを見失うことにならないだろうか¹。そうした疑問を感じながら、東アジアの視点から古代朝鮮の国家形成、国際関係、文化交流に関する論文を70年代の終わり頃から書き始めた。

(3) 東アジア史の中の朝鮮古代史

1998年に学位論文としてまとめた著作は、朝鮮半島の古代を対象とする研究ではあるが、あえて『古代東アジアの民族と国家』というタイトルで刊行した。その前年には、正倉院宝物の伝来ルートを手がかりにした古代の交流史を『東アジアの王権と交易』という書名で上梓していた。その後、発表した単著も『東アジア文化圏の形成』、韓国で刊行した史論集も『創られた古代—近代国民国家の東アジア言説』という書名で、いずれも「東アジア」にこだわった。

一国史に還元できない歴史は、史料からいくらかでも探し出すことが可能なのであるが、一国史というドグマが「みても見えず」という不自由をもたらす。たとえば、30万点以上の出土がある古代日本木簡は「中国、朝鮮と無縁であって、日本列島に独自に生まれ展開した」と1996年当時、ある学会で長老学者が語気強く主張していた。しなしながら、

1 この点を痛感したのは、朝鮮史研究会が1978年に『新朝鮮史入門』を企画し、「前近代の朝鮮文化史」の執筆の依頼を受けたことを契機とする。当時ようやく学術論文を書き始めた頃であり、また日本に「朝鮮文化史」(「過剰な期待」)を受けて困惑した。しかしながら、原稿締め切りまで読んだ論文は著作を含めて300以上であったと記憶する。それらをまとめた冒頭において書かざるを得なかったのは、朝鮮文化史に関する言説の「ショービニズム」についてである。朝鮮史研究会編『新朝鮮史入門』(1981年6月、龍溪書舎)参照。

この10年の間に韓国木簡の出土と、それに基づく日韓比較研究で、そのような独りよがり、あっさり否定されてしまった。韓国木簡研究は私にとって東アジアにおける文明の伝播と受容のダイナミズムを裏づける貴重な体験でもあった。

このような認識に至る過程は、単に新たな資料の発見にあったのではない。隣国の研究者との人的交流が深まる中で、お互いの知見を交換しながら、資料と方法を共有していくという文字どおり共同研究が深化した成果でもあった。

(4) 現実と東アジア史研究

90年末以降、東アジア諸国で生じた教科書問題や歴史認識問題では、国家が主導する共同研究が開催されたが、それらは外交交渉のようなものであって、ナショナリズムを強化することになって学問的には不毛な結果しか生まなかった。その一方で、民間の研究者の交流が深化し、日中韓の近現代史の副教材も作成され刊行された。EUがヨーロッパの歴史を教科書として刊行したように、東アジアでも同様の歴史教育の必要性が説かれるようになっていった。

英国のEU離脱が発表された直後、ある会合で冒頭に記したような痛恨の思いを述べて2週後、英国の歴史家ティモシー・ガートン・アッシュ氏がEU離脱の衝撃を「わが政治人生における最大の敗北」と表現したことを朝日新聞(7月14日東京版)のインタビュー記事で知った。「問題は地理的、歴史的、文化的に帰属するかではなくて、特定の政治目標を共有するかどうか、ということなのです。(欧州と)東アジアとの決定的な違いはそこにある」とアッシュ氏は言う。しかし決して東アジアに希望がないわけではない。アッシュ氏は「最も重要なのはグローバル化で敗者となった人達に希望のメッセージを与えることです」と述べている。私には

「東アジア史」が希望の宝庫になりうるか否かが切実に問われていると受けとめられた。

以上のようにエッセイで述べたが、ここには、私が朝鮮古代史研究から出発しながらも、一國史を克服するために東アジア史を志し、そのような視角から木簡研究に携わるようになったこと、さらに現在、古代史研究に従事しながら、東アジア諸国間の歴史認識問題に深い関心を持っていること、そして、東アジア史を考えることは東アジアの現実に貢献することでもあるという私の考えを簡潔に記した。私の朝鮮古代史研究や、さらには東アジア史は日本の学界や日本を取り巻く国際環境抜きに語るができないと考えたからである。そこで、以下に朝鮮古代史を学び始め、やがて東アジア史研究へと向かった契機について具体的に述べることにする。

1. 私が朝鮮史を学ぼうとした頃

私は1952年に日本の名古屋市で生まれ、義務教育から大学、大学院まで一貫して日本の教育を受けた。高校から大学に進学する70年代の始めには、日本で活躍する朝鮮人作家の金達寿氏が日本列島各地に残っている古代朝鮮文化の痕跡を訪ね歩いたノンフィクション『日本の中の朝鮮文化』(第1巻、1970年、講談社)がベストセラーになり、やはり在日朝鮮人作家の李恢成氏が1972年に『砧を打つ女』で芥川賞を受賞するなど、日本中で日朝関係に対して新たな関心もたれるようになる時代であった。

もともと中学生や高校生の頃から歴史や考古学に興味を抱いていたが、高校在学中あるいは大学へと進学する頃に、古代日朝関係史においてもセンセーショナルな話題が耳目を引き、関心はいっそう高まっていた。たとえば、朝鮮民主主義人民

共和国(以後、北朝鮮と略す)の代表的な学者である金錫亨氏の著作が翻訳され(『古代朝日関係史』勁草書房、1969年)、古代の日朝関係史は大和朝廷の朝鮮半島支配ではなく、朝鮮半島諸国の日本列島における分国の歴史(植民の歴史)という大胆な仮説が学界を揺るがしていた²。また72年には、古代日本の朝鮮半島支配を裏づける決定的な史料とされてきた広開土王碑文は、「陸軍参謀本部によって改ざんされた」という学説が発表されるや、日本の代表的な新聞は全て第一面でこれを紹介していた。NHKは、碑石の改ざんが可能か否か実験してみせる番組まで作成し、この説の可能性を強調していたことを記憶している³。

ほぼ同じ頃、奈良県明日香村の高松塚から壁画古墳が発見されると、高句麗の壁画古墳との関係が新聞、テレビなどジャーナリズムを賑わせ、渡来人(帰化人)の役割が古代史で注目されるようになった。金達寿氏の『日本の中の朝鮮文化』はますます多くの読者を獲得し、古代の日朝関係史は市民をも巻き込みながら、学界の通説に対する異議申し立てをする動きが顕著になっていった。

このように1970年代の初頭は、古代の朝鮮半島と日本列島との関係が広く社会問題として話題になっていた時代であった⁴。そうした潮流の中で、

2 日本古代史研究に与えた衝撃については、鈴木靖民『古代国家史研究の歩み—邪馬台国から大和政権まで』(新人物往来社、1983年)を参照。

3 広開土王碑文研究の再検討は、日本近代史研究者である中塚明氏による「近代日本史学における朝鮮問題—とくに「広開土王碑」をめぐって」(『思想』561、1971年(原載)、『近代日本の朝鮮認識』研文出版、1993年)によって着手され、それを受けて李進熙氏が陸軍参謀本部改ざん説を提起した。陸軍参謀本部のスパイ活動が碑文研究に深く関わっていたことは、佐伯有清『研究史広開土王碑』(吉川弘文館、1974年)によって解明された。しかし碑文の「改ざん」(その後「すり替え」と変更)という李進熙の主張(『広開土王碑の研究』吉川弘文館、1972年)は、現在の研究では、日本のみならず、国際的にも全く認められていない。その後の広開土王碑をめぐる研究に、李成市「表象としての広開土王碑文」(『思想』842、1994年)、武田幸男『広開土王碑との対話』(白帝社、2007年)、同『広開土王碑墨本の研究』(吉川弘文館、2009年)、李成市「石刻文書としての広開土王碑文」(『東アジア出土文字資料と情報伝達』汲古書院、2011年5月)などがある。

4 この当時の動向は、1974年の春に刊行された雑誌『東アジアの古代文

社会的に注目を集めている古代の日朝関係史を学問的に検証できるのか、大学で学んでみたいと漠然とはあるが考えるようになっていた。

当初の希望どおり早稲田大学文学部に進学したものの、大学内に朝鮮史研究の専門家は皆無であった。しかし東洋史学科の福井重雅先生は学界で活躍されている宮田節子先生に紹介状を書いて下さり、それをもって朝鮮史研究会の月例会を訪ねた。初めてお会いした宮田先生は、東京大学の武田幸男先生⁵、國學院大学の鈴木靖民先生⁶を紹介して下さいました。お二人は当時すでに日本を代表する朝鮮古代史研究者、日本古代史研究者でいらしたのですが、こうして古代日朝関係史が市民の注目的となっていた70年代の半ばに、両先生の下で学部や大学院の講義、演習を受講しながら、朝鮮古代史の勉強を始めるという幸運に恵まれた。

2. 日本における朝鮮史研究の位置

やや奇異な物言いになるが、朝鮮史は、日本で学ぶ外国史の中でも、かなり特殊な位置を占めている。たとえば、英国史やフランス史を研究しようとするれば、英国やフランスといった「本国」の研究

化』(大和書房)に詳しい。この雑誌の総目録と、その果たした歴史的な役割などについては「座談会『東アジアの古代文化』成果とゆくえ」最終号(2009年、136号)を参照。

- 5 戦後日本を代表する朝鮮史研究者であり、古代史のみならず、高麗史、朝鮮時代史にわたる多くの著作がある。主著は『高句麗史と東アジア』(岩波書店、1989年)。緻密な史料批判の上に構築された実証史学は、われわれ後学が継承すべき研究基盤である。個別実証論文のみならず、『奴隷制の封建制』(旗田巍編『朝鮮史入門』太平出版、1966年)のような研究の手引きから通史、概説、書評に至まで、どの論考からも数多の知的刺激をうける。
- 6 日本列島内の多様な地域間交流をはじめ、朝鮮半島、中国大陸、沿海州、オホーツク沿岸を含めた諸地域との関係を、文献のみならずフィールドワークによって得られた考古学的知見を駆使して古代日本の対外関係史を再構築している。交流史が相互関係であるがゆえに、日本列島との交渉があった当該地域の歴史や言語がわからなければ、対外関係史研究ができないことを、身を以て示されている。主著は『古代対外関係史の研究』(吉川弘文館、1985年)。

者が唱える学説から学ぶことは当然であり、それらの本国の研究から全く離れて日本において研究がなされることは殆どありえない。

改めて言うまでもなく、外国史研究は、まずはその土地に生きている人々が自分たちの過去に関する研究をいったん受けとめ、現地における研究成果を学習することから通常は始まる。外国史を学ぶということは、外国という他者と、その地の過去(その地に居住していても一般の人には知りえない他者)という二重の他者と向き合うことを意味する⁷。このような当然すぎることに思いを致すようになったのは、韓国学界との交流が増し、研究者との対話が繰り返されるようになってからであった。

ところが、日本の中国史研究にもやや似たところがあるが、日本における朝鮮史研究は長い間、本国(韓国や北朝鮮)の研究とは直接関係なく、日本の学界で、ある意味では自己完結的に行われてきたという歴史的経緯がある。そもそも日本の朝鮮史研究は、近代日本が朝鮮の植民地統治あるいは植民地支配の正当化のため、それまでの土地所有関係を明確にする目的から「旧慣調査」が始まり、そうした事業の一環として、歴史、民族、習俗など、様々な調査が20世紀初頭に着手され、それ以来、日本人の手によって近代の学問として研究がなされてきた。植民地支配のための学問であるがゆえに、国家プロジェクトとして膨大な予算と人材が投入されてきた。近代的な意味における「朝鮮史」研究は、改めて言うまでもなく、まずは日本人による日本人のための学問として出発した⁸。

7 私たちは百数十年前までの前近代の歴史を容易に理解できる漠然と考えているが、百年以上前のことが現在の類推で容易に理解できると思うのは錯覚というほかない。外国の文化(異文化)が周知な調査によって初めて理解できるように、自分の社会の過去も、相当の覚悟と準備がなければ理解することはできない。百年以上前の歴史が容易に理解できないという指摘は、安部公房『内なる辺境』(中央公論社)を参照。

8 李成市「コロニアリズムと近代歴史学—植民地統治下の朝鮮史編修と

1945年まで、そのような朝鮮史研究が日本人の手でなされたが、植民地支配が終わった後も、本国における研究とは別個に、既存の研究蓄積の上に、戦後の日本における朝鮮史研究が再開され、国際的にも最も高い水準の成果が生みだされた⁹。しかしながら、それらは韓国や北朝鮮の研究とは殆ど切り離された形で行われてきたところがある¹⁰。そうした意味において、日本の朝鮮史研究は、他の外国史、とりわけ日本におけるヨーロッパの諸国を対象とする歴史研究とはかなり異なる。

ただし、支配のための歴史研究といえば、インド史をはじめ、アジア諸国の歴史は大なり小なり植民地宗主国の研究者によって着手されたという点で共通点があるとも言える。しかしながら、これに加えて、外国史としての朝鮮史の特殊性は、植民地から解放された後に、本国の歴史研究が全く異なる二つの体系を、相互に対抗しながら今日に至るまで作り上げているという点にある。1948年

に朝鮮半島の南に大韓民国が、北に朝鮮民主主義人民共和国が各々国家イデオロギーを異にして成立し、自国を正当化するために各々が依拠するイデオロギーによって現在に至るまでの歴史を各々に叙述してきた¹¹。

とりわけ北朝鮮では、史的唯物論あるいは70年代以降は主体思想に従い、解放後の社会主義国家に至る歴史的過程を、いわば必然の過程として構築している¹²。南北において古代史から近代史に至るまで、相互に共有する歴史が全くないというわけではないが、近代史の認識については隔絶しており、そのような歴史認識の相違は、外国史として日本で朝鮮史を学ぶものをたじろがさずにはおかない。

しかし、最も重要な問題は、二つの本国の歴史研究の体系が異なることもさることながら、20世紀初頭以来、継続して日本人によって担われてきた朝鮮史研究と本国との相違についてである。その違いを生じさせているのは、南北両国の研究が共に、日本人によって構築されてきた朝鮮史研究の克服、つまりは植民地史観の克服という共通の課題を掲げてきたことが、日本の朝鮮史研究との違いを際立たせている¹³。

古蹟調査を中心に」(永田雄三,寺内威太郎,矢島国雄,李成市『植民地主義と歴史学』(刀水書房,2004年)。

9 戦前における日本人研究の批判的検討は、朝鮮史研究会・旗田巍編『朝鮮史入門』(太平出版社,1966年)、朝鮮史研究会編『新朝鮮史入門』(1981年、龍溪書舎)に収められた旗田論文を参照のこと。なお日本における韓国史研究の現状については、朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』(名古屋大学出版会,2011年)参照。

10 国際学術会議が日常化し、研究者相互の往来が頻繁になっている今日では全く信じがたいことであるが、私が学部生、大学院生の頃には、本国(南北)の研究者が日本を訪れることは、ほとんどなく(高松塚古墳発見の際に南北の代表的な学者が日本を訪れたのは希有な事例であった)、また日本の研究者が南北を訪問することも極めて珍しいこととされた。韓国に留学する日本人研究者が皆無であったというわけではないが、彼らは独裁政権に荷担しているかのように白眼視された。さらに80年代初頭まで、旅行すら許しがたい行為とみなされ、帰国後はつるし上げのような非難を浴びることがあった。一方、現今の国際学術会議の日常化のスピードは、改めて考えるべきことが少なくない。例えば、国際コリア学会は、2年に一度、世界の10カ国以上から朝鮮学研究者が一堂に会し、北朝鮮学界との交流を行っている。日本からの朝鮮史研究者の参加は殆ど無いようであるが、こうした状況は、日本の朝鮮史研究をゲッター化する恐れがある。AASに代表される学会を始め、今や世界中で開催される韓国学、朝鮮学の国際学術会議が日常化しており、一国内の問題意識に留まることなく様々な 이슈が研究対象となっている。朝鮮史研究も、国際的な歴史学の文脈で何が問題になっているのか、何を問題にすべきかを検討することによって、国際的学界の場で問題提起することが切実に求められているように思われてならない。

11 私が学んだ韓国において編纂された代表的な通史には、国史編纂委員会編『韓国史』(1973年-1978年)全25巻があり、北朝鮮で編纂された通史に、『朝鮮通史』(社会科学院,1970年-1980)全30巻がある。日本語で読めるものには、李基白(武田幸男監訳)『韓国史新論』(学生社,1979年)と孫永鍾他編『朝鮮通史 上』(外国文出版社、平壤、1992年)が最も身近にあった。現在、日本における最も詳細な通史には、李成市・宮嶋博史・糟谷憲一編『世界史大系 朝鮮史』(全2巻、山川出版社、2017年)がある。

12 北朝鮮のマルクス主義歴史学については、既存の民族史学を徹底的に批判しつつ、朝鮮の植民地支配からの独立を理論化した白南雲の1930年代の歴史学を出発点としていることに留意する必要がある。白南雲については、李成市『植民地朝鮮におけるマルクス主義史学—白南雲『朝鮮社会経済史』を中心に』(磯前順一・ハリイ・D・ハルトウニアン編『マルクス主義という経験』青木書店、2008年)を参照。また、韓国の立場から北朝鮮の歴史研究を分析したものに、都冕会ほか『北韓の歴史研究』(歴史問題研究所、ソウル、2000年)がある。

13 韓国人の立場から、日本における朝鮮史研究を多面的に批判した史学史には、李基白『民族と歴史—現代韓国史学の諸問題』が泊勝美氏の翻訳によって日本に紹介された(東出版、1974年)。この書に掲載

南北両国が克服の対象としている日本のかつての朝鮮史研究には、いくつかの特徴があるが、一つは停滞史観、もう一つは他律性史観である。前者の停滞史観は、19世紀末に、韓国が独力で近代国家を作り上げることができなかつたことを朝鮮の内在的な問題としてとりあげてきた¹⁴。後者の他律性史観は、地政学的に中国や日本などの外部の勢力(外圧)によって左右され、その歴史的な展開に自律性がないことが強調されてきた。

このような植民地支配を合理化する研究を批判することを主要な課題としながら、さらに二つの本国の研究と常に向き合わなければならないところに、日本で朝鮮史を学ぶ大きな意義の一つがあると私は考えている。

私がここで植民地主義にあえて言及するのは、朝鮮史が抱えている「植民地主義の克服(脱植民地主義)」¹⁵という問題は、韓国と北朝鮮という二つの「本国」が存在することにみられるように、この地域に戦前の植民地主義を未解決にさせた冷戦構造が依然として残っているという現実を喚起するためである。分断状況の克服は日本にも関わる重大な問題である上に、植民地主義の克服は人類史にとっても普遍的な課題であるがゆえに、朝鮮史研究は、世界史的な課題に取り組むことになりえ

るのではないかという点を強調したい¹⁶。

3. なぜ古代史研究なのか

以上のような朝鮮史研究の特殊性を踏まえた上で、なぜ私の研究対象が古代史なのかという点について述べたい。それを端的に物語るのは、朝鮮古代史研究がわれわれの想像以上に、朝鮮の植民地支配の合理化に動員されたという事実である。それゆえ解放後の南北の歴史学界は、戦前の日本人による朝鮮古代史研究の批判に多大な力を費やしてきたという経緯がある。

たとえば、韓国併合があった1910年に日本歴史地理学会が編修した『歴史地理 臨時増刊 朝鮮号』(1910年11月、三省堂書店)を見てみると、当時の日本を代表する学者たちのほとんどが執筆しており、この特集の目的は、古代以来の日本と朝鮮の関係史を説きながら、韓国併合を言祝ぐという編集になっている。実に、執筆者22人のうち、半数の11人が古代における日本の朝鮮支配に言及し、その年の韓国併合に結びつけるという論文を執筆している。要するに、古代史研究は、同時代の韓国併合という現実の政治に深く関わっており、韓国併合は古代への復古という国民的な通念を形成するイデオロギーとして大きな役割をはたしたのである¹⁷。

日本では学説史上、古代日本の朝鮮半島支配は、「任那日本府」という統治機関を通して4世紀半ばから562年に至る約200年間にわたってなされたと考えられてきた。ところが、1945年以後の南北の研究者による批判的研究、とりわけ韓国における

された李基白氏の旗田巍『朝鮮史』(岩波書店)批判によって、旗田氏は当時、毎年増刷されていた同書の絶版を決意させた。古代日朝関係と朝鮮王朝後期に対する叙述に、植民地史観を克服できていない箇所があるという批判であった。遅きに失した感があるが、植民地主義批判の立場から、戦後の朝鮮史研究を批判的に検証する時期に至っていると個人的に痛感している。たとえば、植民地朝鮮から引き揚げてきた研究者を中心に組織された朝鮮学会について、日本の学界において本格的な学問的分析がなされていないままにある。

14 戦後日本の朝鮮史研究をリードした旗田巍氏による優れた史論集に(『日本人の朝鮮観』勁草書房、1969年)と『朝鮮と日本人』(勁草書房、1983年)があるが、停滞論、他律性史観の批判については、各々取られた論文を参照のこと。

15 脱植民地主義(ポスト・コロニアリズム)とは、植民地体制が克服されず終わっていない状況をさす。このような問題意識から植民地時代とそれ以後の日本と韓国の状況を、博物館を事例にして論じた拙稿「朝鮮王朝の象徴空間と博物館」(宮嶋博史・林志弦・李成市・尹海東編『植民地近代の視座—朝鮮と日本』岩波書店、2004年)がある。

16 李成市「植民地文化政策の評価を通してみた歴史認識」(三谷博・金泰昌編『東アジア歴史 対話—国境と世代を越えて』東大出版会、2007年)。

17 李成市「韓国併合と古代日朝関係史」(『思想』1029、2010年1月)。

1970年代以降の開発に伴う考古学の発掘調査の成果と、日韓の文献学の研究成果によって、その論拠を失い、今日では日本の学界において古代日本の朝鮮半島支配説は全く否定されている¹⁸。

しかしながら、古代日本の朝鮮半島支配説は、韓国併合と重ね合わされて国民の通念となり近代日本人のアイデンティティの核を形成しているために、そのような学説は成立しえないという学界の共通認識は、いまだに日本国民の常識とはなっていない。それゆえ、朝鮮古代史と国民意識形成の問題は、日本人のみならず、韓国人・朝鮮人にとっても同様に大きな問題である。むしろ逆に、韓国、北朝鮮にとって、近代日本の古代史研究の批判から出発した金錫亨『古代朝日関係史』のように、支配のベクトルを韓国・朝鮮から日本へと転倒させた古代史が解放後の両国民のアイデンティティにとって重要な位置を占めていることも軽視できない深刻な問題である。史実とは無縁の荒唐無稽な朝鮮古代の史劇が大河ドラマとして韓国のテレビを賑わすのも、その現れの一つと私はみている¹⁹。

現在の韓国においても所謂「似而非^{サイビ}」史観なるものが市民から国会議員までを巻き込んで、誇大妄想的な古代史を学界に突きつけている。表面的には、国民の税金で運営されている東北アジア歴史財団が標的にされているようであるが、学界が有効な再批判を展開できていないところに現在の韓国学界の困難な現状が見て取れる。日本にも無

根拠な古代史を主張する国会議員や市民団体は存在する。しかし、戦前の津田左右吉事件や戦後の家永三郎教科書裁判、新しい歴史教科書問題のような近代歴史学が孕む本質的な問題への学問的な対応には至っていないように思われてならない。

翻ってみるに、20世紀初頭に清朝、ロシア、日本といった大国の狭間で、近代国家形成の途上で国家の独立が危殆に瀕したとき、申采浩を始めとする啓蒙史家たちが、古代朝鮮の歴史を説きながら民族意識の創出を企図した。かれらは、紀元前2333年に建国したという檀君神話を高調し、中国東北地方にまで展開した扶余、高句麗、渤海の歴史版図を朝鮮民族の故地として設定して、その広大な地域で展開した歴史を(近代的な意味での)朝鮮民族の誇りとして力説している²⁰。その後、植民地支配下でも、解放後においても、そうした歴史観は、様々な水脈を通して南北の歴史学界に継承され、植民地期の日帝との闘争が強調された分だけ、徹底した国民国家形成期の歴史学の批判は回避され、南北において中絶されてきたように見られる。

こうした背景もあって、古代の日朝関係史とは、古代の問題に止まらず、近現代の朝鮮人と日本人の

18 日本における最近の研究成果については、田中俊明『古代の日本と加耶』(山川出版社、2009年)が教育者や市民に向けて分かりやすく問題点を説いている。

19 たとえば、現在の北朝鮮、中国、ロシアにまたがる地域に歴史を展開した渤海史に関する理解をめぐっては、上記の国々に加え、韓国、日本の五カ国で各々異なる。そのような研究状況について、李成市「渤海史研究における国家と民族」(『朝鮮史研究会論文集』25、1988年)、同「渤海史をめぐる民族と国家—国民国家の境界をこえて」(『歴史学研究』626、1991年)を参照。こうした史学史上の問題点については、李成市「古代史にみる国民国家の物語」(『世界』611、1995年)で論じたことがある。

20 注19に掲げた私の渤海史をめぐる「南北国論」批判は、韓国の学界において、しばしば批判の対象となる。しかし冷静に考えてみるべきは、南北国論の端緒となった朴時亨の「渤海史研究のために」は、古代の国家の性格は支配集団の「血筋」で決まると主張している。後に述べるように、現在の東アジア諸国が共通して抱える問題の一つにレイシズムがある。とりわけ日本のレイシズムは深刻な状況にある。古代史研究者は今一度、近代国家において国民の血統や出自を問題にし、さらに民族のすべてが平等というわけではないと主張したのは一体、誰であるのか、その彼が何を指示し、何を行ったのかをよく考えてみるべきである。しかも、この東アジアにおいて国民の血統を最初に問題にしたのは帝国日本の臣民たちであり、かれらは台湾、韓国などを植民地にする過程で民族的優越感を形成し、帝国が崩壊した後も「帝国を支えていた集団的な空想」が簡単に変わることなく、「過去の植民地統治の階層秩序に固執」し、尊大な矜持から抜け出せない宗主国民の「殆ど滑稽」な姿に対して、酒井直樹(「ボックス・アメリカナの終焉とひきこもり国民主義」『思想』1095、2015年7月)は「ひきこもりの国民主義」と評している。古代史に血統を投影することの問題性を自覚すべきではないかと私は考える。この点について、津田左右吉に即した私見は以下の拙稿で述べた。「アジア認識—津田左右吉の事例を中心に」(歴史科学協議会編『歴史学が挑んだ課題』2017年、大月書店)。

アイデンティティが交錯する場でもあると言える²¹。東北アジアの広大な地域に展開したという朝鮮の古代国家形成史とともに、古代日朝関係史は、現在の韓国人・朝鮮人のアイデンティティに結びつけられて考えられているとみなさざるをえない。古代史研究が古代史にとどまらず、近代や現代にも大いに関わることの一端がこうした問題から見る事ができる。朝鮮古代史研究は、近代朝鮮思想史の問題でもあり、すぐれて近代日本思想史の問題であるといえる所以である²²。

4. なぜ「東アジア史」なのか

次に私が東アジア史研究に関心を抱いていることについて述べたい。興味深いことに、韓国では東アジア諸国に先んじて、高校の歴史教育では韓国史と世界史に加えて、2012年から東アジア史の授業を正規に開講している。しなしながら、1990年頃まで、韓国の歴史研究者の間では、「東アジア」という言葉を用いて歴史を語ること自体タブーに近いものがあった。韓国において「東アジア」という言葉は、1990年代になって初めて人文社会科学の分野で使われ始めたことが明らかにされている²³。

韓国において25年前まで「東アジア」という歴史がタブーであったかと言えば、それは極めて正当な歴史的な理由があった。すなわち、1930年代に日本は日中戦争の過程で、戦争を合理化するために「東亜」や「大東亜」という言葉を使いながら、戦略的に、近隣諸民族の融和策を研究者たちに構想させたという経緯があるためである。東アジア（「東亜」）は、明らかに1930年代から始まる日本の中国侵略と、それによって引き起こされた日中戦争を正当化するための近代日本の戦略的イデオロギーであった²⁴。

しかしながら、私が歴史研究を始めた頃、日本古代史や近代史研究の学会においては、もはや一国史的方法では研究は困難であるという問題意識が共有されはじめていた。特に西嶋定生氏は、東アジアという枠組みで歴史を研究する意義を1962年から1970年ころにかけて理論化していた。私が大学に入学する直前のことである。

私の見るところ、西嶋氏によって理論化された「東アジア世界論」は、約50年にわたって日本の学界のグランドセオリーとなっている²⁵。ここで言う「東アジア世界」とは、漢字文化圏とそれを形成させた中国の皇帝を中心とする政治圏が一体となって形づくられた自己完結的な世界（東アジア世界）を指している。そして漢字文化圏とは、漢字を媒介にして儒教、漢訳仏教、律令といった中国に起源する文化を受容した地域である。また政治圏とは、中国の皇帝を中心として形成された国際秩序が及

21 李成市「三韓征伐」(板垣竜太他編『東アジアの記憶の場』河出書房新社、2011年4月)。

22 近代歴史学の成立がどのような副作用をもたらすかは、端的に日本において1940年の津田左右吉事件をみれば明らかである。近代歴史学における「古代史の成立」とは、歴史学の論文よりは森嶋外の小説「かのように」(『中央公論』1912年1月)が最も参考になる。たとえば、嶋外は主人公(帝大國史学科を卒業してドイツ留学をした秀麿)に次のように語らせている。「まさかお父様だって、草昧の世に一国民の造った神話を、そのまま歴史だと信じてはいられまいが、うかと神話が歴史ではないと云うことを言明しては、人生の重大な物の一角が崩れ始めて、船底の穴から水の這入るように物質的思想が這入って来て、船を沈没させずにはおかないと思っていられるのではあるまいか」、「秀麿は父の誤解を打ち破ろうとして進むことを躊躇している。秀麿は父が為には、神話が歴史でないと云うことを言明しても、果物が堅実な核を蔵しているように、神話の包んでいる人生の重要な物は、保護して行かれると思っている」。

23 白永瑞氏の諸論文を参照。いまでも想起されるのは、サバティカル

で1998年に韓国に滞在中、講演を依頼されると「東アジア文化圏の形成」に関わる話しをしたが、その際に必ず「大東亜共栄圏」と「東アジア文化圏」との違いを明確にして論じるべきであり、軽々に「東アジア」を歴史の議論に持ち出すべきでないとの批判を受けたことである。その一方で、1998年は、韓国において「東アジア」や「東洋」を冠した季刊誌(『東アジア批評』『東アジア文化と思想』『今日の東洋思想』)が多く刊行された年でもある。

24 米谷匡史『思想のフロンティア アジア/日本』(岩波書店、2006年)。

25 李成市「東アジア世界論と日本史」(『岩波講座日本歴史』22、2016年2月)。

んだ地域である。中国の皇帝が漢代以降、周辺諸国・諸民族の首長に中国の爵位や官職を与えて形成された秩序構造は「冊封体制」とよばれている。このような地域には現在の中国、南北朝鮮、日本、ベトナムがあてはまる。

こうした近代以前の二千年にわたる歴史の枠組みとしての東アジア世界論の構想は、戦前の体制下で独善的に特異化された日本の自己中心的な歴史観(皇国史観)を克服し、あらためて世界史の文脈の中で日本史を理解しようとする試みであった。そのような明確な目的をもつ東アジア世界論の由来を求めてゆくと、それが1950年代に遡り、その時代の現実と深く関わっていたことが判明する。

すでに多くの拙稿で述べていることではあるが、簡単に紹介すると、1950年代に世界史教科書の執筆に従事していた上原専祿氏(1899-1975)は、世界史像の自主的な形成を国民的な課題として掲げていた。日本人の世界史における現代アジアへの問題意識が希薄であることを訴え、日本はアメリカの政治的従属下にあり、そのままでは戦後のアジア・アフリカ諸国と直接向き合うことができず、これでは真に世界史を生きる事ができないと上原氏には深刻に感じられていた。第一次世界大戦以後の世界秩序は、ヨーロッパ人によって支配の対象として作りあげたヨーロッパの秩序であり、これをアジア・アフリカ諸国と連帯して、その支配従属の構造を否定し、構造転換をはたすことが現代の切実な課題と受け止められていたのである²⁶。

このような視点から世界に向き合うとき、1950年代から60年代にかけての東アジアの現実、中国・朝鮮・ベトナム・日本の四つの地域が世界政治の問題構造の中で、密接に関わって存在していると見なされていた。すなわち四つの地域のいずれもが民族の独立という問題を抱えており、アメリ

カのベトナム戦争を媒介に、いずれも国家矛盾、民族矛盾の対立が減少する共通の場として地域世界を形成していると捉えられたのである。

こうした地域世界としての東アジアは、アメリカの帝国主義的支配に対して戦わざるをえない点で、問題の共通性、一体性をもつ地域なのである。このようにして共通項が捉えられたからこそ、ベトナムは東アジアの不可欠の一部であり、これらの地域の過去を追究すれば、二千年来の冊封体制によって形成された政治圏と文化圏が浮かび上がってくることになる。実は、こうした上原氏の構想に基づき、西嶋氏は東アジア世界論を構築したのである。それゆえ、1950年代から60年代にかけての日本人の現実認識なくして、東アジア世界論はありえなかったといえる²⁷。

したがって、1970年以降の日本の歴史学界で唱えられている東アジア世界論は、戦前の日本の政治イデオロギーとは一線を画した、日本の歴史家の現代的な課題から提起された考え方とみてよい。私は、現代的な問題意識のない歴史研究は無力だと思っているが、その意味で西嶋氏の歴史認識は、今なお現実を捉える枠組みとして優れており、その理論的な有効性も否定しがたいことを、一昨年刊行した『岩波講座日本歴史』第22巻所収の拙稿「東アジア世界論と日本史」の中で述べた。

今や「東アジア」問題は、日本のみならず、韓国の直面している切実な課題として、この20年近くにわたって韓国でも多様な議論が百出している。このような状況から、西嶋氏の「東アジア世界論」をみると、その問題点は鮮明になってきているのではあるまいか。

そもそも現在のヨーロッパ史あるいは世界史は、16世紀以降のヨーロッパ人の世界拡大にともなうヨーロッパ固有の歴史的課題に答えるためにヨーロッパの歴史的経験の深部から、彼ら自身の課題

26 李成市「東アジア世界論と日本史」(『岩波講座日本歴史』22、2016年2月)。

27 同左。

解決のために構想された歴史であった。そうであるならば、東アジア諸国が連帯して、自らの(東アジア諸国の)歴史的課題に応えるための世界史を新たに構想しなければならないということになると私は考えている。まさに、そのためにこそ、われわれは徹底的に現在の東アジア諸国が抱えている現実の課題から出発し、東アジアの切実な問題を解決するために、過去を問いながら、新たな東アジア史、新たな東アジア世界論が追究されなければならないはずである。

日本の「東アジア世界論」は、いわば日本という一人称から構想された歴史の枠組みであり、その弱点は、「東アジア」が一人称の問題でしかありえなかったことにあると思われてならない。事実、東アジア(「東亜」とは、歴史的にも論者の意図に拘わらず、日本の侵略を糊塗、隠蔽する為の言説として、日本人によって日本人のための言説として始まったことを想起すべきである。「われわれ東アジアで生きる人々が抱えている課題」というように、二人称で語りうる切実な課題が、歴史という過去に問いかけられてこそ、新たな東アジア世界論は、より豊かな枠組みになりうると私は考えている。

東アジア諸国は19世紀以降、欧米列強諸国との葛藤を経験し、また、東アジア諸国も相互に葛藤をくりかえす中で、ヨーロッパ人が生み出した近代に直面してきた。さらに東アジア諸国も、ヨーロッパ近代で生まれた近代性(modernity)を体験し、東アジア内部において侵略や植民地支配を押しつける過程で、苛烈な近代を生きることになった。こうした過程を経ながら東アジア諸国は、近代の国家形成を遂げてきたのである。

そのような東アジア諸国が現在、抱えている大きな問題の一つに、「植民地近代」が生み出した苛烈な近代が各々の社会を強く拘束しているという現実がある。東アジアの近代は、同一の文明圏の中で、植民地近代を強化しあう、いわば共犯関係

を形成してきたところに特徴があるようにみえる。そして脱植民地主義的(ポスト・コロニアル)な状況は、私には日本を含めて東アジア諸国に深く遍在していると思えてならない。それは、現今の中国や北朝鮮の政治行動が植民地近代を内在させていることをも含意している。

こうした文脈において、私にとって重要な課題は、東アジアにおける19世紀以降の近代国家の形成過程と、それによって現在直面している諸問題に帰着せざるをえない。とりわけ、東アジアにおける脱植民地的状況を直視し、互いに抱えている近代の難題を共通の克服すべき問題(大きくはこの地域の平和と人権、生命倫理、民主主義、レイズム(民族差別)、自然環境など)を捉え直し、そこから解放される道筋を追究するという思考方法が切実に求められているのではないだろうかと考えている。

また、何よりも東アジア史の観点から、私は古代東アジアにおける同時代の連関性の追求を行ってきたが、現代の矛盾の連鎖を想起すれば分かるように、それは国際関係や文化交流を重視するという単純なものでは終わらない。たとえば、630年から640年代には、唐、高句麗、百済、新羅、倭国で内乱(権力闘争)が起きており、ある人格に権力が集中されて中央集権的な国家体制ができることなどは、東アジアを視野に収めなければ理解できない問題であることを具体的な事実にして指摘してきた。

さらに、最近では、なぜ同時代に唐・新羅・倭国の3つの国で女帝が即位したのかという問題を、実証的に明らかにするというところに強い関心を持っている。東アジアの権力集中現象と同様に、一国史的方法では捉えきれず、女帝の問題も東アジアという視点から解明することは可能であると見ている²⁸。これに加えて、最近、9世紀から10

28 「東アジアにおける女帝の歴史」(『歴史地理教育』848号、2016年3月)。

世紀の文化史的動向も東アジア規模の変動として捉えられる点を、西嶋説を批判しながら論じたことがある(「東アジアという歴史観」鈴木靖民他編『日本古代交流史入門』勉誠出版、2017年)。東アジア史を深化させる可能性は増大するばかりである。

5. フィールドワークと 韓国出土木簡研究の可能性

ところで、話題を朝鮮古代史研究に戻すと、最初に述べたように朝鮮史は戦前以来の日本における研究と、南北の研究という三つの立場からの研究があり、それらは歴史的評価や解釈が大きく異なる。このような研究者のナショナリティ(国籍)によって色分けされ、交わることなく相反する仮説が対立する背景の一つには、朝鮮古代史関係の圧倒的な文献資料不足がある。朝鮮半島を中心に展開した諸国家を政治的に統合した新羅が滅亡したのは935年であるが、朝鮮古代史の基本となる編纂史料は、『三国史記』と『三国遺事』しかない。それゆえ10世紀までの歴史を研究する際には、同時代の中国の文献史料や、日本の文献史料を参照せざるをえない状況にある。現在まで確認されている10世紀以前の文書は数点に過ぎず、後に言及するように、石碑や金属に記された金石文や、木簡を含めた出土文字資料があるものの、木簡を事例にとっても現時点で約900点に過ぎない。中国や日本が30万という単位であるのに比すれば、その母数の違いは隔絶している²⁹。

私は80年代から恩師や研究仲間と30年以上にわたって毎年のように、韓国全土および、中国の遼寧省、吉林省、黒竜江省、北朝鮮の各地に残る古

代国家(高句麗、新羅、百濟、加耶)の山城や土城の踏査を行ってきた。そうしたフィールドワークは数少ない文献資料から古代史の諸事実を読みとる上で、きわめて大きな助けとなっている。私が韓国におけるフィールドワークを始めた1970年代末以降、おりしも韓国では、5、6世紀の石碑や木簡の発見が相次ぎ、これらの石碑や木簡は、従来の編纂史料では知りえない事実を次々に明らかにしてきた。とりわけ5世紀の中原高句麗碑(1978年)や、6世紀の新羅赤城碑(1979年)の発見は、朝鮮古代史研究を大いに活気づけた。これを契機に、この頃より大邱を中心とする古代史研究者が新羅の石碑の再検討をされたことも忘れられない。

その一方で、同じ頃に新羅の都があった慶州の宮苑池から約50点の木簡の出土が報告され、その後、百濟の都があった扶余や、さらに90年代に入ると、ソウル近郊河南市の二聖山城から地方に所在する新羅の山城からも木簡が発見された。これらの新羅木簡や百濟木簡は、すでにフィールドワークで踏査したことのある地域からの発見でもあり、それらの木簡に対して、私は大いに引きつけられた³⁰。

90年代に入り偶然にも、日本の或る雑誌の特集で韓国出土木簡の論文を書く機会に恵まれ³¹、それ以降、発掘現場と木簡の性格を追究しながら、韓国出土木簡の特徴やその占める位置の重要性について検討するようになった。特に私が注目したのは、従来、日本の学界では日本木簡と中国の簡牘(木簡や竹簡)との間には、ほとんど関連性は見いだせないと言われてきた事実である。実際に、木簡の形態も書式も全くと言っていいほど異なる。何よりも使用された時期の差は著しく大きく、中国で木簡が使用されるのは戦国・秦漢時代から4世紀頃までである。しかし、日本で使用され始めるのは

29 韓国木簡の概要については、李成市「東アジアの木簡文化—伝播の過程を読みとく」(木簡学会編『木簡から古代がみえる』岩波書店、2010年6月)参照。

30 長年の研究をまとめた拙著『古代東アジアの民族と国家』(岩波書店、1998年)は、その間のフィールドワークの恩恵なくしては考えがたい。

31 李成市「韓国の木簡」(『月刊しにか』91-5、1991年5月、大修館書店)。

7世紀の前半頃といわれている。それゆえ、日本古代史研究者は、日本木簡は日本列島で孤立して独自に形成され発展したものと固く信じてきた。

90年代の当時、韓国出土の木簡は100点程に過ぎなかったが、しかし数例ではあっても日本出土木簡と関連づけられそうな木簡が検出され、そのような点を具体的に指摘したことがある³²。私は日本の木簡学会において日本と韓国の両国で出土した木簡の類縁性に関する可能性を述べたが、前述のとおり、ある研究者から日本木簡と韓国木簡との間に関係など全くないと否定された³³。

その後、韓国において新たな木簡の出土が続くなかで、2000年にプロジェクト研究所として設立された早稲田大学朝鮮文化研究所は、2003年より韓国の国立文化財研究所および国立昌原文化財研究所との学術交流協定に基づく共同研究に着手し、韓国出土木簡に対する赤外線カメラによる調査に恵まれることになった。これによって、この数年のうちに、具体的に日韓における出土木簡の類似性を明確に指摘できる事例が一挙に多数検出されるようになった³⁴。

注目すべきは、以上のような韓国出土木簡や石碑などの出土文字資料の検討を通じて、古代における漢字文化の伝播と受容の過程が明らかになってきたという点である。従来、日本の学界では当然のこのように、古代日本の漢字文化は、直接、

渡来人(中国系人士)によって中国大陸からもたらされたと考えられてきた。しかし近年では、朝鮮半島の漢字文化を媒介にして漢字文化を受容した過程が5、6世紀の石碑や木簡によって学術的に裏づけられるようになってきたのである³⁵。

中国文明とりわけ漢字文化が周辺諸地域に伝播・受容されていく過程には、必ず媒介者を不可欠とするのであって、そのような媒介的な機能に注目する必要があると主張した³⁶。朝鮮半島と日本列島の間、そのような関係が認められるという事実には止まらず、さらに5、6世紀の石碑や木簡を見てみると、明らかに新羅の漢字文化は高句麗の漢字文化の影響を受けていることが容易に理解できる³⁷。

ところで、90年代始めに木簡が発見される以前から通い続けた咸安城山山城からは現在までに、約200点以上の木簡が出土している。それらの木簡は、当時の新羅領域内の城・村からもたらされた穀物などの物資につけられていた荷札であり、その書式や木簡の形態は、古代日本の木簡の原初形態ともいべき姿をしている。つまり、これまで中国木簡とは全くといってよいほど結びつかなかった日本木簡は、6世紀中頃と推定される咸安城山山城木簡の形態や書式において酷似しており、明らかに城山山城木簡は、7世紀後半以降の日本木簡の先行形態であることを認めざるをえない。また、その後、7世紀初頭の伏岩里百済木簡の発見

32 李成市「韓国出土の木簡について」(1996年12月、木簡学会 第18回木簡学会研究集会)。

33 李成市「草創期韓国木簡研究の覚書」(『木簡と文字』4、2009年12月、ソウル)。

34 これまで刊行された韓国古代木簡の図録には、国立昌原文化財研究所『韓国の古代木簡』(国立昌原文化財研究所、2004年)、同『改訂版韓国の古代木簡』(国立昌原文化財研究所、2006年、昌原)、国立扶余博物館『百済木簡—所蔵品調査資料集』(国立扶余博物館、2008年、扶余)、国立扶余博物館・国立加耶文化財研究所『木の中の暗号—木簡』(2009年、ソウル)を参照。なお、近年までの研究成果については、朝鮮文化研究所編『韓国出土木簡の世界』(2007年、雄山閣)および、工藤元男・李成市編『東アジア古代出土文字資料の研究』(アジア研究機構叢書人文学篇第一巻、2009年、雄山閣)を参照のこと。

35 李成市「韓国出土木簡と東アジア世界論—『論語』木簡を中心に」(角谷常子編『東アジア木簡学のために』汲古書院、2013年3月)。

36 同上。「媒介的な役割」は、これまで以上に注目してよい問題である。なぜなら、優れたメディア論研究に次のような指摘があるからである。「実際の歴史においては媒介者が、自分が媒介するものや、接続される伝達経路に勝り、それを塞いでしまうのだ。(中略)中間者こそが力をもつのである。媒介作用こそがメッセージの性質を決定づけ、関係が存在よりも優位に立つのである」(レジス・ドブレ(島崎正樹訳)『レジス・ドブレ著作集1—メディアオロジー宣言』NTT出版、1999年、8頁)という。

37 早稲田大学朝鮮文化研究所編『日韓共同研究資料集—咸安城山山城木簡』(アジア研究機構叢書人文学篇第3巻、朝鮮文化研究所・国立加耶文化財研究所編、2009年3月)。

によって、日本の古代木簡の源流が百済にあったことを国立奈良文化財研究所の研究者も認めることになった³⁸。日韓における出土木簡の比較をとおして、日本の漢字文化は新羅や百済を媒介に受容している可能性が明確になってきたのである。

また、最新の成果として、1990年代初頭に、平壤から『論語』竹簡が紀元前45年の楽浪郡25県の戸口統計簿と共に、貞柏洞364号墳から発見されていたことが最近になって判明した。発掘後約20年にして、きわめて重要な事実が明らかになったのであるが、今後の研究によって、中国大陸から朝鮮半島へ、どのような漢字文化が伝播し、それが朝鮮半島の諸国にどのように受容され、それがどのように変容して日本列島に伝播したのかという問題が解明される日も近いと思われる³⁹。朝鮮古代史は、木簡という出土文字資料を得ることによって、朝鮮史に止まらず、東アジア規模の歴史研究の重要な鍵を握る注目すべき研究分野になってきている。

最後に、次のような成果について言及しておきたい。従来、古代日本の中国文明化は、600年の遣隋使にはじまり、続く630年からの遣唐使と併せて、約100年にわたる中国との交流によって、701年の大宝律令、つまりは中国的な法律体系に基づく国家制度を完成させたというように考えられてきた。これは日本学界の常識中の常識であった。

ところが韓国において新羅や百済の木簡が出土することによって、700年以前の古代日本の諸制度は隋や唐の制度ではなく、百済・新羅が受容した中国の諸制度を間接的に受容してきたことが木簡によって裏付けられるようになってきた。

つまりは、701年の大宝律令は、それ以前とは格段とレベルの異なる中国的な、唐の制度を一気に

理念として直輸入したという事実が強調されるようになってきたのである。遣隋使以来、中国から直接に学んだのではなく、隣国の朝鮮半島の諸国の制度を通して中国の諸制度を学びながら、それを前提に、701年に至って目指すべき理想としての中国的な法制度を整えたのが大宝律令であるという事実が裏づけられつつある。こうした理解は、韓国木簡の発見と、宋代の天聖令の発見と研究によって進展してきた研究成果である⁴⁰。韓国木簡研究の成果は、東アジア規模の歴史像の変更を迫っているのである。

おわりに

以上、「朝鮮古代史研究から東アジア史への展望」という主題のもとに、私の研究の歩みを述べてきた。東アジア史に関わって最後に述べたいことは、2001年以来、10年以上にわたって私が積極的に携わってきた東アジア諸国における歴史研究者間の歴史対話である。とりわけ2001年から開始した民間レベルの日韓歴史認識対話である「批判と連帯のために東アジア歴史フォーラム」は忘れがたい経験であった。そこでの問題意識は、東アジア諸国のナショナリズムが抑圧的で保守的な勢力に利用されやすく(フォーラムでのキーワードは「敵対的共犯関係」であった)、両国間の学横断的な連帯が困難であり、諸国家が難局に直面すると、歴史(ナショナリズムの神話)を持ちだし国民の意識を煽るために「歴史認識問題」が繰り返される状況をどのように断ち切るのか、そのような際に、国家が提供する国民の眼を惑わす組織的な妄言を如何

38 李成市「羅州伏岩里百済木簡の基礎的研究」(鈴木靖民編『日本古代の王権と東アジア』吉川弘文館、2012年3月)。

39 李成市「平壤楽浪地区出土『論語』竹簡の歴史的 성격」(『国立歴史民俗博物館報告』194、2015年3月)。

40 李成市「日韓古代木簡から東アジア史に吹く風」(『史学雑誌』124-7、2015年7月)。なお、この点を大隅清陽氏は、次のように表現している。「古代日本は一直線に7世紀初頭の遣隋使から8世紀初頭の大宝律令へと古代日本の中国的律令の受容過程(唐風化)を信じていた従来の認識体系を捨て去らなければならない」(大隅清陽「これからの律令制研究—その課題と展望」(『九州史学』154、2010年2月)。

に脱構築(解体)するのかということであった。東アジア諸国間の連帯を阻む国史の構造の解明と解体に関わる日本と韓国の歴史対話の成果は、韓国で2冊、日本で2冊の著作として出版してきた⁴¹。

また、2013年から2015年まで、3年間にわたって日本、韓国、中国の若手研究者の歴史家育成セミナーを主催してきた。学位を取得したばかりの三国の若手歴史研究者が今後、自分の歴史研究を深化させていくとき、自国の研究者だけでなく、いつも隣国の歴史研究者を意識しながら、新たな歴史を構想して欲しいという願いから、東京大学の三谷博氏と発案した。復旦大学の張翔氏、ソウル大学の朴薫氏など両校の先生方と共に、早稲田大学と3校で、3年間にわたってセミナーを実施し、実に多くの若い研究者が対話に参加した。

私が従事してきた朝鮮古代史研究は、本人(研究主体)が意図するとしないうちに、国際的な聴衆の批判にさらされない、偏狭なナショナリズムに陥りかねない危険性を帯びている。この点は、朴露子(ウラジミール・チーフノフ)氏が『逆さまにみる韓国史』(ハンギョレ、2010年)で指摘したとおりである。ナショナリズムだけでなく、新自由主義とグローバル化は、私たちの視野を狭め、問題を単純化する傾向がある⁴²。つねに開かれた視野から従前の歴史研究を更新していくことを残された研究生活において少しでも多く実践していきたいと願っている。

41 『国史の神話を超えて』(林志弦との共編、2004年3月、ソウル、ヒューマニスト社)、『植民地近代の視座—朝鮮と日本』(宮嶋博史、林志弦、尹海東との共編、岩波書店、2004年10月)、『東アジアの記憶の場』板垣竜太・鄭芝詠他編、河出書房新社、2011年4月)。

42 『ヤガシラ腕の外へ』(ベネディクト・アンダーソン、加藤剛訳、NTT出版、2009年7月)

* 本稿は、2017年夏の第2回韓国前近代史若手研究者セミナーにて講演用に配布されたものに筆者本人が加筆訂正を行ったものである。

Effects of Food Wastes Policies in Korea

HAN, Doo Bong¹

1 Introduction

The agriculture and food system have played an important role not only to promote sustainable agriculture, but also to solve other development challenges. When we discuss sustainable development, United Nations' Sustainable Development Goals (SDGs) is mostly mentioned as global targets to transform the world in sustainable ways. The second goal of the proposed SDGs is “end hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture.” Accordingly, agriculture and food system has also focused on the importance of sustainable development and raised its awareness among farmers, food industries, and consumers.

Even though modern agriculture has achieved in enhancing agricultural productivity for the past several decades, there are still millions of people in hunger and cannot afford them food properly. According to FAO in 2015, the number of people in undernourishment around world was about 795 million people. Thus, about one-ninth of people in the world did not access enough food. The majority of the hungry lives in developing countries where about 13 percent of their population is undernourished. Moreover, although some progress in hunger reduction has been achieved, there have

been spikes of food prices since 2008, which have led vulnerable groups in food security to new challenges and global food shortage (Brinkman et al., 2010).

This study aims to present an alternative way to achieve sustainable food system above productivity growth which agriculture and food policies have placed their emphasis on. We suggest that it is not enough to strive for productivity growth, so food waste reduction should be emphasized as a strategy to solve current challenges such as food security and sustainability in the future. While increasing food supply is necessary to enhance food security, food waste reduction has a great potential to meet the future demand of a growing population. Therefore, food waste² is one of the major concerns for food security and sustainable development because food waste is the consequence of inadequately management of food after harvest and inefficient food consumption.

2 Literature Review

Current Status of Food Waste

There are many studies on food waste amount,

- 2 There is no consensus on definitional framework of food waste. For example, in some studies food waste is subcategory of food loss, so several studies use the term food loss instead of waste. However, this study employs the definition of food waste occurring at final consumption stages such as household and restaurants because it is more relevant to consumer's behavioral characteristics.

¹ Professor, Department of Food and Resource Economics, Korea University

its value, and relevant policies. At first, there are several studies on the importance of food waste. United Nations' population projects that the world population of 7.3 billion in 2016 is expected to reach 9.3 billion by 2025 (FAO, 2009), which implies that the future demand of food could exceed the supply of its production. Second, food waste is seen as a sign of inefficient food management after harvest because food waste is the depreciation amount of food stock available in food supply chain. In addition, food waste itself generates extra expenses for waste management in national and municipal levels. Therefore, the economic aspect of food waste means wasted investment, occurring inefficient use of existing resources (Gustavsson et al., 2011).

According to Buzby et al. (2012), the total value of food loss and waste was \$165.6 billion at the retail and consumer levels in the United States in 2008; thus, one percent reduction of food loss and waste could lower the value of food loss by \$1.66 billion. They also pointed out the lack of awareness on the waste problem at the consumer level, by presenting that each American did not consume and waste \$390 of food purchased per year.

Venkat (2011) examined the economic and environmental impacts of food waste in the US and found that avoidable food waste was 55 million metric tons per year, which caused 113 metric tons of CO₂. Food waste is about 29% of annual food production in weight and 2% of national greenhouse gas emission.

Secondie et al. (2015) identified whether individuals' behavior on food waste is related to demographic and socio-economic factors. One of their findings is the relationship between urbanization and food waste, indicating that people in urban areas tend to produce larger amount of

food waste than those who live in rural areas. This result implies that policy interventions on food waste should consider demographic and socio-economic characteristics.

UN reported that more than 30 percent of edible food goes uneaten in the US, resulting in severe environmental, social and economic costs. In Canada, food waste costs over \$30 billion annually and accounts for two percent of Canada's total GDP. If the value includes all resource expenses such as labor, energy and land to produce food waste, total food waste expenses could increase up to three times of direct food waste expense.

Food Waste Policy Development in Korea

Traditionally, the meals prepared in Korean households and restaurants include a large number of small dishes because it is courteous to provide more foods for a meal than can be eaten. The increasing amount of wasted food became a serious problem during early 1990s due to population and income growths. The volume-based waste fee system has therefore been implemented nationwide across the country in Korea on January 1, 1995.

Before the introduction of volume-based fee system, waste collection fee was charged with a fixed rate such as property taxation or monthly fee regardless of the amount of waste generation, which proved ineffective in reducing the amount of waste. Given the volume-based fee system, however, households and small-sized private sectors are required to purchase government-issued plastic bags of different sizes. In other words, each municipality imposes the price for the plastic bags with a 'pay as

you throw' principle; therefore, households should pay for disposal according to the amount of waste generated.

At the early stage of volume-based fee system, food waste was discarded in plastic bags with other solid wastes. Because soggy food waste rots easily, creates large amounts of leachate and results in high treatment cost, it should be separated with other solid wastes. On the other hand, technologies were not developed to transfer food waste to recycling resources such as animal feed and organic fertilizer in the beginning stage. Therefore, the separate collection of food waste has been disseminated since 1997 mainly targeted for large-scale food waste generators, and now each household should abide by this system (Kim et al., 2011). Under the free food waste collection program, there was no incentive to prevent landfilling which results in soil contamination, and to utilize nutrients for the feed and fertilizer.

Due to the Korean dietary culture such as preparing for abundant meals and serving various side dishes, the amount of food waste generated has been increasing. Therefore, there has been continuous demand to reduce food waste generated. Korean government changed policy direction for food waste to restrict the generation of food waste and started to implement a volume-based food waste fee system that imposes fees in proportion to the amount of food waste generated. This program has been carried out nationwide by expanding targets to include multi-unit housing starting in 2013 (Ministry of Environment, Republic of Korea, 2015).

As negative externalities of food waste have led to countermeasures, there have been several studies to describe household behavior and attitude on food waste separation in Korea. Jung et al. (2007)

investigated how a unit pricing system imposed to household solid waste affect the waste amount. The study focused on six metropolitan cities and nine provinces, and used quasi-experimental design with panel dataset. The result showed that the waste fee system decreased the amount of waste, also leading the increase in the quantity of recycling.

Park (2015) analyzed the effect of a volume-rate food waste disposal system that was implemented since June 2013 after a pilot program at several municipalities. The interesting finding is that even though the RFID system reduced the total amount of food waste in early times, food waste has increased later. He pointed out that the imposed fee is too cheap to maximize the efficiency of economic incentives.

According to Hong (2015), even though the government increased the unit price of solid waste collection, the total amount of solid waste generated also increased. It indicates that solid wastes were measured properly after introducing volume-based fee system and the price of plastic bag would be cheap to reduce total amount of solid waste. The Korean experience on solid waste and food waste policies is an interesting case study because Korea successfully reduced food waste and increased its recycling dramatically over the past decade.

3 Data and Empirical Model

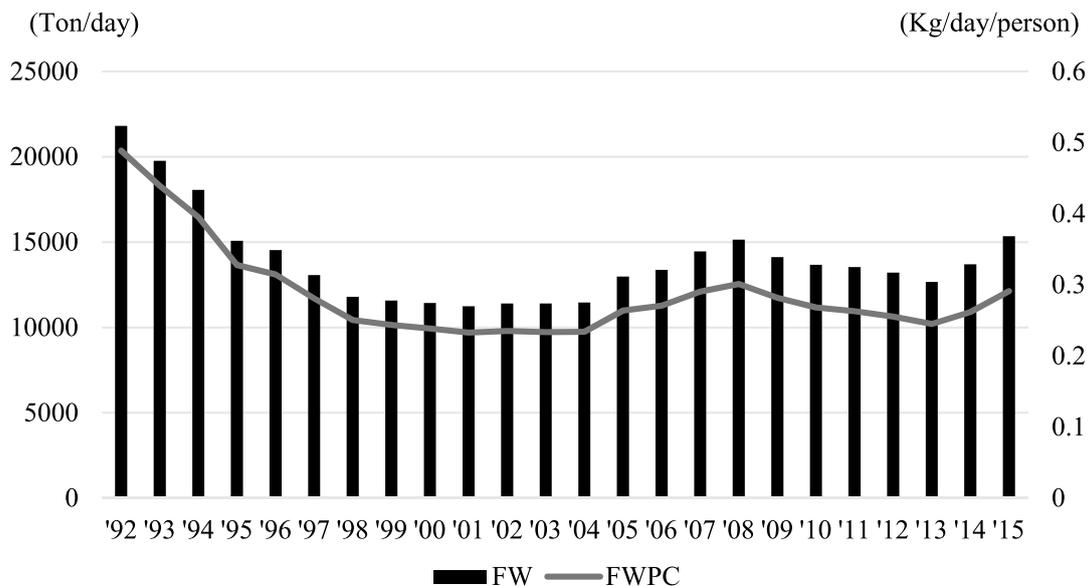
This study considered 15 cities and provinces for 24 years from 1992 to 2015 for analyzing the effects of food waste policies. The main focus of the study is to analyze how volume-based waste fee system and separate collection of food waste policies affect the amount of food waste. We use food waste data since

1992 because food waste data is available separated from solid waste.

Figure 1 illustrates the total amount of food waste and the amount per person, and these variables show same trend. From 1992 to 2004, the amount of food waste decreased, and especially since 1995 its decreasing rate was very sharp. The average amount of food waste and waste per capita is 13,889 M/T and 0.29 kg, respectively from 1992 to 2015. The highest values of them are 21,807 M/T and 0.49 kg in 1992, while their values are the lowest in 2011.

Since the separate collection of food waste was implemented almost every municipality since 2005, the separation policy increased food waste. However, we need to distinguish whether the increase amount means the amount of separated food waste or total amount of food waste. Around 2013 and 2014 when the volume-based food waste fee system has been launched, we can find that there is upward trend. However, this also needs to be determined which factor increased the amount of food waste.

Figure 1. The amount of food waste in Korea, 1992-2015



Source: The Status of National Waste Generation and Treatment, Ministry of Environment, Korea.

Table 1 presents that the amount of food waste and its amount per person in each city from 2012 to 2015. Seoul and Gyeonggi show the biggest amount of food waste generated, while food waste per capita is relatively high in Gwangju and Jeju. The Sejong city is a special administrative district where Korean government agencies have moved since 2012; thus,

its waste amount was very small because the city was just built. Difference in the amount of food waste across districts represent that the amount of food waste may be influenced by several factors such as population in a province, residents' economic activities and education level, etc.

Table 1. The amount of food waste by province in Korea

	2012		2013		2014		2015	
	Food Waste (ton/day)	per capita (kg/day)						
Seoul	3,319	0.32	3,085	0.30	3,213	0.31	3,223	0.31
Busan	778	0.22	760	0.21	851	0.24	844	0.24
Daegu	595	0.24	592	0.23	643	0.26	626	0.25
Incheon	693	0.24	671	0.23	646	0.22	742	0.25
Guangju	445	0.30	443	0.30	515	0.35	570	0.38
Daejeon	437	0.29	409	0.27	439	0.28	502	0.33
Ulsan	332	0.29	327	0.28	358	0.30	367	0.31
Sejong	23	0.21	35	0.28	31	0.13	31	0.15
Gyeonggi	2,938	0.24	2,826	0.23	3,053	0.24	3,627	0.28
Gangwon	306	0.20	297	0.19	351	0.23	445	0.28
Chungbuk	329	0.21	295	0.19	388	0.24	490	0.30
Chungnam	482	0.23	500	0.24	506	0.24	632	0.30
Jeonbuk	527	0.28	525	0.28	574	0.30	646	0.34
Jeonnam	400	0.21	392	0.21	478	0.25	568	0.29
Kyeongbuk	571	0.21	550	0.20	645	0.23	747	0.27
Kyeongnam	823	0.24	500	0.24	821	0.24	1,066	0.31
Jeju	212.5	0.36	207.3	0.34	196.9	0.32	215.8	0.34

Source: The Status of National Waste Generation and Treatment, Ministry of Environment, Korea.

This study uses a panel data model to analyze heterogeneous municipal behavior in a repetitive environment. Since food waste (“FW”) is our variable of interest, panel data model can be described as equation (1) where X_{itj} is the -th

observation on explanatory variables, β_j is the parameter vector, v_i denotes the unobserved individual-specific time-invariant effects, and ε_{it} is the residual disturbance term.

$$\log(FW_{it}) = \alpha + \sum_{j=1}^k \beta_j X_{itj} + \beta_p Program + u_{it}, \quad \text{where } u_{it} = v_i + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

According to the nature of v_i , two models can be distinguished. Firstly in fixed effect model, where v_i are assumed as individual fixed parameters, it considers heterogenous effect between individuals. On the other hand, random effect model consider v_i as random variables (i.e., uncorrelated with ε_{it}). In these models, regressors X_{itj} are uncorrelated

$$\log(FW_{it}) = \alpha + \gamma \log(FW_{i,t-1}) + \sum_{j=1}^k \beta_j X_{itj} + \beta_p Program + v_i + \varepsilon_{it}, \quad (2)$$

where $u_{it} = v_i + \varepsilon_{it}$. In this model, X_{itj} are regressors, and v_i denotes fixed individual effects. As $\log(FW_{i,t-1})$ is correlated with v_i because $\log(FW_{i,t-1})$ is a function of v_i ; thus, both GLS and OLS estimators are biased and inconsistent.

Arellano and Bond (1991) provided a method that exploits all possible instruments. An alternative modeling to remove individual effects v_i is the so-called “first difference” transformation, written like equation (3) below. Using the Generalized Method

$$\Delta \log(FW_{it}) = \gamma \Delta \log(FW_{i,t-1}) + \beta_j \Delta X'_{itj} + \Delta v_{it} \quad (3)$$

Table 2 presents the descriptive statistics of variables for our analysis. The dependent variable is the amount of food waste, while independent variables include the total number of population, annual amount of budget for waste management, and gross regional domestic product (GRDP). All variables take logarithmic transformation to remove trend. In addition, volume-based waste fee system and separate food waste disposal, which are policy dummy variables, are used to determine the effects

with individual effect, v_i . Thus, random effect model estimates consistent and efficient estimators using generalized least squares (GLS).

However, dynamic panel data models as shown in equation (2) are more useful when the dependent variable depends on its own past realizations:

of Moments (GMM), they obtained estimators using the moment conditions generated by lagged levels of the dependent variable with Δv_i . Arellano and Bond (1991) also proposed a test to detect serial correlation in the disturbances because the presence of serial correlation in the disturbances affects the validity of instruments. They suggested to use the first differenced values of lagged dependent variable and regressors.

of policy changes on the amount of food waste.

Population growth is considered as a major factor of food waste. Population growth may also move in parallel with the growth rate of food waste in most developed countries. The municipal budget for waste management would reduce food waste, for example, by establishing a new waste treatment facility in the resident or recycling facilities. GRDP is used as an indicator of the economic size of each province to analyze the income effect of food waste per province.

We verify the hypothesis that food waste rise as both population and GRDP increase, while the budget for

waste management in each province may decrease food waste.

Table 2. Descriptive statistics of the variables for food waste analysis between 1992 and 2015

Variable	Definition	Mean	Std.	Min	Max
FW	Amount of food waste (ton per day)	13,888.73	2,724.99	11,236.6	21,807
FWPC	Amount of food waste per capita (kg per day)	0.29	0.07	0.23	0.49
POP	Total number of population (thousand)	48,799,233	2,273,323	44,995,365	52,335,488
BUD	Annual amount of budget for waste management (thousand KRW)	2,176,535,726	747,310,241.3	766,153,000	3,227,159,668
GRDP	Real gross regional domestic product (million KRW, 2010 price)	954,382.5	292,149.5	491,544.6	1,426,972
VBWF	VBWF=1 if volume-based waste fee policy is implemented in 1995, VBWF=0 otherwise.				
SPRT	SPRT=1 if separate collection of food waste is implemented in 2005, SPRT=0 otherwise.				

Source: Status of National Waste Generation and Treatment, Ministry of Environment

4 Empirical Results

Table 3 shows estimated parameters from a dynamic panel model. The result represents that the increase of food waste in previous year leads to the increase in the amount of current food waste. This implies that we need overall plan for food waste management, continuous awareness, and commitment among society and private organization. We also find that increasing population growth and GRDP could lead to increase in food waste but coefficients are not statistically significant.

It is our interest to focus on policy programs related to food waste. The introduction of volume-based fee system leads to reduce the amount of food waste. This result indicates that economic incentive

system is effective to reduce food waste. In particular, food waste decreased by about 17% with the implementation of volume-based fee system. For the separate collection of food waste policy, the amount of food waste has been collected properly, rather than putting food waste into plastic bags with non-food waste. Thus, the estimation result shows that food waste increased about 10% after the separate food waste collection has been implemented. Two policies are successful policy programs to reduce food wastes. Particularly, an economic incentive system as volume-based food waste fee system is very effective to control food waste and the separation collection of food waste is also successful to reduce waste management expenses by separating soggy food wastes from solid wastes.

Table 3. Estimation results of food waste by dynamic panel analysis

	Constant	FW_{t-1}	Population	GRDP	VBWF	Separate Collection
Amount of Food Waste	1.710 (1.204)	0.612*** (0.101)	0.037 (0.051)	0.036 (0.062)	-0.173* (0.091)	0.099*** (0.033)
Arellano-Bond Test	Order 1			Order 2		
	Z = -2.8539 Prob > z = 0.0043			Z = 0.4479 Prob > z = 0.6542		

Note: (1) * and *** denotes significance at the 10% and 1% levels, respectively.
 (2) Numbers in parenthesis are standard errors.

We should be careful when interpreting the empirical result of separation collection policy because the amount of food waste actually increases. The result is reasonable because food waste could not be included in solid waste statistics any more after the separate collection practice. Before the separation collection of food waste, food waste was discarded with general solid waste in plastic bags since 1995.

5 Conclusion

This study verifies that an economic incentive system called as volume-based food waste fee system can significantly reduce food waste. The Korean government has conducted various waste management policies, focusing on minimizing waste generation and recycling food waste into organic resources. Volume-based waste fee system for solid waste was implemented in 1995, which is the first nationwide program in the world. The volume-based fee system was introduced because increasing

amount of waste was a serious problem during early 1990s due to population growth, over-prepared meals, and a large number of small dishes. Under this program, all households and small-sized private sectors are required to purchase government-issued plastic bags of different sizes. Each municipality determines the prices of plastic bags by size, and households should pay for waste disposal according to the amount of waste generated. This economic incentive system, volume-based fee system, was very successful; however, food waste was discarded with general solid waste in the plastic bag.

For efficient waste management, the government implemented a new policy, the separation of food waste from solid waste using food waste plastic bag since 2005. The Ministry of Environment also prohibited the direct disposal of food waste in a landfill since 2005. As a result, the recycling rate of food waste has increased very significantly from 3 percent in 1996 to 97 percent in 2015. In addition, the government announced the introduction of volume-based food waste fee system in 2010 and

implemented it over the nation by 2012.

To reduce food waste, we should prepare comprehensive plans above volume-based fee system and the separated collection of food wastes such as food expiration labeling and consumer education. Excessive purchases and discarding food before expiration date often result in avoidable food waste. Sometimes, overly strict food safety regulation can make food, which is actually safe, unacceptable in markets. In addition, consumers confuse to differentiate expiration date and the best use date. Thus, food labeling needs to be improved for consumers to easily understand and make a plan to purchase the right amount of food. Above all things, both private and public partnership is very important to reduce food waste because government policies to reduce food waste and food consumption guideline are not effective if the private sector would not be cooperative.

References

- Arellano, M., and Bond S. (1991). Some Tests of Specification for Panel Data: Monte Carlo Evidence and an Application to Employment Equations. *Review of Economic Studies*, 58: 277-298.
- Brinkman, H. J., De Pee S., Sanogo I., Subran L., and Bloem M. W. (2010). High Food Prices and the Global Financial Crisis Have Reduced Access to Nutritious Food and Worsened Nutritional Status and Health. *The Journal of Nutrition*, 140 (1): 153-161.
- Buzby, J. C. and Hyman J. (2012). Total and per capita value of food loss in the United States. *Food Policy*, 37 (2012): 561-570.
- FAO. (2009). How to feed the world in 2050. Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO).
- FAO. (2015). Global initiative on food loss and waste reduction. Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO).
- FAO, IFAD and WFP. (2015). The State of Food Insecurity in the World 2015. Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO).
- Gustavsson, J., Cederberg C., Sonesson U., van Otterdijk R., and Meybeck A. (2011). Global Food Losses and Food Waste: Extent, Causes and Prevention. Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO).
- Hong, S. (2015). The Impact of Unit Pricing System on the Demand for Solid Waste Disposal, Food Waste Disposal, and Recyclables. *Environmental and Resource Economics Review*, 24 (4): 747-761.
- Jung, K., Seo J., and Hong J. (2007). The Effect of Unit Pricing System for Household Solid Waste: Focused on 6 Metropolitan Cities and 9 Provinces. *Korean Public Administration Review*, 41 (1): 175-201.
- Kantor, L. S., Lipton K., Manchester A., and Oliveira V. (1997). Estimating and Addressing America's Food Losses. *Food Review*, 20: 3-11.
- Kim, K. Y. and Kim Y. J. (2011). Volume-based Waste Fee System in Korea. 2011 Modularization of Korea's Development Experience, Korea Environment Institute.
- Lipinski, B., Hanson C., Lomax J., Kitinoja L., Waite R., Searchinger T. (2013). Reducing Food Loss and Waste (Working Paper). World Resources Institute, Washington.
- Lundqvist, J., De Fraiture C., and Modeln D. (2008). Saving Water: From Field to Fork – Curbing Losses and Wastage in the Food Chain. SIWI Policy Brief, Stockholm International Water Institute (SIWI).
- Ministry of Environment (2006). Korea Environmental Policy Bulletin: Volume-based Waste Fee System in

Korea.

Ministry of Environment (Yearly). Status of National Waste Generation and Treatment.

OECD. (2006). Environmental Performance Reviews: Korea. OECD, Paris.

Park, M. (2015). An Analysis of Implementing the Volume-Rate Food Waste Disposal System in Korea: Focused on Policy Target Group Compliance. *The Korean Association for Governance*, 22 (1): 161-194.

Parfitt, J., Barthel M., and Macnaughton S. (2010). Food Waste within Food Supply Chains: Quantification and Potential for Change to 2050. *Philosophical Transactions of the Royal Society*, 365: 3065-3081.

Secondi, L., Principato L., and Laureti T. (2015). Household Food Waste Behaviour in EU-27 Countries: A Multilevel Analysis. *Food Policy*, 56: 25-40.

Segrè, A., Falasconi, L., Politano, A., and Vittuari, M. (2014). SAVE FOOD: Global Initiative on Food Loss and Waste Reduction. Background Paper on the Economic of Food Loss and Waste (Working Paper). Rome, Italy: Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO).

Singhal, A. A., and Lipinski B. (2015). How Food Waste Costs our cities Millions. World Resource Institute, Washington.

UN Environment. Minimizing Food Waste, Retrieved from <http://www.rona.unep.org/regional-priorities/minimizing-food-waste> (accessed 8 June 2017).

Venkat, K. (2011). The Climate Change and Economic Impacts of Food Waste in the United States. *International Journal of Food System Dynamics*, 2 (4): 431-446.

Ventour, L. (2008). The Food We Waste. Banbury: WRAP, ISBN: 1-84405-383-0.

English Abstract**Effects of Food Wastes Management Policy in Korea****HAN, Doo Bong** (Korea University)

Modern agriculture has increased food production significantly for the past several decades, but there are still many people in hunger and cannot afford them food properly. The number of people in undernourishment around world reported by FAO in 2015 is about 795 million people. Thus, about one-ninth of people in the world did not access enough food. The majority of hunger people lives in developing countries where 12.9% of the population is undernourished. In order to achieve food security, agricultural policy makers have focused on increasing agricultural productivity, but have ignored the importance of food waste management. It would be impossible to supply proper food without controlling food wastes because more than 40 percent of food has wasted after production.

The objectives of this study are: (1) to identify the determinants of food and wastes; (2) to analyze policy impacts on food loss and wastes empirically. For these purposes, this study focused on two

policy interventions, volume-based waste fee system and separate collection of food wastes. This study estimated a dynamic panel model to analyze two policy intentions. Empirical results indicate both policies are successful to reduce food wastes and waste management expenses, and also increase the recycling of food waste. In particular, an economic incentive policy is effective to minimize the amount of food wastes. Because food waste is closely related to food consumption behavior, we should prepare comprehensive strategies of government regulation and economic incentives as well as consumer education to change food consumption and waste behaviors.

国際結婚女性のメディア活用と生活の転換経験 —— 中国出身女性を中心に

金妍姫¹

本研究は、国際結婚女性が韓国に移住し定着する過程においてメディアテクノロジーがアクターとしてどのような役割をするのかといった質問に対する答えを求めた。アクターネットワーク理論を分析の概念的枠組みとして用い、中国出身の七名の国際結婚女性を対象として深層面接を行った。研究の結果、国際結婚女性が移住以前の時期に扱った主なメディアテクノロジーはテレビであり、韓国定着後に扱ったメディアテクノロジーアクターネットワークはパソコン、インターネット、スマートフォン、サイバーラーニングなどといったより多様なアクターであった。メディアアクターネットワークとの相互作用は女性の国境を越えた移住に貢献し、韓国での定着過程においては結婚移民女性の時空間的経験の転換とアイデンティティの転換の経験などをもたらした。韓国に居住している国際結婚女性とメディアテクノロジーアクターネットワークというブラックボックスを解体することで、メディアテクノロジーだけでなく人間以外の多様なアクター間の相互作用が国際結婚女性の生活の場の移動と転換過程に重要な役割を果たしているといった点を提示できた。そして最終的に本研究の内容と実践的含意を議論した。

I.はじめに

国境を越えた人口の移動が資本の移動、交通手段およびメディアテクノロジーの発達とともに持

続的に増加している。本研究は、国際移住者を能動的なアクターとして把握する最近の理論的動向を受容しつつ、移住者がどのように移住を決断し、新しい社会に適応し、新たな生活の主体として生まれ変わるのかについて関心を持つ。特に国境を越えた移動を触発し、新たな主体として変わり行く過程におけるメディアテクノロジーと移住者の相互作用に焦点を当てた。

国境を越えた移住者が能動的に新しい生活を開拓していく過程は、既存の社会的関係から他の社会的ネットワークに移動したり、それを新たに構築する過程として捉えることができる。このような移動は人を通じて(inter-human)、もしくはテレビやソーシャルネットワークのようなメディアを通じて(inter-media)なされる。多くの先行研究では、国境を越えた移住者がメディアテクノロジーを通じて本国の家族や同じ国の出身者から心理的・情緒的に支えられ、移住や定着の過程において多様な役割を果たすのに必要な知識と情報を獲得し、社会的関係の拡張を果たすことを確認した(キム・ヨンスン、イム・ジへ、チョン・キョンヒ、パク・ボンス、2014；パク・ミスク、キム・ヨンスン、2013；チェ・ジニ、チュ・チョンミン、2014)。しかし、このような国境を越えた移住とメディアテクノロジーに関する先行研究は、メディアテ

*2017年度九州大学韓国研究センター招へい外国人研究員研究費によって研究を遂行することができた。ここに感謝の意を表する。

1 大邱大学校社会福祉学科教授

テクノロジーを国際結婚をして韓国に定住するようになった女性(以降は「国際結婚女性」と表記する)が適応する過程において利用する手段として認識しており、主にその用途と効用に焦点を当てるといった限界を見せている。

近年の刮目に値する技術発展により、メディアテクノロジーは情報と交流の手段としての役割のみにとどまらず、現代人の生活全体に多大なる変化をもたらしている。例えば、パソコンとインターネットが作り出すサイバー空間は、人々の時空間的経験に変化をもたらしており、これは予想だにできなかった人間関係の様式や質にも変化を加えている。現代社会におけるテクノロジーは、人間が活用することのできる道具としての役割にとどまらず、人間による生活の多様な側面に意味深長な変化をもたらす行為能力を備えていることが分かる。したがって、国際結婚女性とメディアテクノロジーのつながりや関係を考察する場合、道具としての役割を超え、これらが結んでいる様々な関係より発生する相互作用が国際結婚女性の生活に与える影響に注目する必要がある。

国際結婚女性の生活におけるメディアテクノロジーの役割を理解する際には、アクターネットワーク理論が分析に対する有用な概念的枠組みを提供する。アクターネットワーク理論は、我々が社会を十分に理解するためにはテクノロジー、文化コンテンツ、法と制度、イメージ、テキスト、ディスコースなどの「人間以外(non-human)」の行為性(agency)に注目しなければならないとしている。既存の理論では社会的な現象を理解するときに人間の行為のみを扱ったが、アクターネットワーク理論では、社会とは人間と人間以外のアクターによる異質的な結合を通じて構成されるネットワークの世界として認識する。人間のみならず人間以外も変化の仲介者であり、対等な存在として分析されなければならないという立場をとることにより、他の一般的なネットワーク分析とは差別化

される。

右のような観点に立つ場合、国際結婚女性がテレビやパソコン、インターネットのようなメディアテクノロジーとつながりを持つようとするのは、彼女らが単純に一つの機械やテクノロジーを「利用」するのではなく、一連のアクターネットワークに連結されるということの意味する。例として、外国にてある女性が韓国のテレビを見る場合、テレビのアクターネットワークには韓流熱風、ドラマ、音源、文化コンテンツ開発者、韓国の電子製品や化粧品などのような韓国の製品が既に存在していると理解する。このようなアクターネットワークと移住女性とのつながりの関係が始まる場合、これらによる複雑な相互作用がこの女性の価値観と規範、人間関係の様式、理想郷(ideals)、未来の計画、社会的関係網、自我・アイデンティティなどといった彼女らの生活に根本的な変化を惹起するアクターと言える。

以上のような問題意識に基づき、本研究は移住者たちが国境を越えた移住により新たな生活のネットワークを形成する過程において、メディアテクノロジーが一つのアクターとして移住者とのように相互作用するのかを研究問題として設定した。この研究問題に対する答えを導き出すために、第一に国際結婚女性が移住の様々な段階においてどのようなメディアテクノロジーとつながり関係するのか、第二に国際結婚女性がメディアテクノロジーアクターと形成するアクターネットワークにはどのような他のアクターが参加するのか、第三にこれらメディアテクノロジーアクターとのネットワークは国際結婚女性の生活にどのような変化をもたらすのかといった側面から接近しようとする。

II. 先行研究の検討

国境を越えた移住に関する多くの研究は社会的ネットワーク理論を採用し、国際結婚女性の移住と定着過程を分析した。国境を越えた移住者に対する社会的ネットワークの役割に注目した既存の研究のうち、多くの場合はメディアテクノロジーの役割に注目していた。国内外の研究においてメディアテクノロジーは、国際結婚女性が移住先の国でネットワークを拡大する道具となるだけでなく、母国の家族や親戚、知人との超国家的な社会的ネットワークを形成し維持するに当って極めて有用なツールであることを示している(キム・ヨンスン、イム・ジへ、チョン・キョンヒ、パク・ボンズ、2014；ソル・ジンベ、キム・ソヒ、ソン・ウニ、2013；チェ・ジニ、チュ・チョンミン、2014；キム・ヨンギョン、2015；Bonini, 2011；Madianou & Miller, 2012；Law & Peng, 2007；Hiller & Franz, 2004；Dekker & Engbersen, 2012)。

国境を越えた移住と社会的関係の形成におけるメディアテクノロジーの役割に対する先行研究は、既存の社会的関係の維持、新たな社会的関係の形成においてメディアが肯定的な役割を果たしているのを明らかにしたが、移住者自らが新たな生活の経験を再構成し、アイデンティティの転換を経験する実体的な変化に対しては、部分的に示唆するにとどまっている。

国境を越えた移動に対するまた他の観点であるトランスナショナリズム理論(Transnationalism theory)は、移住者の持続的な国境を越えた移動(transnational mobility)とトランスナショナルなアイデンティティ(transnational identity)を可能にする移住者の行動(actions)と経験に焦点を当てている(Portes, Escobar & Radford, 2007；Vertovec, 2004)。国境を越えた移住者は移住の過程において時間的・空間的転換(temporal and

spatial transformation)を経験するが、このような経験と過去に対する社会的記憶(social memories)に基づき、自らの新たなアイデンティティを構成するとしている。このような転換の経験のうち、彼女らをとる態度や生活の選択が、彼女らのアイデンティティの形成と、最終的には新たな環境での適応に直接的な影響を与えるとした(Chen, Zhang, Zhang & Yang, 2011)。

本研究は、メディアテクノロジーとそのネットワークが道具的媒体としての役割を超え、国境を越えた移住者と相互作用をするときに彼女らの生活とアイデンティティに変化をもたらすものと捉える。メディアテクノロジーが一つの独立的なアクターとして移住女性とどのように相互作用をするのか、このような相互作用を通じ国境を越えた移住とその定着過程においてどのような役割をするのかという質問を提起しようとする。

III. 分析の枠組みと研究方法

1. 研究の概念的枠組みとしてのアクターネットワーク理論

アクターネットワーク理論は日常の生活にテクノロジーが深く係っている現代の社会現象を理解するのに、新たに有用な観点を提示するものである。本研究の概念的枠組みとして活用したアクターネットワーク理論は、人間や社会、自然といったものを人文学、社会科学、自然科学の側面より別個の研究対象として扱う分離的な観点を否定し、世界を混種的(heterogeneous)な存在として理解する。アクターネットワーク理論は人間の意図や意志が存在してこそ行為が発生するといった既存の二元論的な哲学的立場から抜け出し、人間以外の多様なアクター(テクノロジー、建物、統計データ、文書、文化コンテンツなど)も人間と対等

の行為能力(agency)を備えていると見る(Latour, 2005)。

本研究が活用するアクターネットワーク理論の主な概念を以下に示す。第一にアクターネットワークは、アクターの本来的な特性よりは多様なアクターがどのようにつながっているのか、アクター間にどのような相互作用が存在するのかによって行為能力に変化が生じるとする。即ちアクターの行為能力はアクター間の関係(association)が作り出す力、組織化の効果にあるとした(Callon, 2005; Callon & Caliskan, 2005; Latour, 1987; Munro, 2009)。人間のアクターが技術的な道具(technical devices)-機材や空間の配列など-と結合し、社会-技術的なアクターの集合(socio-technical assemblage)をなすときに、このアクターネットワークは個々のアクターの行為能力とは大幅に違った他の行為能力を持つことになるということである。ここでの人間以外のアクターとしては、テクノロジーだけでなくテキスト、イメージ、法と制度、統計データ、ディスコースなどを挙げることができる。

第二にアクターネットワーク理論は、アクター間の相互作用をつないだり分離したりするアクターの翻訳(translation)と行動化(action)の力量に注目する。翻訳はアクターがあるネットワーク内に編入されるとき、誰と関係を結びどのようにつながるのかを決定し、ネットワークとして他のアクターと継続して関係を維持するのか、あるいは瓦解させるのかを決定する過程である。翻訳を成功させようとするならば、あるアクターが持っている利害(interest)や意図を他のアクターの利害と意図に符合させるための交渉と調整をしなければならない。翻訳の過程を通じ、より持続的で安定的なネットワークが構築されたとき、ネットワーク上のアクターは相互により大きな影響を与えることができるようになる。人間と人間以外の混種的環境において、人間以外の多様なアクターは重

要な中間者(intermediaries)や媒介者(mediators)として人間のアクターをつないだり分離したりする行動化の力量を備えているとする。

第三にアクターネットワーク理論は、ある単一的固体のように見えるアクターの背後には、実際には多様なアクターにより構成されたネットワークが存在するが、これらが通常時にはほぼ表れないとする。アクターネットワーク理論において、単純化され単一的固体のように見える現象、即ちブラックボックス化した現象の裏面において関与している多様な人間や人間以外のアクターを明らかにし、これらが互いにどのような行為をするのかを詳細に記述する過程をブラックボックス²の解体と呼び、このブラックボックスの解体がアクターネットワーク研究の核心であると規定した。本研究は「結婚移住女性によるメディアテクノロジーの活用」という、単純にブラックボックス化した現象の裏面に複雑に絡まりあい関係を持っている様々な人間や人間以外のアクターを把握し、これらのアクター間の相互作用を詳細に記述することでこのような関係が結婚移住女性の適応とアイデンティティの形成にどのような変化をもたらしたのかを明らかにする。

2.研究の過程

本研究では2014年1月から2015年2月にかけて中国出身の国際結婚女性と面会し、面接を行った。メディアテクノロジーをより活発に活用している

2 Latourはブラックボックスの概念を人工頭脳学より借用したが、人工頭脳学においてある機会や命令語が既に広く知られているとき、複雑な内容を詳細に図表に描き出さずともブラックボックスとして表示するという。アクターネットワーク理論は、このように疑うことなく取り入れる単純化された社会現象を解体し、この現象に関連するアクターを明らかにし、これらがネットワーク上で行う相互作用が作り出す影響力を詳細に記述する方法論である(Blok & Jensen, 2011)。

ものと予想される国際結婚女性との面接の機会を得るため、韓国教育部の支援により行われていたバイリンガル講師養成課程を修了した国際結婚女性を対象として研究参加者を募集し、彼女らより追加的に研究参加者の紹介を受け面接を進めるスノーボールサンプリング方式を採用した。この過程を通じ、七名の国際結婚女性と深層面接を行った。面接における主な内容は、結婚移住女性が韓国に入国する前と入国した後のメディアテクノロジーに係る経験について質問を投げかけ、韓国社会での適応過程における多様なメディアテクノロジーの活用により、彼女らの生活とアイデンティティにどのような変化が現れたのかを把握しようとした。本研究を進める前に、所属機関の生命倫理審議委員会の審査を経て承認を受けた。

研究参加者は中国出身の国際結婚女性に限定した。中国出身の女性に限定した理由は、メディアテクノロジーを活用する程度は一つの国家のメディアテクノロジーの発展水準と緊密な関係にあるため、類似した条件にある研究参加者を比較分析するためである。韓国出入国外国人政策本部の統計(2016年)によると、中国人(韓国系中国人および漢族の中国人)が国際結婚女性全体の半数以上を占めているため、もっとも大規模な送り出し国である中国から来た移住女性を選択した。特に韓国系の中国出身者の場合、中国語および韓国語の使用が可能であり、韓国社会での適応過程においてメディアの利用がより活発であると判断されるため、メディアの活用と関連行為を研究するには最も相応しいと考えられる。しかし一つの国家の出身者からサンプリングを行ったため、本研究の結果を他の国際結婚女性の集団に対し一般化して適用す

るには限界がある。

本研究の主な資料収集の方法は深層面接である。全ての面接は一時間三十分以上にわたり進められ、各研究参加者に対し一回から三回の面接を行った。深層面接の過程では、研究参加者のメディアテクノロジーとの接触の経験に関する様々な経験を聞き出すため、半構造化面接を実施した。

本研究への参加に同意した研究参加者の略歴は<表1>に詳しい。研究参加者の氏名は個人情報保護のために仮名で処理され、研究結果と直接的に関係のない情報に関しては、省略もしくは一部を加工した。<表1>にある七名の研究参加者のうち、六名が韓国系の中国出身女性であり一名が漢族の女性である。研究参加者は韓国での居住期間が八年以上で、面接の過程における意思疎通に十分な言語能力と文化的理解度を備えており、韓国において多様な適応の段階を経験したのでメディアテクノロジー活用の変化に富んだ過程を聞き出すことができた。七番の女性の場合、移住労働者として入国し、韓国人男性と結婚した。五番の場合には、

<表1> 研究参加者の略歴³

番号	氏名	韓国での居住期間	配偶者の有無	子どもの数	職業	出身国籍(現在の国籍)	居住地
1	キム・スッキ (김숙희)	16年	有り	2	バイリンガル講師	中国	安東市
2	キム・ミスク (김미숙)	17年	有り	2	バイリンガル講師	中国	大邱広域市
3	パク・ミスク (박미숙)	8年	有り	1	バイリンガル講師	中国(韓国)	亀尾市
4	クォン・スッキ (권숙희)	18年	有り(再婚)	4	翻通訳士	中国	永川市
5	キ・ジニ (기진희)	18年	有り	2	バイリンガル講師	中国	慶山市
6	アン・ミヨン (안미연)	12年	有り	1	バイリンガル講師	中国	義城郡
7	カム・ギスク (감기숙)	8年	有り	2	バイリンガル講師	中国	永川市

3 研究参加者の個人情報保護のため、全ての人名と地名は可能な限り仮名で処理し、研究参加者ごとに特定の事実は部分的に省略、もしくは加工した。

中国に留学した韓国人男性と中国語教師と学生という関係で出会った後に結婚し、韓国に移住した。他の五名の場合、結婚仲介業者を通じて結婚に至った。

3.分析結果

1)韓国の発見:美化と羨望

研究参加者はメディアを通じて韓国と出会った。テレビで見た韓国は「オリンピックの開催地」であり、「良質の電子製品と高級化粧品」であふれていて、ドラマの中の人物は「豪華な家に住み、洗練された服を着て」いる美しく豊かな場所であった。彼女らの目に映った韓国人は情緒的に「自由な」人々であった。そして研究参加者たちにとって韓国は、機会さえあれば訪れてみたい国であった。留学を夢見たり就職も一つの方法として考えたが、良い人さえいれば結婚して住んでみたい国として羨望の対象であった。

(1)テレビとのつながり：不毛な現実とテレビの中の魅力的な生活(Glamorous life)

経済的な辛さ、家族関係における葛藤、劣悪な環境など、不毛な暮らしに疲弊した研究参加者を魅了したのはテレビやビデオの映像に映し出された韓国の姿であった。研究参加者は映像を通じて接した韓国を「先進国の位相」を備えた国、「華麗さ」、「豊かさ」、「洗練さ」、「自由さ」などと表現した。これらの表現には自らの疲弊した生活では満たすことのできない欲求が表出されていた。

研究参加者がテレビドラマや映画、音楽などに魅了されたとき、彼女らは巨大な韓流文化コンテンツの製作産業や供給産業、国際社会において韓国の位相を高めようとする韓国政府などが含まれた韓流文化コンテンツのアクターネットワークに

編入されていた。韓流文化コンテンツ事業は、観光や韓国製品の販売に対する莫大な産業的シナジー効果と、国家イメージの創出に重要な役割を果たして来た強力なアクター（アン・ジヒョン、チョン・チョル、2014）である。テレビが伝える韓国のイメージは、彼女らの不毛な生活をもたらす疲労感と寂寥感、脱出口に対する熱望、新たな生活に対する好奇心に、慰労と希望と開放感を約束して接近した。

(2)テレビの同盟者たち：帰国した移住労働者と韓国製品

韓国から戻って来た親戚や移住労働者は韓国について「金稼ぎに良い」、「実入りが良い」などと賞賛を惜しまなかった。一般的に移住地から戻って来た人々は、移住の経験やその地での暮らしに対し美化された記憶を示す傾向があるという（チェ・スホン、2014）。しかし研究参加者にとって彼らの言葉は、テレビを通じてメディアテクノロジーが描き出す「韓国の約束」を再確認させてくれるものとして認識した。

韓国から戻って来た人々が持ち込んだ時計や化粧品、カメラのような韓国製品も、テレビジョンアクターネットワークが形成した韓国のイメージ-豊かさ、洗練さ-に符合するようであった。中国で暮らす日本人が韓国製の電気炊飯器を使うのを見て、韓国がどれほど発展しているのかをより実感することができた。時には韓国から戻って来た人々から、詐欺や賃金未払いなどの否定的な話を聞きはしたが、既にテレビジョンアクターネットワークが形成した韓国のイメージに取り込まれ、韓国行きを夢見る女性たちにはそのような言葉が耳に入ってこなかった。

不毛な暮らしの現実には疲弊し閉塞感を感じていた女性たちにとって、テレビとの出会いは韓国行きを計画を行動に移すこととなる出発点であった。

韓流熱風を作り出した韓国の文化産業は、強力な文化的媒体で貧困や葛藤、喪失のような辛い現実から逃れることを渴望する研究参加者の幻想にアピールする巨大なアクターであった。

女性たちの韓国行きが現実のものとなるためには、テレビジョンアクターネットワークに国境を越えた移動を可能にする制度が結合されなければならない。女性たちにはこのような移動を可能にする三つの選択肢-留学、移住労働、国際結婚-のうち、結婚が最も容易であると考えたのが見て取れる。テレビジョンアクターネットワークが女性たちの国境を越えた移動を可能にするためには、巨視的な次元のアクターの参加が必要であった。韓中国交正常化がなされ、この時期の韓国内における都市化や国内での人口移動(internal migration)、労働市場の変化は、これ以降の時期における外国人の韓国への移住機会の拡大に大きく貢献した。このうち、国際結婚は女性として国境を越えた移住をするうえで最も迅速に行える選択肢であった(キム・ヘソン、2014)。研究参加者のうち、五名は結婚仲介業者や知人の紹介を受けて出会った韓国人男性との短い交際期間を経て結婚し、韓国に入国した。キム・ミスク氏は在中国同胞就業ビザで韓国に入国したが、在留期間が終りを迎える頃に韓国人と結婚して定着することとなった。キ・ジニ氏は中国に留学に来た韓国人男性と結婚し移住することとなった。

本研究のために面接を行った女性に対し、テレビジョンアクターネットワークは現在の暮らし以外の新しい生活の方式、人々との関係の様式、美学の基準、享有することのできる幸せにどのようなものがあるのかといったことに対する可能性の空間を押し広げた。多くの人々はテレビが与えてくれる一時的な幻想と楽しさに満足してつながることを止めてしまったが、研究参加者はその可能性を実現するためにまた他のアクターとつながることとした。韓中間の国交樹立は人的交流を容易

にした。嫁を迎えるのが難しい農村の独身男性が抱える問題を、国際結婚の周旋を通じて解決しようとする地方自治体や文化交流団体などの積極的な態度が、国際結婚移住というアクターネットワークの構築に寄与した。

2) 韓国の再発見：当惑感と再度の脱出

研究参加者はメディアを通じて韓国と出会った。テレビでみた韓国は「オリンピックの開催地」であり、「良質の電子製品と高級化粧品」であふれていて、ドラマの中の人物は「豪華な家に住み、洗練された服を着て」いる美しく豊かな場所であった。彼女らの目に映った韓国人は情緒的に「自由な」人々だった

(1) テレビとの新たなつながり

研究参加者が出会った韓国での生活は、故郷でテレビを通じて接していたものとは極めて違っていた。「(精神的)崩壊状態」をもたらすほどに韓国での配偶者の経済状況は劣悪で、文化の違いによって生じる配偶者や配偶者の実家との葛藤、言葉の問題、社会的な疎外感と差別による就職の難しさなどにより、韓国社会に適応することが衝撃として接近して来た。農村に暮らす結婚移住女性たちは都市地域に住む結婚移住女性よりも地理的な特性により外部と断絶しているため、これはより切実な問題であった。その上に様々な心理的、社会的不適応に係る問題を抱える配偶者の姿も見られた。大都市の華麗さも、経済的な豊かさも、機会の土地も、情緒的な自由さも虚像であったことを彼女らはすぐに悟った。

研究参加者は当惑し恐れを抱くまでの対象となった現実に対処しようと、最も手軽に接近できるテレビジョンアクターネットワークと再びつながるようになった。チョ・ソンホ、パク・ヒスク(2009)の研究によると、社会的に孤立した国際結

婚女性は寂寥感ただよう日常を満たすために、先ず始めにテレビを選択するという。過去のテレビはニュースやバラエティー、スポーツなどの情報伝達と、余暇・娯楽などの機能を備えていたが、テレビでの「ホームショッピング」が始まったことで「消費を通じた満足感」の機能が追加された。面接対象者であるクォン・スッキ氏にとってホームショッピングは、情緒的な寂しさと「うつろさ」を解決してくれるので、「ホームショッピング」機能との連帯を選択した。ホームショッピングは新たな世界であり、目にすることが無かった製品、あこがれていた商品を目で見て手に入れることができる機会を提供した。ただ、その代価は残酷さであることを後で知ることとなった。

また他のメディアの利用、メディアとの相互作用の事例にも接することができた。研究参加者のバク・ミスク氏は、本国の家族に対する経済的な支援をしなければならなかったが、結婚後に予定より早く妊娠することとなり、また外国人のため就職も簡単ではないといった事実を悟ることとなり、「(メンタルの)崩壊」を経験することとなった。自身を簡単には信頼してくれない配偶者との関係も円滑ではなく、研究参加者はまるで「畏にかかった」ような経験をする事となった。このような状況の中で研究参加者は配偶者との関係回復のため、「夫婦和解プログラム」のようなテレビジョンアクターネットワークにおける知識機能を積極的に活用した。

本研究への参加者が母国にいた頃のテレビは、一時的な幻想ではあったかもしれないが「コリアンドリーム」という新たな生活の形態と様式を提示し、これのを追い求めるための行動化を引き出したアクターネットワークであったように、新しい社会に侵入した後のテレビのショッピングチャンネルや教育チャンネルは、国際結婚女性との相互作用を通じて彼女らから新しい「消費」、「人間らしい暮らし」の規定と「関係の様式」の実践を引き

出したアクターだと言えるだろう。

(2) パソコン・オンラインメディアとのつながり： 転換的経験(transformative experience)

研究参加者が韓国に移住したのち、彼女らは社会的な疎外を経験したり、母性と家事といった伝統的な役割に押し込められたり、就職への挫折に直面したが、このときにコンピューター(パソコン)アクターネットワークは彼女らを新たな世界へ導いた。

研究参加者がコンピューターアクターネットワークに編入されるに当り、いくつかの人間以外のアクターが仲介者の役割を果たしたが、そのうちの韓国政府の多文化家族支援政策は重要なアクターであった。結婚移住女性に集中していた多文化家族政策は、中央政府の部署と自治体、社会サービス機関などの様々な主体を通じて多様な初期定着支援を行ったが、その中でもパソコン教育を韓国語教育と併せて基本教育プログラムとして提供したことで、彼女らがコンピューターアクターネットワークに編入されるのが容易になった。

研究参加者にとってコンピューターは、未だに花を咲かせていないコリアンドリームの可能性を垣間見ることのできる窓の役割をし、家族という枠組みによる抑圧から自由となり、自己発展に対する期待を刺激してくれる人々との出会いの機会も提供した。

パソコンとその後に続くオンラインネットワークは、彼女らに生活の地平の変化(topological change)をもたらす転換的経験(transformation experiences)であったと認識できる。研究参加者が述べた経験は、大きくは超空間的転換(transpatial transformation)、超時間的転換(temporal transformation)とアイデンティティの転換(identity transformation)の経験として要約できるであろう。

①超空間的転換(trans-spatial transformation)

研究参加者は韓国での適応における必要な主なアクターとしてパソコンを挙げた。夫、パソコンスクール、多文化家族支援センターなど多様なチャンネルを通じてパソコンに触れることとなるが、パソコンはより広い世界への扉を開き、暮らしの地平を広げてくれたアクターであったと言及した。

研究参加者のアン・ミヨン氏は相当に隔絶された農村地域で暮らしているが、家族は彼女が外出することや、もしくは本国の家族に電話することすら好ましくないと考え、「子どもを育てながら閉じ込められた」生活を送っていた。夫を通じてパソコンを扱う方法を学んでから先ず初めに行ったことは、グーグルマップを利用し「ソウルの地下鉄、バスの路線、大きな建物」のような遠くの開かれた世界を見ることであった。

研究参加者にとってパソコンは、暮らしの境遇の拡張をもたらしてくれたありがたいアクターであったと認識されている一方で、配偶者にとっては不安と警戒心呼び起こすアクターであった。国際結婚女性が多様な情報を得ることで、伝統的な家族の枠組みに満足できなくなると懸念する夫は、国際結婚女性とパソコンの接触において障害になりもした。

パソコンを通じてつながったインターネットは、国際結婚女性にとって母国にいる家族、親戚、知人との距離と費用といった障壁を越えて、国境を越えた交流と情緒的な連帯を可能にした。ビデオ通話は互いの顔を見ながら映像で実際の生活を見せることができるので、「異国の地で寒いだろうに…」などと話しながら空間的距離を狭め情緒的な共感を可能にし、彼女らの「凍った心」を温めてくれる役割を担った。インターネットは個人的な交流だけでなく、母国のニュースもリアルタイムで提供することで空間的に共同体空間の境界を拡張した。インターネットは母国との間において、情

報と疎通の双方向的な流れを可能にした(イ・サンフン、キム・ウンギョ、2015)。結婚移住女性が情緒的にも社会的にも、韓国と中国を同時に経験する国境を越えた移住者としての生活を可能にした。

研究参加者の多くは家族に対する経済的、心理的な責任を背負って母国を発ち、その責任は新しい世界においてもくびきのように彼女らを圧迫した。しかしパソコンが開いてくれた生活の経験は、彼女らと母国の家族や親戚との関係に対する認識と行動に転換をもたらした。「ビデオ通話をつけるときは、慰めてほしいからつけるんでしょう。話すたびにやれ大変だ、やれどうしたと言うならつけなければいいんだし…」(キム・スッキ)。これより分かる通り、強い義務感と責任という伝統的な家族観から少しずつ抜け出し、関係の方式と関係の属性が自身の要求と符合するかどうかによって「オン」と「オフ」を使い分け、自らの統制の下にある領域だと認識する独立的なアクターとして変化していく様子が見て取れる。

i) 差別のないサイバー空間

本研究への参加者は、インターネットを通じたサイバー空間には国境もないが「移住者」という身分的關係もなく、ネチズンとして誰とでも対等に入場可能な差別のない空間であることを発見した。研究参加者は韓国に入国した直後の就職活動をする過程で外国人という理由から拒絶され、隣人からの目に見えない差別や仲間はずれの経験もしたが、インターネット空間は「障壁と差別がない空間」であり、匿名性が与えてくれる自由さと、関係性の形成に必要な費用も少なく済むといったことを発見した。

研究参加者は多様なサイバー空間においていつ、誰と、どのようにネットワーキングするかを取捨選択し、他のアクターをこれによって配置しサイバー空間を行き来した。ある研究参加者は、移

住の初期段階において、国際結婚女性関連のインターネット掲示板にて彼女が必要とする情緒的な支持と育児、就職などに関する情報を得たと述べた。彼女はインターネット掲示板にて似たような経験をした人々の間での「共感」といった資源により力を得て、次の段階への適応と挑戦に備えることができたとした。ネチズンの匿名性を利用し少しずつサイバー空間を拡張していき、一般の韓国人のための就職情報サイトや教育情報サイトにその場を移したりもした。サイバー空間においてどのアクターネットワークとどのように関係するのかについては、研究参加者自身のアイデンティティ、暮らしへの欲求、解決方法の規定による戦略的で自立的な選択に関する事案であった。

国際結婚女性はテレビ、パソコン、インターネットの次にスマートフォンを重要なアクターとして挙げた。スマートフォンは既存のインターネットを通じたサイバー空間(ブログ、インターネット掲示板)とは違い、利用者の日常生活により密着しているながら、オンラインだけでなく実際の生活における対人関係に変化をもたらした(チェ・セギョン、クァク・キュテ、イ・ボンギョ、2012)。研究参加者は「kakaotalk」や「WeChat」、「QQ」などのスマートフォン用アプリが備えた長所や短所、地域性を選別的に活用し、交流の場を拡張した。

また一方では、フェイスブックのサイバー空間とつながることで、国境を越えた文化の仲介者(cultural mediator)として自身の役割を効率的に構築していった。研究参加者の一人は、近頃グローバル化が学校や自治体の主な評価指標の一つとなっているので、教師や地方公務員が国際交流活動を開発しなければならないといった点と、このような社会的雰囲気において自身の持つ文化的な背景と母国との人脈が、韓国社会において自信になっているとした。そして韓・中文化コンテンツと文化交流イベントを開発することを自身だけの適所(niche)として認識し、自らの二重的な文

化の背景を積極的に商品化している。この研究参加者はフェイスブックが中国では遮断されているため、実際には韓・中交流の場としては適切ではないということを知っているが、彼女への主なフォロワーは中国外にいる中国文化の消費者であることを知っているため、文化交流の場としてフェイスブックを選択した。フェイスブック、ツイッターのようなSNSが文化コンテンツの形成と国境を越えた共有に最も効果的な空間であるといった点(イ・ジウン、ソン・ドンギョ、2013)を十分に活用しているものと見られる。この研究参加者は自らのフェイスブックに韓国の公務員、教師、教授、詩人、画伯、宗教家などを「特別な方々」として選別しており、中国の古典漢詩や書画などの文化コンテンツで自身の「サイバー展示場」を品格を備えた姿にアレンジし、自身が関与した韓・中青少年芸術団による交流活動を紹介する内容を配置することで、韓・中文化の時代と空間を行き来する文化的媒介者としての役割を効果的に際立たせている。

ii) サイバーラーニング：より高く飛翔するための足掛かり

研究参加者はパソコン、インターネット、SNSなどとのつながりの形成を通じ、人間や人間以外のアクターとのネットワークを拡張することができた。しかし、研究参加者はその後すぐに韓国が学歴と各種の資格に支配された社会だということを知ることとなり、韓国の「主流社会」に進入するためには大学卒業といった公式化された制度とも「つながり」を持たなくてはならないことを悟った。移住女性の先輩の話により、通信制の大学である放送通信大学が彼女らが進入するには障壁が低いということ、また大卒という学歴は主流社会への仲介者であり、自我を実現することが飛躍への足掛かりであるということを知った。あ

る研究参加者は、「(大学は)霧の中にいた私が歩いて出てこれるように…」してくれたとしている。メディアテクノロジーアクターネットワークを通じ、女性自身が生活の転換を経験し、自らを見つめる視線が変わったことで、疑いを持っていた夫もついに研究参加者のネットワーク拡張に対する障害ではなく、妻を背中から押す追い風となった。

②超時間的転換(Trans-temporal transformation)

研究参加者にとってパソコンとの出会いは物理的、社会的空間を拡張してくれた経験だけでなく、社会的な時間をも行き来する経験にもなった。パソコンは、隣人のおばあさんが話す昔話から離れ、新しい情報と知識の宝庫への移動を可能にし、薄暗い過去の幻影から未来の希望へと移る契機を作った。依然としてアナログ時代であった母国の学事管理システムにより足を引っ張られていた状況から解かれ、デジタル時代によって機会の扉が開かれもした。

ある研究参加者は山の頂付近の辺鄙な地域に住むこととなったが、家族が働きに出てしまうと、周りにいるのは隣人である二人のおばあさんだけであった。一人のおばあさんは、自身が経験して来た韓国の近代史を「中国人の嫁」に話すことをとても楽しみにしていた。しかしコリアンドリームを夢見ている「中国人の嫁」にとっては、パソコンを通じて学ぶことのできる山里の外の世界の生活・都市、大きな建物、多様なライフスタイル、機会などに対する情報と知識がより驚きに満ち、好奇心を引き起こしてくれるものであった。

また他の研究参加者は、家族全体の生活に責任を負っていた長女であった。家族に対する責任により、自身を犠牲にしながら暮らした後に韓国に嫁いだが、夫も過去に負った傷により未だに立ち直れないでいる状態にいることを知ることとなった。彼女らはそのような状況から立ち上がる

ことができず、長い間に渡って自らを卑下したり、飲酒や自己非破壊的な行動、夫婦喧嘩をしながらもがき続けた。しかし、パソコン-インターネット-外部の世界とつながっているアクターネットワークは、彼女を大学と結び付けてくれた。彼女は教育を受けながら少しずつ、自身を縛り付けている過去の鉄枷を認識することとなった。また、多文化に関するインターネット空間での交流と教育課程を通じ、この研究参加者は自身の未来に対する希望と目標を具体的に描くことができるようになり、彼女が過去に負った傷から立ち直りながら、夫も過去の傷から立ち直れるように助けることができた。

③アイデンティティの転換(identity transformation)

移住直後の研究参加者は、自身が韓国で行える仕事は家事や単純労働だけだと考えていた。しかし、パソコンとの出会いとメディアテクノロジーアクターネットワークは、それまで研究参加者を押しさえ付けていた恐れや絶望を徐々に取り払った。新たに習得したパワーポイントを扱う技術は人気中国語講師としての自身の姿を想像させ、新たに取得したパソコンの資格は遠くに感じられていた就職という目標が手に届くところまで来ていることを感じさせた。

移住後の初期に研究参加者は、自身が持つ中国というバックグラウンドを捨て、韓国文化とライフスタイルを可能な限り早く習得することが韓国での適応に役立つと考えた。このような状況のもとある研究参加者は、移住女性に関するインターネット掲示板や中国出身の女性たちとの交流を絶ちもした。しかし研究参加者のプライドが回復したことで、彼女らが持つ中国/韓国といった二重の文化的アイデンティティは貴重な資産であることを悟り始めた。特に国際社会における中国の政治・経済的位相が急激に大きくなるにつれ、中国語が彼女らの暮らしを改善するのに重要なアクターと

ネットワークというブラックボックスを解体した結果を要約したものである。

人間は誰もが自らの生活を向上させたいと思っている。グローバルな移動が徐々に容易になりながら、移住も個人の生活を改善する一つの戦略的選択肢となった。用いることができる資源がそう多くはない女性にとって、結婚移住は制限された中での代案の一つであろう。

研究参加者は母国において韓国に関する情報を、韓国のテレビプログラムやビデオのようなメディア媒体を通じて取得した。メディア媒体は受信者の要求に合わせてコンテンツを提供するというが、移住を望む女性を選択することのできる韓国に関する文化コンテンツは、情報の提供という属性よりは地域の消費者のエンターテインメントを主な目的とし、韓流文化コンテンツの供給者により選別され、相当に一方的な関係であった。研究参加者が「韓流文化コンテンツ」を販売するメディアアクターネットワークにつながった際の意図していなかった結果の一つは、彼女らの韓国への移住という行為であった。

外国の女性がテレビとつながるとき、そのメディアアクターネットワークの裏面にはいくつかの強力なアクターが隠されている。エンターテインメント製作会社、ファッション産業、美容産業、家電製品、化粧品、カメラなどの韓国製品といった人間以外のアクターもあり、ドラマ脚本家、韓流スター、韓国を訪問して来た知人、帰国した移住労働者や留学生のような人間のアクターも存在する。彼らは韓国のイメージ、韓国人のライフスタイルと関係の様式などをメディア媒体上に再現し、これらとの相互作用は外国の女性にとって自らの生活の意味と生活における行為戦略に対する新たな考え方を形成するのに影響を与えた。韓中国交樹立、韓国社会の労働力と女性配偶者の不足といった巨視的状況と、このような需要を充足させようとあつという間に形成された結婚仲介業

などは、女性がメディアテクノロジーアクターネットワークとの関係を媒介として移住することを実現可能にした。

韓国への移住後にも研究参加者はテレビとの関係を通じて世界を見つめた。しかし孤立した状況でのテレビによる一方向的な相互作用の関係は、すぐさまパソコンとの出会いによってその影響力を失っていった。パソコン、インターネット、スマートフォン、SNSのようなメディアテクノロジーは、彼女らを社会的な隔離から連れ出し、もう少し双方向的な社会的相互作用を可能にさせ、彼女たちの時空間的な経験の領域を大きく拡大させた。メディアテクノロジーは母国の家族と知人と国境を越えた交流を可能にし、彼女らの時空間的な経験の領域を大きく拡張した。メディアテクノロジーは母国の家族と知人と国境を越えた交流を可能にしたり、地理的な制約無しに多様な人々とのつながりを可能とする新たな空間的な経験をもたらすだけでなく、社会的空間の経験も大きく変化させた。多様化したメディアテクノロジーアクターは研究参加者のサイバー空間への扉を開き、サイバー空間で得られた情報と人的ネットワークは、現実の空間へも容易に移転させることができた。研究参加者のオンラインにおける経験が日常生活の空間と重なったときにより大きな効果を発揮し、新たな次元の人間関係と機会の窓が拡張し始める。

研究参加者はアナログ的な社会での位階性、閉鎖性、障壁、断絶の経験からデジタル社会への移動を通じて移動性、水平性、開放性、自由さ、可能性の拡張を経験したと見ることができる。これは研究参加者の想像力、機会、関係の領域を拡張する転換的経験であった。また、研究参加者はサイバー空間におけるつながりの関係の形成に対する経験を通じ、それまでの人間関係に対する認識も再解釈するに至った。伝統的な家父長的家族関係において女性に強制されていた責任、義務、儀

性から少しずつ自由になり、自身の欲求と潜在的な可能性に対し考えることが可能になった。そしてより能動的な生活の主体として関係の方式を新しく試みる様子を見せてくれた。メディアテクノロジーアクターネットワークによって開かれた新しい時空間的な経験は、研究参加者にとって世界と、人々と、自身との関係における意味の変化をもたらした。研究参加者はメディアテクノロジーアクターネットワークがもたらした時空間的な生活の地平における変化を経験し、自らのアイデンティティを再認識することとなった。サイバー空間におけるネチズンとして享有する自由と水平的な関係の経験は、萎縮していた自我を回復させた。研究参加者がメディアテクノロジーアクターネットワークにより社会的関係を拡張し、その過程において一連の成功経験を蓄積していった結果、彼女らはそれ以上孤立し「元気が無く」、「寒い」移住者や温情の対象、「結婚移住女性」としてのみ規定されるよりは、一層自律的で能動的な一人の個人として認められることを望んだ。また、彼女らは国籍や人種、法的地位などを越え、多くの人々と共感することのできる「国籍を超えた人」としてのアイデンティティと行為様式を形成した。

結婚移住女性のメディアテクノロジーアクターネットワークというブラックボックスの解体により、テクノロジーが持つ意味と影響力がこのアクターネットワークに参加する多様なレベルの人間以外のアクターとの相互作用、即ち社会的文脈もしくは彼女らの生活に重要な役割を果たしていることを確認することができた。韓中国交樹立、中国の位相の変化、韓国社会における人口の変化と移動、文化の国際的移動と商品化、韓国の多文化家族政策と政策ディスコース、学歴社会のような巨視的次元のアクターも存在し、組織機構における評価指標、多文化教育プログラム、資格制度、外国語教育と留学熱のような中位的な水準のアクターもメディアテクノロジーと結婚移住女性との相互作

用に影響を及ぼしていることが分かる。もちろんこれらに加え微視的水準での結婚移住女性自身の行為性(agency)と、彼女らがつながっている多くの人間のアクターの行為様式や社会的規範もネットワークの安定性と影響力の程度において重要な役割果たしているアクターであったことは間違いない。

IV. おわりに

アクターネットワーク理論においてテクノロジーが行為能力を備えるということは、テクノロジーがアクターネットワークの中に位置するとき、人間のアクターのみならず他の多様な人間以外のアクターと相互作用をしながら互いを変化させる影響力を与え合うということである。速い速度で変化する現代社会において、テクノロジーが介入しない人間の暮らしは存在しないという点を認識し、本研究は社会現象の研究において科学と社会を分離した別個の研究対象として見るのではなく、人間とテクノロジーのような人間以外のアクターが結ぶ複雑な関係に注目することを提案したという点で意味を持つ。結婚移住女性とメディアテクノロジーに関する先行研究においては、インターネット、スマートフォン、テレビなどの道具的機能と役割を分析することで、結婚移住女性の適応を理解する上である程度の成果があったが、本研究は結婚移住女性の移住の決定と韓国での定着という複合的な経験と過程におけるメディアテクノロジーの行為性とその役割をより深層的に理解することを試みた。

本研究はメディアテクノロジーが外国人女性の韓国への移住の決定と適応の過程においてどのような役割を果たしているのかという質問から始まった。国際結婚女性によるメディアテクノロジーの利用という単純化された観察を解体する過

程において、本研究は移住と適応という大きな変化の過程におけるメディアテクノロジーが女性の暮らしの経験と意味の認識、アイデンティティなどの転換に重要な役割を果たしているという多様な根拠を明らかにした。また、メディアテクノロジーアクターネットワークとつながっている多様な巨視的、中位的、微視的水準のアクターを探求し、それらの役割を考察したという点において、既存の研究とは差別化された新たな理論的観点からの有用性を提示したといえよう。

本研究の結果は多文化家族のための社会サービスに対する実践的な含意と示唆も提示する。社会サービスは主に対人関係(interpersonal)中心な社会的介入として認識される。なので社会サービスと関連した研究は、サービスの対象者という人間のアクターの特性に関する理解とこれに基づいた対人サービス戦略(個別相談、事例管理など)に関する議論が中心であった(キム・イソン、キム・ミンジョン、ハン・ゴンス、2006；ソル・ジンベ、キム・ソヒ、ソン・ウニ、2013)。しかし、本研究の結果から、人間のアクターだけでなく、人間以外の多様なアクターの行為性が個人のアイデンティティ、安心感、対人関係、世界観に影響を及ぼすことを確認できた。情報と技術としての人間以外のアクター(例としてパソコン教育、資格取得プログラム、就職のための技術訓練など)は、サービス対象の自我観、世界観、関係の様式に影響を与える、単なるサービスの産出物以上の行為性を持つといったことが分かった。また、テクノロジーのような人間以外のアクターが、人間のアクター間の相互作用や共同体意識とつながるときに、その成果が拡大されるという点も確認でき、具体的な技術教育をサービス参加者間の共同体意識、利他心のような社会的資本の形成のための介入と接合させる努力が必要であることを示した。本研究の結果はサービスの伝達過程にて関係する人間以外の多様なアクター-政策ディスコース、政府の

法規や行政の条例、地域社会における文化や規範などが行為性を持つといった点と、社会的な介入過程を最適化するためにはこのようなアクターとの関係性を考慮する必要があるということを提示した。

アクターネットワーク理論は日常にテクノロジーが深く根付いている現代の社会現象を理解する際に、テクノロジーの役割を深層的に扱うといった点から有用である。しかし前述した人間以外の多様なアクターは現在まで社会科学の研究において「社会的文脈」として理解されて来たという点から、アクターネットワークにおける人間以外のアクターの行為性と先行研究における文脈の影響との差別性に対する持続的な議論が必要であろう。

参考文献

<英語文献>

- Blok, A. & Jensen, T. E. (2011). *Bruno Latour: Hybrid thoughts in a hybrid world*. London. Routledge.
- Bonnini, T. (2011). The media as 'home-making' tools: Life story of a Filipino migrant in Milan, *Media & Culture & Society*, 33 (6) :869-883.
- Callon, M. (2005). "Why virtualism paves the way to political impotence: A reply to Daniel Miller's critique of the Law of the markets", *Economic Sociology*, 6 (2): 3-20.
- Callon, M. & Caliskan, K. (2005). "New and old directions in the anthropology of markets" paper presented to Werner-Gren Foundation for Anthropological Research, New York.
- Chen, S., Zhang, Y., Zhang, H. & Yang, R. (2010). "The transformation, adaptation, and self-identity of new urban migrants", *Chinese Sociology and Anthropology*, 43 (1): 23-41.

Dekker, R. & Engbersen, G. (2014). "How social media transform migrant networks and facilitate migration," *Global Networks*, 14 (4): 401-418.

Hiller, H. & Franz, T. (2004). "New ties, old ties and lost ties: The use of the internet in diaspora". *New Media & Society*, 6 (6):731-752.

Latour, B. (2005). *Reassembling the Social: An Introduction to Actor-Network-Theory*. New York: Oxford University Press.

Latour, B. (1987). *Science in Action: How to follow scientists and engineers through Society*. Cambridge. Harvard University Press.

Law, P. & Peng, Y. (2007). Cellphones and the social lives of migratn workers in southern China. In R. Pertierra (Ed.), *The social construction and usage of communication technologies: Asian and European experiences* (pp. 126-142). Phillipines: University of the Phillipines Press.

Madianou, M. & Miller, D. (2012). *New Media and Migration*. New York:Routledge.

Munroe, R. (2009). Actor Network Theory in Clegg, S. & Hauggard, M. (eds). *The Sage Handbook of Power*, London: The Sage Publication.

Portes, A. Escobar, C. & Radford, A. (2007). "Immigrant transnational organizations and development: a comparative study", *International Migration Review*, 41 (1), 242-282.

Portes, A. & Dewind, J. (eds) (2004). "Conceptual and methodological developments in the study of international migration", *International Migration Review*, 38: (3).

Vertovec, S. (2004). "Migrant transnationalism and modes of transformation", *International Migration Review*, 38 (3): 970-1001.

<韓國語文獻>

김경미(2013). "여성결혼이민자의 인터넷 이용과 한국 사회 적응". *정보사회와 미디어*, 25, 1-27.

김영경(2015). "결혼이주여성의 사이버 공동체 사회자본에 관한 연구". *민족연구*, 62, 4-26.

김영순 · 임지혜 · 정경희 · 박봉수(2014). "결혼이주 여성의 초국적 유대관계에 나타난 정체성 협상의 커뮤니케이션". *커뮤니케이션 이론*, 10 (3), 36-96.

김이선 · 김민정 · 한건수 (2006). 여성결혼이민자의 문화적 갈등 경험과 소통 증진을 위한 정책과제. 한국여성개발원.

김혜선(2014). 글로벌 이주와 초국가적 가족유대. 한국학술정보.

박미숙 · 김영순(2015). "입국초기 결혼이주여성의 스마트폰 이용 경험에 관한 연구". *여가학연구*, 13 (1), 1-27.

설진배 · 김소희 · 송은희(2013). "결혼이주여성의 사회적 연결망과 초국가적 정체성: 한국생활적응과정을 중심으로". *아태연구*, 20 (3), 229-260.

안지현 · 정철(2014). "한류의 지속가능성과 한류문화 콘텐츠의 성공과정에 대한 탐색적 고찰". *관광학연구*, 38 (7), 215-238.

이상훈 · 김은규(2015). "문화접변과 미디어: 결혼이주여성들의 미디어 이용 경험과 다문화미디어교육 인식에 대한 연구". *언론과학연구*, 15 (4), 205-244.

이지은 · 성동규(2013). "페이스북 이용과 대인네트워크 변화에 대한 한·미 문화 간 비교 연구: 자아개념과 자기노출, 대인불안을 중심으로". *사회과학연구*, 24 (1), 257-281.

조성호 · 박희숙(2009). 여성결혼이민자들의 텔레비전 이용 동기와 만족: 대도시 거주 여성 결혼이민자를 중심으로. *한국방송학보*. 23 (6).

최진희 · 주정민(2014). "결혼 이주여성의 미디어 이용과 문화적응에 관한 탐색적 연구". *디아스포라연구*, 8 (2), 7-39.

출입국 · 외국인정책본부(2016). *외국국적동포 지역별 현황*.

****参考**** 韓国語参考文献日本語表記

- キム・キョンミ(2013)「女性結婚移民者のインターネット利用と韓国社会適応」、情報社会とメディア,25,1-27.
- キム・ヨンギョン(2015)「結婚移住女性のサイバー共同体社会資本に関する研究」、民族研究、62,4-26.
- キム・ヨンスン,イム・ジヘ,チョン・キョンヒ,パク・ボンス(2014).「結婚移住女性の超国的紐帯関係に表れた正体性協商のコミュニケーション」.コミュニケーション理論,10 (3),36-96.
- キム・イソン,キム・ミンジョン,ハン・ゴンス(2006). 女性結婚移民者の文化的葛藤経験と疎通増進のための政策課題,韓国女性開発院.
- キム・ヘソン(2014).グローバル移住と超国家的家族紐帯.韓国学術情報.
- パク・ミスク,キム・ヨンスン(2015).「入国初期結婚移住女性のスマートフォン利用経験に関する研究」.余暇学研究,13 (1),1-27.
- ソル・ジンベ,キム・ソヒ,ソン・ウニ(2013).「結婚移住女性の社会的連結網と超国家的正体性:韓国生活適応過程を中心に」.亜太研究,20 (3),229-260.
- アン・ジヒョン,チョン・チョル(2014).「韓流の持続可能性と韓流文化コンテンツの成功過程に対する探索的考察」.観光学研究,38 (7),215-238.
- イ・サンフン,キム・ウンギョ (2015).「文化接交とメディア:結婚移住女性たちのメディア利用経験と多文化メディア教育認識に対する研究」.言論科学研究,15 (4),205-244.
- イ・ジウン,ソン・ドンギョ (2013).「フェイスブック利用と対人ネットワーク変化に対する韓・米文化間比較研究:自我開発と事故露出、対人不安を中心に」.社会科学研究,24 (1),257-281.
- チョ・ソンホ,パク・ヒスク(2009).女性結婚移民者たちのテレビジョン利用動機と満足:大都市居住女性結婚移民者を中心に.韓国放送学報.239]6).
- チェ・ジニ,チュ・チョンミン(2014).「結婚移住女性のメディア利用と文化適応に関する探索的研究」.ディアスポーラ研究,8 (2),7-39.
- 出入国・外国人政策本部(2016).外国国籍同胞地域別現況.

English Abstract

Media Technology Actor Network of International Marriage Migrants and Their Life Transformation Experience

Yeun Hee Kim (Daegu University)

This study paid attention to the life experiences of marriage migrant women created through their interactions with media technologies in their migration and post-migration adjustment processes, and how they became empowered to become an autonomous agent in their lives. This study applied Actor Network Theory as an analytical framework, which has proved to be useful in understanding the contemporary daily life experiences heavily intertwined with modern technologies. This study collected data by conducting an in-depth interview with 7 marriage migrants from China. The findings of the study include: Television was the main media technology the interviewees were engaged in prior to migration. In Korea, the media technologies these women used were more diverse as they learned to make use of computer, internet, smartphone, SNS and cyber learning. While the interviewees made a decision on their migration in their homeland based on the lopsided information fed by the television, they were able to develop networks with more diversified media technologies when they arrived in Korea, which opened up transformative spatio-

temporal experiences for these women and helped them to develop identities as an autonomous subject in their life and ones with cosmopolitan outlook who refuse to be pigeonholed just as international marriage migrant. Disassembling the blackbox of marriage migrant women's media technology actor network revealed the complexity of numerous human and non-human actors at macro, meso, and micro levels interacting with each other and the consequences of the interactions among these actors on these women's decisions for migration and for inventing their new identities and life paths. Research and practice implications were discussed at the end.

韓国における山林所有権の発展と林相の変化(1392-1987)

李宇衍¹

はじめに

韓国の山林は、広さにして1,617万町歩であり、全国土(北朝鮮を含む)の70%以上を占める。このような地理的な特性によって山林の状態は農業へ大きな影響を与えることになった。山林は他の国や地域と同様に、前近代の韓国社会においてもほぼ唯一の燃料源となり、建築、造船、あるいは什器の製作分野のみならず、有機肥料、つまり堆肥の生産においても大きな役割を果たしていた。韓国では、17世紀中ごろから19世紀末まで長期の人口増加によって、農地の開発と資源の略取ともあいまって山林は枯渇し、やがて19世紀末に至ると、朝鮮半島の南部では木が見られないほど山林は荒廃していた。

20世紀以降、日本の植民統治のもとで、山林の所有権は近代的な形態と内容を持つべく再編された。また、これと同時に少なくとも統計類で確認しうる1943年までにおいて、朝鮮総督府の主導によって山林の緑化が着実に進むことにより、1940年代に至ると、初めて全国各地で緑の山を見ることができるようになった。しかし、植民地期の末には、戦時体制のもとで、木材の需要が増加し、解放後における大規模な人口の流入、戦争に伴う政治的・社会的な混乱の中で山林は再び急速に荒廃していった。やがて、1950年代末からそれ以降になると、山林は復旧していった。特に、1973年から1987年まで実施された“治山緑化事業”に代表される国家の主導による緑化事業の成功により、

韓国は経済成長と同時に山林緑化を成し遂げた“国際的模範”事例にとりあげられるようになった。

以下、本稿では、そうした長期的な視点と展望からみた韓国の山林所有権の発展と、林相の変化に関する歴史的な過程を叙述することにしたい。

1. 朝鮮時代山林所有権の形成と林相の変化

一般的に、「山林」は漁場における魚、牧草地の草などととも“共用資源(common-pool resources)”に分類される。これらは、一般的な私有財や公共財とは違って、「排除不可能性／準排除不可能性」と「競合性」を同時に持つ特異な資源である。ここにいう「〔準〕排除不可能性」とは、この資源を生産するのに寄与していない経済主体であったとしても、その生産物を使用するなかで、除外できないという属性のことをいい、公共財と同一であるが私有財とは違う属性であることをいう。また、「競合性」とは、ある経済主体がその資源を消費することによって、他の主体が使用できる資源の量は、その分減少するということであり、私有財と同一であるが公共財と異なる性格であることを指している。

近年、歴史学界で注目されている環境史の研究において、このような資源と人間社会の関係が重視される傾向があり、経済史の研究においても様々な社会における所有権(使用・収益・処分)の特質と変化、あるいはその発展過程に焦点をあてる傾向が多くみられるようになった。両者は相互に補完的なものであるが、まずは経済学の視点に

1 落星台経済研究所研究員

立って、共用資源の所有権とその韓国的な特性について説明しておきたい。1970年代以降、共用資源の所有権に対する経済学的説明としては、次に挙げる4つの‘所有権体制’という分類法と方法論が広く用いられている。すなわち、①自由アクセス体制、②私有財産体制、③国有財産体制、④共有財産体制、がそれである(Richards ed, 2002)。

まず、「自由アクセス体制」において山林資源は、“先着順(The first, the served)”にしたがって所有・消費される。資源を所有する主体、あるいはその所有の対象となる客体、そして、これらをめぐる所有権が行使される体制においては、成文か不文であるかを問わず、“先着順”であることを除けば、いかなる規律も存在しない。朝鮮時代の後期に広範にわたって分布していた“無主公山”がまさにこれに該当する。この体制下では、山林の保護や増産のための投資の「誘引(incentive)」が存在せず、人口が一定の水準を超えると、ついには荒廃化が進行してしまう。そして、4つ目にあげられている「共有財産体制」とは、複数にわたる権利の行使者が存在するが、自由アクセス体制とは異なり、所有権の行使においてその主体と客体との境界が明確に存在し、その権利を行使する方法が特定されている状況を指す。日本における徳川時代の“入会”、朝鮮時代後期に存在した“松契”がそれに該当する。松契とは、概ね親族集団の間で結成され、特定の森林を一定の規則のもとにおいて共同で使用するものであり、また、集団的な合意なくして山林の処分ができなかった。成功裏に運営された松契は、それほど多くはないものの、中には荒廃化を免れる場合もあった。なお、「私有財産体制」と「国有財産体制」において、山林は一般的な私有財や国有財と同じ概念であるとされる。

朝鮮王朝が成立して以来、山林、およびこれを産出する林野は“王土”として一種の国有財産であった(高麗王朝でも同様であった)。これは“山林川沢與民共之”(山林、川、貯留池、海などから

の利益は王が民と共に享受する)という儒教的な統治理念の産物であり、朝鮮王朝の全時期を通じて揺るぎない決まりであった。土地が人口に比べて相対的に少ない時、この規律を適用するに困難はなかった。問題は、朝鮮時代の後期、特に18世紀以降から19世紀末までの間に人口が増加する中で発生した。火葬である仏式の葬送とは異なり、儒教的な規範が一般民衆にまで浸透することに伴って、埋葬文化が広がった。これと同時に、朝鮮王朝は墓地に対する私的な所有権を支持する規定を法典に設けた。すなわち、墳墓の周りの一定の面積に対して他人が耕作や放牧ができなくする法規を設定したのである。これは朝鮮王朝の最初の法典である『経国大典』から最後の『大典会通』に至るまで不変であった。

これを機に、儒教の統治理念・法律とは異なり、山林に対する私的所有権にも近い概念が形成・発展し、農地と同様に山林も頻繁に取引(処分)の対象となった。やがて18-19世紀になると、山林所有権をめぐる紛争が全国で発生した。

このように、山林に関する私的所有権が発展したとはいえ、前近代における他の国や地域と同様に、それは近代に確立する一物一権的な所有権ではなかった。とは言っても、周辺の農民たちが生存するのに必要な木材以外の副産物、つまり折れ枝や落ち葉など燃料・飼料・堆肥原料の採取は一般的に許容されただけでなく、山林に関する私的な所有権を持たない農民たちは、それを一つの権利として認識する場合も多かった。これは、朝鮮王朝の王土思想に基づくものであった。朝鮮が日本の植民地になった翌年(1911年)、“森林令”が制定・公布された。この法律は1961年まで存続したが、この原案は朝鮮総督府の初代山林課長に就任した齋藤音作が起草したものである。この法律は、日本の森林法と比較すべきその内容において主要な部分での大きな違いがある。その理由は 齋藤音作が併合前である1910年3月から9月にかけて指揮・

表1 道別の所有別林相別 林野面積(1910)

(単位: 千町歩)

合計	管理機関がある国有林				管理機関がない国有林				民有林				
	小計	成林地	稚樹発生地	無立木地	小計	成林地	稚樹発生地	無立木地	小計	成林地	稚樹発生地	無立木地	
京畿道	714	55	25	11	19	169	32	18	119	490	60	269	161
忠清北道	533	36	8	19	8	232	50	84	98	265	28	148	88
忠清南道	469	11	1	3	6	43	8	12	23	415	83	170	162
全羅北道	527	14	4	9	1	97	71	15	11	416	191	190	35
全羅南道	983	140	26	47	66	112	12	28	73	730	47	598	85
慶尙北道	1,309	73	37	21	15	389	71	130	187	848	66	608	174
慶尙南道	887	42	3	4	35	206	66	20	120	639	57	443	139
黄海道	1,005	35	3	13	20	426	74	292	60	544	34	432	78
平安南道	999	42	23	9	9	510	183	251	76	448	30	346	72
平安北道	2,395	319	270	15	33	1,174	541	459	174	903	68	333	501
江原道	1,910	192	153	33	5	979	434	384	161	739	84	535	119
咸鏡南道	2,518	76	72	1	3	1,849	1,333	216	299	593	53	304	235
咸鏡北道	1,600	-	-	-	-	1,083	792	79	212	517	26	68	422
計	15,850	1,035	627	187	222	7,268	3,667	1,988	1,614	7,546	829	4,445	2,272

典拠: 朝鮮総督府『朝鮮總督府統計年報』1910年度版

実施した“朝鮮林籍調査”の結果に基づいて立案したからである。この‘調査’を通じて、朝鮮半島全体の林野の所有権と林相について概括的ではありながら、その実態が初めて明らかにされた。

表1は、齋藤による調査の結果を示すものである。まず、“管理機関がある国有林野”(約7%)とは、政府と王室が、造船・建築などの国家的な需用に必要な木材を得るために、特別に設定した区域をさす。先に見た所有権にまつわる体制別で分類すると、「国有財産体制」に該当する。朝鮮王朝は、地方に派遣する行政・軍事的な責任者に山林を管理する任務も負わせる。ただし、“封山”・“禁山”・“松田”などの名称を持っていた、言わば‘特殊国有林’の管理は、民間人の接近を禁止することだけに止まっており、積極的な播植・育林などを持続的に展開した例はめったに見られない。しかし、特殊国有林は相対的に林相がよく、人間の接近が容易な場所に設定された。その結果、民間人が原木を盗伐したり、地被物を採取することも容易なことであった。朝鮮王朝は、特殊国有林の産物を取得する者を厳しく処罰する法律を制定し、『大典会通』に至るまでこの規定は変わらなかった。しかし、朝鮮時代後期になると、人口が増加した結果、山林資源に対する需要の増加も持続的に大きな伸び

を示した。その結果、民間人の盗伐と乱獲は一般化していった。これに対して、朝鮮王朝は効果的な対応をとることが出来なかった。国有財産体制は有名無実であり、実質的には無秩序な自由アクセス体制に退行したものであった。そして山林は「荒廃化」という自由アクセス体制がもたらす悲劇的な運命を避けることはできなかった。

林籍調査をみると、民有の林野は約48%に上り、民有林はまず学校や寺院、あるいは地方行政単位の財産として保有される公有林、松契や親族などが所有する共有林、そして、朝鮮時代後期に発展した私有林に分類される。しかし、1917年以降、施行された“朝鮮林野調査事業”(以下“事業”と呼ぶ)の結果に照らしてみると、共有林は非常に稀であり、松契や村落が保有する共有林の面積が全体に占める比率もそれほど大きなものではなかった。これが日本との最も大きな違いである。1910年当時の民有林は、そのほとんどが私有であった。しかし、前述したように、私有財産体制に分類されるこの林野について、明示的な所有者以外に、周辺の農民たちまでも何らかの慣行に基づき、生存に必要な不可欠な副産物の取得については“黙示的な権利”を行使していた。

この中で“近くの農民”が誰であり、彼らが行使

する権利については、明示的、あるいは黙示的ないかなる合意も存在しない。所有の主体と客体に対する明確な境界がなく、また、その権利の行使方法に対する明確な規定がないことが、共有財産体制とは異なる自由アクセス体制の特徴である。前近代の他の多くの社会と同様に、朝鮮においても私有林では私有財産体制による支配と自由アクセス体制による支配が重なっていた。

問題は、このような重複的な所有権体制のもとで、私有林の荒廃化が進むという点である。つまるところ、山林からその地被物を除去する際、風雨など気象の変化が、主産物である松木などの樹木に及ぼす影響の度合いが大きく増加するからである。他方、私有林の所有権は、零細性という特徴を持っていた。このような状況で、山林の濫伐を監視することで得られる収益は、その費用を賄うことができなくなる。したがって、所有権者は植栽・播種や保護・撫育などの造林投資を忌避してしまう。投資の誘引、すなわち収益が無いからである。これによって濫伐の横行もさらに深刻になる。

次に“管理機関がない国有林野”についてである。面積にして約727万町歩、全体林野の半分に近い(46%)広さであるが、当該の林野の内には二種類がある。その一つは、咸鏡南北道、平安北道、江原道などに広がった原生林である。これらは19世紀末まで朝鮮における伐採・陸運・水運の各技術では利用できない山林であった。この一方、第二の形態として、あまりにも多くの人がその産物を利用している状況下において、誰が主人かすら知ることができなかつたり、あるいは実際に主人が存在しない山林があった。「無主公山」つまり、自由アクセス体制下に置かれた山林であった。村落の近くや都市周辺の山林で、このような状況がよく見られた。筆者(李宇衍)が推定したところに拠れば、その面積は最小で149万町歩、最大でも284万町歩であった(2010: 251-252)。

面積から見ると、原生林の面積が無主公山より

多かった。なぜならば、それほどに山林資源、特に木材を取得する技術水準がまだ低かったからである。韓国人の日常と密接な関係にあるのは後者、すなわち無主公山であった。所有権体制の性格からすれば、これら山林が最も劣悪な林相を持っていたらと推測できるが、実際の調査結果もそれと同様であったことを示している。このように、朝鮮の山林が荒廃した原因は、山林所有権の特質そのものであった。朝鮮時代に種まき・植栽・間伐・保護などを含む育林が広範囲に実施された事例も見出しえない。もちろん育林や原生林の開発に必要な技術的な後進性と資本の不足もまた、山林の荒廃を押し進める要因であったと考えられる。それでは、なぜ技術が後進的な水準に止まり、また、なぜ投資が行われなかつただろうか。これは結局、所有権体制の特質からその理由を探すしかないだろう。

朝鮮時代における山林資源の減少について、各経済主体は異なる方式で反応した。前述のとおり、朝鮮王朝は、特殊国有林管理のために、それを侵犯した者たちが厳しく処罰される法規を布いた。しかし、棺を作る木材はおろか、炊飯用の燃料にさえ事欠く状況に追い込まれた農民たちは、密かに特殊国有林に入っていた。朝鮮王朝側の防遏努力がどれほど成果をあげたかは分からない。ただし、誘因を与え、それによって山林を育成することにする「肯定的(positive)」な方法ではなく、犯罪者に対する処罰を強化する「否定的(negative)」な方式をとり、それさえも全体の山林の7%に過ぎなかつたことは記憶に留めておく必要がある。民有林の保護と管理を行うため、朝鮮王朝は親族集団が松契を結び、集団的に保護・管理することを奨励した。彼らは松契という名で、近隣の農民たちの接近を禁止することに注力しており、人工造林などの積極的な育林を実施したという事例は発見しにくい。山林を所有しない農民らは、処罰を覚悟して特殊国有林に入ったり、無主公山に入山し、

小さな木切れをかき集めて生活した。副産物を採取するため、所有者が異なる山林に入ることは、前述のように日常茶飯事であった。

19世紀後半、朝鮮の地方官たちは山林をめぐる所有権の紛争、つまり“山訟”の処理に苦しんでいた。ある知識人は、地方官たちの業務のうち、山訟を処理する仕事が三分の二を占め、他の業務を見ることができないほどであると嘆いた。これら山訟は、有力な両班たちが墳墓の設置をきっかけに、山林所有権を争うものがほとんどであり、一般農民たちがこれまで自由に接近してきた山林を、有力者が突然入山を禁止することによる紛争も一部にあった。しかしながら、木を植えて、育成を行う造林活動が広範囲かつ持続的に実施された例はない。中国や日本と異なり、朝鮮時代の農書には山林の保全に関する記述は見当たらない。育成林業への転換のための努力の跡は見いだせず、木の根までを採取して燃料に使用するという掠奪的な山林資源の濫用、それによる山林の荒廃化が、20世紀以前の韓国における林業や山林の特徴であった。

ところで、表1は、1910年現在において、林相によって分類された山林面積を含んでいる。成林地(完全な立木の密度を1とする時、立木度が0.1以上のもの)が32.3%、稚樹発生地(鎌で軽く裁断出来るくらいの若木が発生する所で、立木度が0.1以上のもの)が41.8%、無立木地(立木度が0.1以下のもの)が25.9%であった。1910年現在における1町歩あたりの林木蓄積を推定した研究によると、南部地方は平均10.0m³、北部は53.0m³であったが、筆者自身がこれは過大推定であるとした(裴在洙・尹汝昌 1994)。ちなみに、1971年から1973年にかけての時期は、山が赭色に禿げ、干ばつと洪水が毎年のように起こっていたのであるが、大韓民国における当該の数値は11m³であった。このことからわかるように、19世紀末の韓国の山林、特に南部地方のそれは極度に荒廃していた。世紀を跨ぐ時

期に韓国を訪れた外国人らが、釜山からソウルに至るまで、山に木を見ることがなかったと自ら旅行記に記述したのもこれらの事実の存在を後押しするものである。

2. 植民地期における山林所有権の近代的な再編と山林の復旧

深刻に荒廃した森林に向き合うことになった朝鮮総督府の担当官吏は、山林の緑化に正面から向き合い、これを林政の最優先、かつ最大の課題に設定した。これとともに、重層的な山林所有権を近代的な一物一権的な権利に再編することも緊急の課題であった。山林の荒廃化を招いた根本的な原因が、朝鮮社会に特有の所有権にまつわる慣行であったからである。前述した北部の原生林は、朝鮮総督府が所管する国有財産の区分上、“要存国有林”として区切られ、民間の接近が禁止された。総督府による山林所有権の再編が完了する1934年末頃、要存国有林の面積は465万町歩、山林全体の28.5%を占めた(表2)。そして、これを経営する責任機関は営林廠(1926年に「営林署」に改称)であり、その収益は総督府の収入となり、また民有林の緑化を支援する目的で使われた²。

これとともに“不要存国有林”があり、これは改めて二つに分類された。その第一は、前述した無主公山としての“第1種国有林”である。特定できない個人や集団に所有権を付与できる根拠が無く、同じ理由でもっとも深刻に荒廃した山林だった。一方、1942年までに総督府が処分した面積は、240万町歩に達した(表3)。総督府は、1911年に発した‘森林令’を通じて、第1種国有林における所有権の創出を行うとともに、山林を復旧・緑化する目的で“造林貸付制度”という独特な制度を考案した。

2 緑化は民有林の所有者の責任にて行われた。

表3 第2種国有林野の処分

(単位:千町歩)

	譲与							造林貸付			移権完了 (a+c+d)		処分完了 (a+b+d)	
	道模範林	面模範林	学校林	共同墓地	永年禁 養譲与	其他	小計(a)	貸付許 可(b)	成功譲 与(c)	売却(d)	面積	累計	面積	累計
1910	-	-	-	0.00	-	-	0.0	0.8	-	-	0.0	0.0	0.8	0.8
1911	0.15	-	0.22	0.03	-	-	0.4	1.0	-	0.0	0.4	0.4	1.4	2.3
1912	0.97	-	0.37	0.01	0.56	0.02	1.9	12.5	-	0.1	2.0	2.4	14.5	16.8
1913	0.55	0.18	1.03	7.50	5.13	0.05	14.4	44.1	-	0.6	15.0	17.4	59.0	75.8
1914	1.50	1.52	1.12	2.29	11.18	0.02	17.6	97.3	-	0.4	18.0	35.4	115.4	191.2
1915	1.54	11.63	1.72	0.36	10.61	0.34	26.2	48.1	0.1	0.1	26.5	61.9	74.4	265.6
1916	1.12	5.34	1.29	0.16	7.50	0.59	16.0	60.8	0.6	0.3	16.9	78.8	77.1	342.7
1917	0.52	2.35	1.23	0.07	4.77	2.78	11.7	74.5	2.8	0.7	15.2	93.9	86.9	429.6
1918	0.03	1.36	0.41	0.03	3.27	0.28	5.4	97.6	0.3	2.8	8.4	102.3	105.8	535.4
1919	0.09	1.09	0.23	0.02	0.50	2.42	4.3	87.1	2.4	2.0	8.7	111.1	93.4	628.8
1920	0.46	0.60	0.37	0.00	1.43	2.20	5.1	66.9	2.2	7.6	14.9	126.0	79.7	708.5
1921	0.26	0.27	0.13	0.02	0.95	0.06	1.7	63.9	2.1	0.3	4.0	130.0	65.9	774.4
1922	0.05	0.42	0.27	0.01	1.28	0.00	2.0	88.0	5.7	0.5	8.3	138.3	90.6	864.9
1923	44.52	0.12	0.26	0.01	1.40	-	46.3	45.1	14.1	1.6	62.0	200.3	93.1	958.0
1924	89.07	0.20	0.27	0.02	1.77	0.00	91.3	65.6	39.4	2.7	133.4	333.7	159.6	1,117.6
1925	9.65	0.17	0.28	0.00	1.60	9.67	21.4	31.3	54.1	3.1	78.5	412.2	55.7	1,173.3
1926	2.12	0.20	0.30	0.03	1.87	0.01	4.5	41.0	30.9	10.7	46.2	458.4	56.3	1,229.6
1927	0.32	0.14	0.33	0.02	1.72	0.01	2.5	52.0	57.6	37.5	97.7	556.0	92.0	1,321.6
1928	4.12	0.11	0.43	0.11	0.46	0.28	5.5	54.2	69.9	19.8	95.2	651.3	79.5	1,401.2
1929	0.04	0.12	0.40	0.01	0.03	5.16	5.8	21.2	46.5	15.6	67.8	719.1	42.5	1,443.7
1930	-	0.08	0.28	0.01	0.09	0.05	0.5	29.1	83.7	11.8	96.1	815.1	41.4	1,485.1
1931	-	0.10	0.18	0.01	0.12	1.60	2.0	66.4	92.5	24.5	119.0	934.1	92.9	1,578.0
1932	-	0.05	0.18	0.02	0.01	0.39	0.6	86.8	57.5	10.6	68.7	1,002.8	98.1	1,676.1
1933	-	0.03	0.15	0.01	0.01	0.30	0.5	82.6	75.0	2.0	77.6	1,080.4	85.1	1,761.2
1934	-	0.01	0.21	0.01	-	0.00	0.2	43.7	65.5	47.1	112.9	1,193.2	91.0	1,852.2
1935	-	0.06	0.20	0.00	-	0.27	0.5	23.7	55.2	25.6	81.3	1,274.5	49.8	1,902.0
1936	-	0.02	0.14	0.01	0.01	-	0.2	9.7	58.2	34.8	93.1	1,367.7	44.7	1,946.7
1937	-	0.05	0.24	0.01	0.00	0.00	0.3	36.7	41.0	19.1	60.4	1,428.1	56.1	2,002.8
1938	-	0.02	0.19	0.03	-	0.01	0.2	180.0	32.4	6.4	39.1	1,467.2	186.7	2,189.5
1939	-	0.01	0.11	0.01	-	-	0.1	61.2	20.6	29.8	50.6	1,517.7	91.2	2,280.7
1940	-	0.00	0.18	-	-	-	0.2	4.0	15.6	12.3	28.1	1,545.9	16.5	2,297.2
1941	-	0.00	0.01	-	-	-	0.0	79.1	26.4	18.0	44.4	1,590.3	97.1	2,394.3
1942	-	-	0.13	-	-	0.00	0.1	5.4	26.9	4.8	31.8	1,622.1	10.3	2,404.7
計	157.1	26.2	12.8	10.8	56.3	26.5	289.7	1,761.8	979.2	353.2		1,622.1		2,404.7
移権完了 (%)	9.7	1.6	0.8	0.7	3.5	1.6	17.9		60.4	21.8		100.0		
処分完了 (%)	6.5	1.1	0.5	0.4	2.3	1.1	12.0	73.3		14.7			100.0	

典拠: 1910-1939年は『朝鮮林業史上』(2000): pp.421-431; 1940-1942年は『朝鮮総督府統計年報』各年度

略奪的な採取林業から近代的な育成林業でもって体制転換を遂げたことにおいて、その転換の主体として山林経営に乗り出すようになったのである。造林貸付制度によって、無主公山に初めて所有権が設定され、それと同時に山林緑化が達成される二重の成果を得ることになった。この要存国有林と第1種国有林の地籍は「森林令」に基づき、1924年まで実施された「国有林区分調査」に

よって把握されたものであった(表4)。

表4 「国有林区分調査」
累年実積面積

(単位:町歩)

	要存林	第1種不要存林	計
1919	4,758,000	780,000	5,538,000
1921	5,256,000	856,000	6,112,000
1923	5,310,000	982,000	6,292,000

植民統治下の朝鮮において、所有権の再編が最初から順調に進んだわけではない。「森林令」に先立ち、1908年には韓国史上初の山林・林業関係法である「森林法」が制定・公布された。同法の規定に拠れば、山林の所有者は法の施行後3年以内に地籍と略図を添付して、その所有の事実を官庁に届け出なければならず、申告しなかった山林はすべて国有に見なすものとされた。しかし、朝鮮人たちは添付書類を用意することに少なからぬコストがかかるとともに、以後課税の対象になることを懸念して地籍の申告には消極的であった。施行後の3年間で、申告された件数は52万件であり、その面積は約220万町歩であった。この数字は、所有権の再編が完了した1934年現在での民有林総面積と比べれば、その22%に過ぎないものであった。

1910年の「林籍調査」の結果、「森林法」は廃止された。朝鮮における山林所有権の実態と合わないことのみならず、効果的な山林の復旧・緑化案を満たしていないという理由があったからである。また、同法の地籍の届出義務と申告義務を忌避すれば国有とする規定は、総督府の円滑な所有権の再編を阻害した。事実において、私有林が法律的・行政的には国有とみなされ、その実際の所有者は“縁故者”と命名された。しかし、縁故者の所有権は以前と同一に行使された。これによって“縁故者がいる国有林”という、遠からず民有地に転換される過渡的な国有林が発生し、まさにこれが不要存国有林の中にある“第2種国有林”であった。

植民地期における所有権の近代的な再編の過程で最も困難を伴ったのは、日本の朝鮮統治以前までの段階で発展した、たとえそれが一物一権的な所有権ではなかったとしても、近代的な私的所有権に最も近い第2種国有林と民有林の扱いであった。これら事実上の民有林が山林全体で最も広い面積を占めただけでなく、朝鮮時代後期以来の私的所有であるかどうかを判断しなければならず、しかも、「森林法」の存在によって問題がさらに複

雑化していたからである。なお、第2種国有林を私有林として法認する過程は次に見る三段階に区分することができる。これは、植民地期において山林所有権が再編成される三段階とも一致する。最初の段階は、1911年の森林法とそれに付属した各種‘規定’の手続きによって第2種国有林を民有林へと転換させるものであった。‘事業’が開始される1917年までにおいて、総督府はこれらの規定を理由に法認を受けることを推奨した。これらの規定は‘造林貸付’の規定を準用して、それが求める造林の基準を成功裏に達成すると、たとえ貸付の契約がなかったとしても造林貸付を受けたものと見なし、その所有権を民間に譲与するという形式をとった。当時に公布された各種の‘規定’に関連する出版物は、その事務手続きを詳しく説明しており、造林地に所有権を回復することを奨励したが、その業績を示す統計資料は、いままでのところ見出されていない。ただ、表3から推測すると、その実績はそれほど大きくなかったものとみられる。

第二のものとしては、1917年に開始され1924年に一次所有権の整理(査定)を終えた上記の‘事業’である。最も多くの面積の所有権を整理したという点で、また第2種国有林と民有林の所有権を法認したという点で、また、最終的に朝鮮時代後期の民有林における重疊的な権利を近代的な一物一権に再編したという点で、最も重要な段階であったと考えられる。また‘事業’を通じて初めて韓国山林の地籍情報が正確に把握され、その内容を盛り込んだ林野図が作成され、また林野台帳が備置されることによって登記業務が開始された。

山林の全体面積は「林籍調査」より32万町歩ほど多いにもかかわらず、「林籍調査」においては島嶼地域の山林は調査されていなかったという点も重要だった。全13道の中で咸鏡南北道、平安北道と江原道がそれぞれ200万町歩内外の山林を有していた(表5)。これらが全体の89%を占めており、朝鮮時代後期においては朝鮮人がいまだアクセス

表 5 所有別に見た道別の林野面積(1927年末現在)

	国有林			民有林	計
	要存林+第1種林	第2種林	小計		
京畿道	58,546	139,989	198,535	554,040	752,575
忠清北道	73,627	156,500	230,127	301,644	531,771
忠清南道	26,566	206,618	233,184	248,520	481,704
全羅北道	77,560	108,954	186,514	352,287	538,801
全羅南道	78,272	139,081	217,353	633,794	851,147
慶尙北道	169,003	212,891	381,894	978,281	1,360,175
慶尙南道	75,192	149,416	224,608	616,010	840,618
南部小計	558,766	1,113,449	1,672,215	3,684,576	5,356,791
黃海道	183,642	538,740	722,382	240,720	963,102
平安南道	375,660	363,184	738,844	237,982	976,826
平安北道	1,081,794	158,830	1,240,624	1,054,205	2,294,829
江原道	1,078,603	419,591	1,498,194	665,165	2,163,359
咸鏡南道	1,730,513	527,460	2,257,973	438,548	2,696,521
咸鏡北道	1,172,946	254,408	1,427,354	289,489	1,716,843
北部小計	5,623,158	2,262,213	7,885,371	2,926,109	10,811,480
計	6,181,924	3,375,662	9,557,586	6,610,685	16,168,271

典拠：『朝鮮林野調査事業報告』、pp.84-85

註：「事業」で調査された田畝等他の地目は林野内介在地は134,157町歩であり、これは除外した。

しえず、かつ伐採や運搬ができなかった大規模な原生林に属していた。

北部に原生林が集中しており、人口密度が南部に比べてはるかに低いいため、私的所有権の発展に大きな差があるだろうと容易に推測しえるところではあるが、実際にはそうではなかった。第2種国有林と民有林、つまり事実上の民有林の筆地当たりの面積を見ると、南部が2.8町歩であるのに対して北部が3.6町歩であり、思いの外大きな違いはなかった(表6)。すなわち、民有林の零細な所有権が全国的に発展していたのである。しかし、原生林が4つの道に集中しているため、全体の所有権構造には大きな地域差があったとみられる。南部の場合、事実上の民有林が全体の89.8%であるのに対して、北部は48.0%に過ぎなかった。この要存と第1種国有林の中で南部に所在するのはわずかに

9%であり、北部に91%が集中していた。

民有林は大半が私有林である。私有林は南部と北部に均等に分布していた。19世紀と20世紀前半、山林の所有構造を急激に変動させる要因は存在しなかったため、以上から朝鮮時代後期の山林所有権の実態を推測できる。林業は経済規模が大きな産業である。所有・経営面積が増加すれば、一定の収穫を得るのに必要な平均費用は減少して収益は増加する。所有・経営面積が零細なほど収穫のための平均費用は増加する。朝鮮で山林の零細所有は生産物を専有するため、必要とされる保護などの監視費用を増加させると同時に、造林のような投資の誘引を弱める。朝鮮の山林所有は、山林の荒廃化と関連して、まことに脆弱な構造だった。無主公山の実存、これを支える王土思想、そして山林所有の零細性も荒廃化を招く重要な原因に

表 6 筆地当りの林野面積 (1927 年)

	縁故者がいない国有林	縁故者がいる国有林	民有林
京畿道	32.3	2.5	3.0
忠清北道	85.5	3.8	6.1
忠清南道	23.8	2.9	2.9
全羅北道	80.2	2.5	2.5
全羅南道	33.8	3.0	1.9
慶尙北道	82.1	4.7	3.6
慶尙南道	42.6	3.2	2.2
南部小計	51.3	3.2	2.7
黄海道	23.2	2.7	2.3
平安南道	140.3	3.1	2.3
平安北道	883.1	5.7	5.8
江原道	400.8	4.0	4.1
咸鏡南道	544.0	3.6	3.3
咸鏡北道	672.6	3.0	3.4
北部小計	289.3	3.3	3.8
計	203.8	3.3	3.1

典拠：『朝鮮林野調査事業報告』 pp.84-85

なった。

「事業」でも、造林の成功基準に比べて緩和されたが、所有権を確保するためには依然として一定水準の緑化が必要だった。「事業」では、1908～1911年の間における林籍の届け出は全く効力を持っていなかった。地籍が通報されていない第2種国有林も、緑化の成果が認められれば、民有林として法認がなされ、地籍申告をなし、それまで民有林として扱われてきた山林も、緑化の成果がなければ第2種国有林に戻ってきた。この二つの効果が相殺された結果、「事業」期間を通じて第2種国有林の面積や国有林と民有林の相対的な比率には大きな変化がなかった。「事業」で要求する基準に到達せずに、国有林の“縁故者”として扱われた事実上の所有者が所有した山林は、1924年現在で338万町歩となっており、山林全体の面積の20%に該当した。

総督府はこれら山林の実質的な所有者を法認することで、全国的かつ体系的に山林緑化を推進しようとした。このため、1927年には「朝鮮特別縁故森林譲与令」が公布・施行されており、「事業」で“縁故者”と把握された事実上の所有者に、これら山林は無償譲与の形式で所有権が移転された。同令によって、1934年までに270万町歩が民有林に転換され、その結果1934年末現在において、国有林は586万町歩に減少して、民有林は942万町歩に増加し、民有林の広さが国有林のそれを逆転するようになった。特に、南部地方では民有林が92%を占めるようになった。同令の施行を通じて韓半島の山林の所有構造が確定されており、これは今日まで続いている。譲与の申請、および処分の結果は、表7に示した通りである。

表7 「朝鮮特別縁故森林譲与令」に依る所有権構造の変化 (単位: 町歩%)

年度		国有林			民有林	計
		要存	不要存	小計		
1927	南部小計	286,000	1,223,000	1,509,000	3,999,000	5,508,000
		5.2	22.2	27.4	72.6	100.0
	北部小計	4,989,000	2,672,000	7,661,000	3,301,000	10,962,000
		45.5	24.4	69.9	30.1	100.0
	計	5,275,000	3,895,000	9,170,000	7,300,000	16,470,000
		32.0	23.6	55.7	44.3	100.0
1934	南部小計	191,918	248,146	440,064	5,028,814	5,468,878
		3.5	4.5	8.0	92.0	100.0
	北部小計	4,439,104	861,882	5,300,986	5,563,638	10,864,624
		40.9	7.9	48.8	51.2	100.0
	計	4,631,022	1,110,028	5,741,050	10,592,452	16,333,502
		28.4	6.8	35.1	64.9	100.0

典拠: 1927年は『統計年報』、1934年は『林業統計』同年版
 註: 江原道は北部に含めた。

同令の実施結果から「事業」の資料では知ることができなかった一つの興味深い事実を新たに見出すことができる。府郡面に譲与されたすべての山林を村落共有林と見なせば、筆地当たりの平均面積は7.3町歩に過ぎなかった(表8)。零細な私有林中心の所有構造はここでも同じだった。筆地当たりの2.6町歩の零細私有林が譲与面積全体の88.7%を占めた。5町歩未満の小規模は、全体面積の46.3%で、筆数では86.3%を占めた。以上から朝鮮時代後期の所有構造の特徴を知ることができる。日本の入会林のように大規模に全国各地に所在する村落共有林は、朝鮮で見出すことは難しく、平均的な所有規模が極めて零細化する方向として、私的所有権がかなり高い水準にまで発展していたからであると考えられる。

表8 「特別縁故森林譲与令」に依る譲与林野の筆地当たり面積

被譲与者	私人	寺刹	公共団体	
			府面	その他
縁故者がいる林野	2.6	14.0	7.3	7.9
縁故者がいない林野	2.3	285.0	17.5	1.0
その他	0.7	0.5	0.5	0.8

典拠: 『朝鮮林業史』: p.445

所有権の再編と同時に、山林保護と人工造林を含む包括的な復旧と緑化政策が取られた(表9)。「造林貸付」を通じて最低でも97万町歩が緑化されたと言われたが、その次に大きな成果をあげたのは民有林の「造林補助事業」であった。1910年から1939年までにおいて、自力での造林ができない貧窮した小規模な私有林所有の農民に最も大きな負担になる種苗費用などを補助金として支給した。その金額と実績を知ることができるのは1925~39年の間だけである。計712万円がこの期間に支給されており、同期間の国有林における経営収益の13.4%に該当する規模であった。造林面積は67万町歩であり、同期間中の造林面積全体の28.4%、植栽本数は14億本で全体の18.3%、農家戸数では全体の29%を占めた。以上はあくまでも最小推定値である。

山林資源の消費に止まっていた零細農民が、小規模なりとて山林を経営する投資と消費の主体として育成される林業においてその体制的な転換に大きく寄与することとなった。

表 9 所有別の造林実績(1910~1943)

(単位)	合計		国有林		民有林	
	面積	本数	面積	本数	面積	本数
	ha	千本	ha	千本	ha	千本
1910	527	876	527	876		
1911	3,543	11,425	95	778	3,447	10,647
1912	7,662	23,169	540	1,189	7,122	21,980
1913	12,155	40,187	111	1,015	12,044	39,172
1914	18,811	51,533	133	1,378	18,677	50,155
1915	19,609	61,418	181	1,520	19,428	59,898
1916	28,488	88,586	224	1,811	28,264	86,775
1917	29,152	100,043	379	2,029	28,773	98,014
1918	35,710	107,596	677	342	35,033	107,254
1919	41,554	119,398	410	540	41,144	118,858
1920	58,547	158,518	745	1,069	57,802	157,449
1921	53,118	149,173	1,420	3,612	51,699	145,561
1922	52,677	170,027	2,488	4,065	50,189	165,962
1923	53,038	201,306	3,561	6,075	49,477	195,231
1924	56,614	222,437	2,176	6,332	54,438	216,105
1925	73,079	277,176	2,806	8,021	70,273	269,155
1926	72,732	282,489	3,038	6,190	69,694	276,299
1927	87,250	324,251	5,242	11,428	82,008	312,823
1928	99,814	353,574	7,396	10,954	92,418	342,620
1929	93,795	311,318	5,847	10,639	87,948	300,679
1930	87,116	281,331	7,087	9,843	80,029	271,488
1931	87,626	314,461	6,739	11,202	80,887	303,259
1932	85,925	305,061	7,678	10,503	78,247	294,558
1933	80,386	266,502	8,450	9,380	71,936	257,122
1934	75,494	223,725	9,567	8,327	65,927	215,398
1935	75,709	208,910	10,624	13,371	65,085	195,539
1936	82,254	224,011	14,784	18,596	67,470	205,415
1937	79,062	230,912	15,622	19,108	63,440	211,804
1938	90,894	351,619	17,076	112,923	73,818	238,696
1939	105,473	329,298	17,073	58,923	88,400	270,375
1940	121,393	338,777	23,246	38,224	98,147	300,553
1941	146,247	409,925	25,323	39,982	120,924	369,943
1942	171,322	402,487	28,825	55,883	142,497	346,604
1943	195,869	392,848	22,588	38,172	173,281	354,676

典拠: 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度、1943年の数字は南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』(1948)、民有林に関する1911~21年の数字は山林庁編『朝鮮林業史 下』(2001)p.55
 度、民有林の1911~21年は山林廳編『朝鮮林業史 下』(2001)、p.55。
 注: 1) 民有林における植栽本数は新植と補植の合計
 2) 1911~21年における民有林造林面積は原資料では町歩であるものを1町歩=0.99haで換算。

砂防事業も、植民地期から実施されており、事業規模も非常に大きかった。一般的な播種では根を下ろすことはできないほど荒廃した場所において、種子や苗木が洗い流されないように土建の構造物を設置した後に苗木を植える山林の復旧法である。韓国最初の砂防事業は1907年においてソウルの清雲洞にある仁旺山の付近で実施されている。なお、朝鮮には工事を担当できる者がおらず、日本人技術者を招聘しており、高官や尊爵を持った者らが見物に出かけるほど、朝鮮人には馴染みのない光景であったという。当時の深刻な荒廃状況に照らせば、その後においても持続的に砂防事

業が行われたものとみられるが、統計上の記録は1922年以降のみが残っており、したがってその数値は成績の最小値といえる。砂防工事の施行面積は17万7千ha程度であり、これにより造林が可能になった面積は77万町歩であり、造林の実績全体の32%に該当する。施行面積の植栽本数は6億1千万本、造林面積全体の12.0%であった。工事費は5,181万円であり、同期間における国有林収益の64.3%に該当する莫大な金額であった。

表 10 砂防事業(1922~1943)

(単位)	面積	本数
	ha	千本
1922	157	984
1923	155	993
1924	52	391
1925	466	2,460
1926	756	4,070
1927	982	5,797
1928	1,035	6,245
1929	2,440	13,764
1930	1,957	10,471
1931	6,313	27,601
1932	10,494	38,143
1933	11,331	38,111
1934	10,596	30,823
1935	12,475	37,789
1936	12,571	35,755
1937	17,314	54,225
1938	17,441	54,218
1939	26,947	67,495
1940	15,281	70,366
1941	14,602	62,876
1942	12,653	49,116
1943	11,446	44,373

典拠: 1922~23年は朝鮮総督府『朝鮮の林業』(1929)、1924~42年は朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度、1943年は南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』(1948)

国民啓蒙のための「記念植樹日」の指定も大きな成果を取めた。愛林精神を高揚するために、1911年から毎年4月1日を“記念植樹日”に指定して、上は総督から下は小学校(普通学校)の児童に至るまで種蒔きや植栽の作業に参加した。1910年代まで木を植えるというのは、一般人にとってはまだ不慣れな事であり、記念植樹とは木を植えることを生活の一部として受け入れるようにする国民的な教育手段であった。1943年までに人工造林全体の植栽本数の8.1%を占める6億6千万本がこの日に植樹された。解放以後、「第2次山緑化事業」の期間中“植樹日”に植栽されたのは2億7千万本であった。1910年代にはいまだ人工造林が本格化できず、民間の種苗業も幼稚な水準であった。よって、種苗の不足によって記念植樹の実績も制限的だった。1920年代半ば以降に種苗業が本格的に発展する以前においては、国費と地方費で造成された苗圃が中心となって種苗を供給した。

総督府は、1924年までこれらの苗圃で生産された苗木2億6千万本と種子総1800石以上を民間に無償で配布した。以来、民間の種苗業が発展し、1930年代にはその生産量が全体の85.3%を占めるようになり、苗の種類も松に集中していたのが、徐々に広葉樹などへ多品種化した。要するに、植民地期は前近代的な採取林業から近代的な育成林業に移行する体制転換の時期であった。

総督府は造林のみならず、山林保護のための法的・行政的手段も積極的に行使した。その代表的なものが「森林令」における‘地方長官が山林の使用と収益に関して命令を下すことができる’という条項であった。さらに、これに基づいて各道は民有林を取り締まる道令を公布した。その法の趣旨としては、仮に民有林の所有者であるとしても、特別な場合を除けば林産物を採取するためには郡守の許可を受けなければならないという内容であり、植民地期を通じて山林取り締まりはさらに強化された。総督府官吏たちも認めているように、これ

は事実上、私的所有権を侵害する規定であった(李宇衍 2009)。なお、逆説的ではあるが、これらの法規は解放後においては、より厳しいものとなった。

総督府の山林保護政策におけるもう一つの特徴は、村落の農民たちが共同で造林・保護する組織体を形成して活動するよう奨励・指導したという点である。民有林では1910年代の前半からその所有者を構成員とする森林組合が組織され始め、1920年代には郡を単位とする森林組合が組織される形態が広く拡散した。1930年頃にはほとんどすべての郡で森林組合が設立される状態に達し、総督府はこれを技術的・財政的に支援した。森林組合の最も重要な活動は、盗伐防止のために所有者共同で山林を監視することであり、こうした監視活動は一定規模の経済的な成果を達成するのに有効であった。ところが1930年代初めには山林が無い農家が農家全体の56%を占め、一戸の農家に必要な最小面積と推定される1町歩未満の山林所有者の比率が18%であったという状況下で、民有林の監視や取締りによる林産物取得の困難は、これら農家にとって大きな負担となった。その他、様々な理由でもって1933年に森林組合は解散され、その業務は道に移管された。以降、村落を単位として植林契・巡山契・愛林契など多様な名称を持った“国家主導的な疑似共同体(government-led quasi-community)”組織が広く形成された(Aoki 2001 : pp.121~124)。これらの組織の特徴は、山林を所有していないとしても、共同体のメンバーに当該区域内に居住する全ての世帯主を含むという点にあり、その目的は民有林の共同造林・保護と、収穫物の共同分配であった。1938年には総督府における民有林政策の重要な軸となった。

一方、国有林でも上記のような各種組合と契が組織された。「森林令」の規定に基づいたものとして代表的なのが、要存国有林を管理するための「国有林保護組合」であった。国有林の周辺にある村落にある全ての農家はこれに義務的に加入しなけ

ればならず、国有林を共同で保護する義務を負うとともに、その副産物を共同で受け取る権利を有した。これらの組合設置は「森林令」公布以後、持続的に拡散されて1939年には要存国有林の98%をカバーするに至った。第1種国有林として造林貸付された山林においても村落民が団体を作って、貸付者と契約を交わすケースが多かった(李宇衍 2010: pp.115~119)。村落民は連帯責任としてその山林の保護を担当する代わりに、その副産物採取の権利を持つという内容であった。1930年代末には、多くの国有林と民有林において、このように総督府によって奨励・強要される共同体的な組織が成立した。

これらの組織の共通点は、山林資源を使用し、収益を上げることに對して、その主体と客体が明示され、そして方法が明確に規定されたという点である。これこそが共有財産体制の特徴であり、国有・民有とを問わず各々の所有権の限界を補完する機能を果たした。ここに言う国有財産体制と私有財産体制の限界とは、国家ないしは私人といった所有者が資源を管理する費用を負担しないことによって、その資源にアクセスしようとする非所有者を有効に排除しえないとき、その資源は

実質的に自由アクセス体制下に置かれるようになり、その枯渇は避けられないということである。共有財産体制は、このような問題に対する合理的な代案となりえるだろう。これらの組織は解放後の山林緑化においても最も重要な役割を果たすことになる。

植民時期の緑化主義を基軸とした所有権の再編や山林復旧政策によって、韓国の林相は大きく改善された。これを山林の林相別の構成から確認できるのは「事業」の査定業務を終了後から3年が経過した1927年からである。これに先行する時期に関してはわずか3種の統計記録しか残っておらず、成林地は増加して無立木地は減少することだけが見て取れる。これは林籍調査以来、一部の標本を利用して推定したためであるとみられる。1927年以降から1935年頃までに立木地は55.7%から70.9%へと大幅に増加する一方、無立木地は13.4%から7.2%に半減している(表11)。以後、1942年までは大きな変化がない。このような様相は、韓半島を南部と北部に分けてみる時も、南部では無立木の地減少幅が著しく大きいという点以外に大きな差がない。

表 11 林相の変化 (単位: 町歩 %)

	年度	立木地	生産地	未立木地	其他	総計
南部	1927	3,206,931 58.2	1,013,981 18.4	793,423 14.4	495,713 9.0	5,510,048 100.0
	1935	4,172,875 76.3	591,480 10.8	299,764 5.5	404,759 7.4	5,468,878 100.0
	1942	4,140,900 75.9	641,600 11.8	271,947 5.0	400,113 7.3	5,454,560 100.0
北部	1927	5,970,146 54.5	2,671,369 24.4	1,419,425 12.9	901,414 8.2	10,962,354 100.0
	1935	7,408,706 68.2	1,511,703 13.9	878,207 8.1	1,066,008 9.8	10,864,624 100.0
	1942	7,288,928 67.4	1,612,770 14.9	892,381 8.2	1,025,741 9.5	10,819,820 100.0
全国	1927	9,177,077 55.7	3,685,350 22.4	2,212,848 13.4	1,397,127 8.5	16,472,402 100.0
	1935	11,581,581 70.9	2,103,183 12.9	1,177,971 7.2	1,470,767 9.0	16,333,502 100.0
	1942	11,429,828 70.2	2,254,370 13.9	1,164,328 7.2	1,425,854 8.8	16,274,380 100.0

典拠: 1922~23年は朝鮮総督府『朝鮮の林業』(1929)、1924~42年は朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年度、1943年は南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』(1948)
 註: 1) 其他は火田, 開墾適地, 放牧跡地及び除地の合計。
 2) 江原道は北部に含む。

林相の変化を数量的に確認できるもう一つの方法は林木の蓄積量を算定することであるが、これも1927年以降に統計が作成されはじめた。その年、計2億7,546万³m³であった林木蓄積は、1935年には2億1,582万³m³となりおよそ21.7%も減少し、1942年までにおいて2億2千万³m³の水準にとどまった(表12)。1935年までの段階で林木蓄積が減少した最も大きな理由は、北部と国有林における蓄積の減少であった。「譲与令」によって北部の国有林面積が766万町歩から502万町歩に30.8%も減少したことも原因としてあげられようが、その全体的な蓄積の減少幅は40.0%にも達した。北部における国有林の蓄積の減少量は、全国的な蓄積の減少よりはるかに大きな7,289万³m³であり、それを除けば、林木蓄積はむしろ増加していた。北部の国有林蓄積における減少の最も大きな理由は、江原道・平安北道・咸鏡南北道に所在する原生林の開発であった。

当時、これらの原生林は、老化と過熟、あるいは過密の状態にあって、適宜に伐採しなければ枯死・腐敗してしまう状態であった。このように過剰蓄積を持つ山林での伐採は、直接的な収入を与えるだけでなく、山林の成長量そのものを増進させることに貢献することになる。総督府は1927年以降、国有林の経営収益により民有林緑化の財源を補助するという方針を立てており(李宇衍 2010: pp.354~356)、これによって1940年までにおいて国有林の経営から得られた収益6,240万円の中から1,860万円が民有林の造林と砂防事業を補助するために使われた。

解放以後の韓国や終戦以降の日本がそうであったように、すでに植民地朝鮮の貿易にあっても木材の入超は、反面において山林の緑化に大きく貢献していた。1910~42年の期間において、朝鮮の木材輸出は輸入に対して毎年赤字を記録し、その

表 12 林木蓄積の変化

			面積(町歩)	蓄積	1町歩当蓄積
南部	国有林	1927	1,509,000	13,865,821	9.2
		1935	440,064	5,017,194	11.4
		1942	307,381	5,335,346	17.4
	民有林	1927	3,999,000	47,035,653	11.8
		1935	5,028,814	55,979,252	11.1
		1942	5,147,179	64,200,111	12.5
	計	1927	5,508,000	60,901,474	11.1
		1935	5,468,878	60,996,446	11.2
		1942	5,454,560	69,535,457	12.7
北部	国有林	1927	7,661,000	182,388,249	23.8
		1935	5,300,986	109,493,558	20.7
		1942	5,020,255	104,982,810	20.9
	民有林	1927	3,301,000	32,051,599	9.7
		1935	5,563,638	45,229,990	8.1
		1942	5,799,565	49,499,613	8.5
	計	1927	10,962,000	214,439,848	19.6
		1935	10,864,624	154,723,547	14.2
		1942	10,819,820	154,482,423	14.3
全国	1927	16,470,000	275,341,322	16.7	
	1935	16,333,502	215,719,993	13.2	
	1942	16,274,380	224,017,880	13.8	

典拠: 表 11に同じ

累積額は2億6,474万円に達した。同期間において、国有林の経営から得た収入の全額と同じ程度の規模であった。総督府が国有原生林で獲得した山林資源と同様の規模の山林資源を、貿易を通じて朝鮮に移入することで、それだけ朝鮮の山林資源を消費せずとも投資が可能となり、結果的に、植民地期の貿易が山林緑化に大きく寄与した。これは非常に重要な事実であると考えられる。すなわち、通常は帝国主義国家の収奪によってその植民地の自然資源が枯渇するのが一般的であったからである。

3. 解放以降山林の荒廃と緑化

1945年の解放後の韓国における山林の歴史は、過去250年余りの歴史の縮尺版といえる。深刻なまでの水準でもって山林が荒廃した後、再び復旧と緑化が進められた。1945年以前との差異は、山林の荒廃の速度が極めて速いという点である。1944年から8月以前の1945年においても用材を中心に、過度な伐採が行われていたが、全体の山林に及ぼした影響は、解放以降の濫伐に比べればはるかに小さかったのである。1942年と1943年の間に全国の林木蓄積は、1,189万 m^3 (5.3%)減少したが、1944年1月から翌年8月までの蓄積の減少量は分からない。他の分野の統計と同様に、終戦後の1950年代における韓国の山林統計には不備があったり、過小もしくは過大に推定された場合が少なくない。表13に見るように、韓国の林木蓄積は1964年に急激に減少しているが、これは5年ごとに実施された実地調査の結果が統計に反映されたからである。これは、1953～62年における林木蓄積量が過大に推定されたことを意味する。

1943年における朝鮮南部地域と1954年の韓国を比較すると、林木蓄積は1,737万 m^3 (25.5%)に減少した。1954年現在、韓国の深刻な山林の荒廃は、終戦直前の18ヵ月よりはむしろ解放後の9年間に

表 13 樹林別の林木蓄積(1927～1987)

	合計			
	針葉樹	闊(広)葉樹	混交林	
朝鮮(単位:百万 m^3)				
1927	275	184	91	
1928	271	182	89	
1929	257	167	89	
1930	250	159	91	
1931	246	155	91	
1932	240	154	86	
1933	240	153	87	
1934	225	141	83	
1935	216	141	75	
1936	220	143	77	
1937	224	145	79	
1938	225	145	80	
1939	227	147	80	
1940	226	146	80	
1941	225	145	80	
1942	224	144	80	
1943	212	136	76	
韓国のみの数値				
1953	36	19	18	
1954	52	37	15	
1955	58	39	19	
1956	59	39	19	
1957	59	38	21	
1958	60	39	21	
1959	62	40	22	
1960	64	41	23	
1961	71	44	27	
1962	81	48	33	
1964	60	30	24	6
1965	60	28	21	11
1966	62	29	22	11
1967	64	31	22	11
1968	65	31	23	11
1969	67	31	23	12
1970	69	32	24	12
1971	71	33	25	13
1972	73	34	26	13
1973	74	34	26	14
1974	102	39	33	31
1975	105	40	34	32
1976	108	41	34	33
1977	111	42	35	34
1978	114	43	36	35
1979	117	44	37	36
1980	146	66	41	39
1981	152	69	43	40
1982	158	72	44	42
1983	164	75	46	44
1984	172	78	48	46
1985	179	82	49	48
1986	193	90	51	52
1987	201	93	52	56

典拠: 1953～71年は農林部『農林統計年報』各年度、1972～1987年は『山林基本統計』(2015)
 註: 解放以前における単位は尺締を1尺締=0.334 m^3 に換算した。

行われた濫伐・乱獲の影響の方がさらに大きかった。終戦前後における経済構造は、構造的〔←基本的?〕にそれ以前と異なるところなく、総督府は統制の弛緩を許可しなかった。しかし、1945年8月以降、国外に居住していた韓国人たちの帰還による急激な人口増加と北朝鮮からの電気や石炭の供給中断は、南韓の山林に対する需要を暴騰させ、政治的・社会的な無秩序とその後に発生した戦争は、極度の混乱を醸成したからである。当時の記録物でも、これを確認することができる(呉基永2002)。

解放後、10年余りは“無主公山”の時代であった。政治的・社会的な無秩序と戦争の中で、前近代に由来する根深い「自由アクセス体制」の慣行が蘇った。1954年現在、韓国における山林の80.2%が民有林であった。植民地期に厳しく統制されていた盗伐は、行政の不備によって抑制されなかった。また、国有と私有所有権体制の限界を補完し、山林の育成と保護を可能にした国家主導的な共有財産体制は、国家の混乱によって本来の機能を発揮できなかった。組合と契は有名無実の状態になっていた。やがて行政体系が復旧をみるとともに、社会的な混乱が收拾され、山林の復旧も推進された。この間の統計が不十分であるために、その時点でのデータを確定することは困難である。未立木地における減少の状況を見ると、1955年段階での荒廃地の減少幅からすれば、1950年代半ばから山林が回復し始めたようにも見えるが、1946～1965年の間において、薪・枝葉・木炭など林産燃料の生産量の推移をみると、やはり判断を留保するしかない。薪の減少傾向がはっきりしているのに対して、それよりはるかに生産量が多く枝葉とその他林産燃料では、顕著な違いは認められない(表14)。これらの解明は今後の課題となろう。解放以後の緑化事業において、最も大きな役割を果たしたのは農民で組織された山林契であった。

解放以降の山林契は植民地期の愛林契などと同

様に、村の区域内にある山林の所有者と区域内に居住する全ての世帯主により組織された。例えば、1977年における山林契の会員は約212万人であり、そのうち非山主の農民が約118万人にのぼり、全体の54.7%を占めていた(山林組合中央会2002)。植民地期におけるこれら組織の構成や造林・保護活動は、総督府によって行政的に奨励・指導されたものであったが、終戦後は法律で強制されるようになった。1951年以降、山林復旧・緑化のために、5つの法律が制定・公布された。その一つが1961年の「山林法」であり、これにともなって植民地期に制定された「森林令」は廃止された。「山林法」においても伐木を許可制にするなど、民有林の所有者の権利を制限する内容は依然として変わらなかった。これら5つの法令におけるその共通点は、政府が農民に対して山林契のような組織の結成と活動を強制できるところにあった。

山林所有の如何とは関係なく、区域内に居住する全ての世帯主を会員とする山林契、あるいは山愛契を会員とする各郡の「山林組合」、各道の「山林組合連合会支部」、そしてその上部には「山林組合中央会」が置かれる垂直的な系統組織を有しており、それぞれが各級の政府機関に対応する形を取っていた。この系統に従い、政府の指示と支援を受けて緑化事業が推進された。山林契の数とメンバー(世帯主)の数は、1965年にその数字が最高に達しており、その後は離農が本格化していくにしたがって減少に転じた。契当たりのメンバー数は平均で108人ほどであった。植民地期と同様に、非山林所有の農家が全体の過半数を占めており、山林を所有していたとしても、その規模が1町歩未満の極めて零細な所有者がさらにその過半数を占めていた。このような状況の中で、山林契は国家主導的な疑似共同体として国有と私有の限界を補完するという、共有財産体制的な山林資源を支配する組織の役割を見事に果たし、今日における国際連合食糧農業機関(FOA)などはその組織と活動

表 14 林産物生産(1937～1987)

	用材	竹材	柴草	長斫	枝葉	木炭	その他の林産燃料	緑肥	堆肥原料	飼料	種実
(単位)	(千m)	(千束)					(千 M/T)				
朝鮮											
1937	2,436	285		1,363	1,438	25	1,942	227	1,367	477	
1938	2,649	214		1,256	1,271	27	1,723	227	1,377	531	
1939	2,782	280		1,246	1,082	31	1,618	201	1,268	460	
1940	3,364	200		1,138	999	38	1,492	209	1,258	500	
1941	3,182	147		1,091	950	47	1,471	245	1,317	492	
1942	2,935	121		1,008	903	53	1,400	252	1,458	543	
1943	3,313	132		3,737	3,421	202	5,011	990	6,828	2,202	
韓国のみの数値											
1946	462	74		1,607	1,638	43	1,662	1,958	3,796	932	
1947	485	61		2,012	1,375	38	2,252	887	2,953	588	
1948	352	97		1,472	1,677	55	2,279	1,035	2,926	546	
1949											
1950	200	54		466	591	32	942	624	2,025	468	
1951	256	90		719	406	21	1,775	1,023	2,251	482	
1952	261	41		201	413	20	1,439	1,088	3,958	386	
1953	300	35		212	267	19	2,801	901	4,498	688	
1954	284	23		186	216	26	1,437	763	4,914	1,410	
1955	423	47		154	560	21	1,543	893	5,625	832	
1956	419	62		182	678	32	2,215	536	6,201	705	
1957	365	51		164	464	22	2,866	581	7,786	1,182	
1958	271	73		76	322	28	3,323	699	8,679	971	
1959	358	97		56	384	52	2,612	695	8,318	1,156	
1960	453	67		77	339	28	3,976	864	5,760	3,136	
1961	230	89		47	632	7	4,736	1,105	5,607	1,043	
1962	348	174		56	883	6	7,528	1,344	9,996	1,243	
1963	473	297		52	1,024	17	7,327	1,551	8,204	1,270	
1964	494	394		54	1,033	7	6,298	1,839	9,937	1,233	
1965	503	246		32	773	3	4,174	2,842	14,012	1,668	
1966	779	175		51	1,019	22	6,559	1,827	15,792	1,814	
1967	791	230		64	917	13	4,344	1,884	16,820	1,407	
1968	816	286		118	1,033	8	5,111	2,206	16,723	1,598	
1969	1,095	242		113	1,971	17	4,454	1,290	21,283	1,455	
1970	833	166		144	2,199	18	3,983	1,431	22,908	1,844	4
1971	874	181		105	1,362	14	4,550	1,776	24,260	1,944	4
1972	790	140		106	1,438	21	3,883	1,403	23,298	2,461	5
1973	948	248		106	3,678	8	2,842	2,426	23,323	2,475	8
1974	1,027	152		193	2,449	8	2,892	1,490	22,524	2,415	6
1975	930	140		170	2,814	8	2,613	926	21,055	1,971	10
1976	1,059	99		165	2,584	21	2,267	815	20,743	2,236	11
1977	1,108	119		151	2,329	6	2,440	937	21,915	2,520	22
1978	1,064	85		163	2,769	16	2,136	617	22,836	2,781	33
1979	918	99		156	2,477	11	2,068	482	15,921	2,070	44
1980	933	76		143	2,433	9	2,115	110	22,669	2,716	45
1981	976	74		155	2,408	7	1,873	114	22,916	2,530	66
1982	976	66		172	2,412	4	1,755	293	16,356	2,407	71
1983	878	166		261	2,525	1	1,617	400	20,045	6,248	78
1984	854	136		259	2,392	2	1,337	713	18,446	10,255	74
1985	781	139		269	2,334	1	578	739	16,158	9,448	80
1986	801	80		280	1,928	2	607	330	14,087	7,707	66
1987	741	35		573	1,806	1	587	432	13,751	5,847	67

典拠: 1937～42年は朝鮮総督府『朝鮮總督府統計年報』各年度、1943～59年は農林部『林産額表』(1961)、1960～1987年は山林庁『林業統計年報』各年度
 註: 土炭は「その他」の林産燃料から除外。

を今も頻繁に紹介している。

解放以降の山林緑化については、1973～87年の間に展開された「治山緑化事業」(以下「事業」)が国内はもちろん、国外的にも有名となったが、しかしながら、それ以前から全国的に持続していた山林復旧のための営為が「事業」にも劣らない成果を挙げている。このような経験と成果があったからこそ、「事業」もさしたる困難なしに成功しえたのであった。その理由の第一は、燃料林の造成である。これは朝鮮戦争の休戦の直後から始まったが、その実績を統計的に知ることができるのは1957年からである(表15)。当時、全体人口の中で、圧倒的な多数が農村に居住しており、山林の荒廃における最も重要な原因としては、農民による燃料の採

取があげられる。したがって、政府は数回にわたって計画を立て直し、執行するとともに随時に修正することで燃料林の造成とその拡大を推進した。政府は村落近くの山林を燃料林として指定した後、収益の当事者である山林契に苗木・肥料の支給は言うまでもなく、出役を行う農民のための食事の提供など、財政的な支援を行うとともに技術指導をも施したのであった。

1957年から、事業が始まる直前である1972年までに造林された総面積223万haのうち、燃料林に造林された面積は102万haであり、総面積の45.6%を占めていた。燃料林の造成は1979年まで進められており、計124万haが造成された。ところが、1970年代から農村に無煙炭が供給され始めると、1980年代以降には無煙炭とガスによる燃料の代替が急速に進んだ。したがって、燃料林の造成は結果的に燃料供給よりは、村落近くの荒廃山林を復旧するのに大きく寄与したのであった。

解放以降における山林の荒廃は、非常に深刻であった。したがって、広い面積の山林が砂防工事を必要とし、これは解放直後から実行された。ここでも、政府は財政的・技術的な支援を担当しており、山林契は農民の労働力を動員した。1957～72年の間、施工された事業面積は58万haであり、造林の総面積における26.0%を占めた。また、同一の期間にあって、燃料林の造成と砂防事業が総造林面積の68.8%を占めた(表16)。1945年から1972年までにおいて施行された砂防事業の造林面積は、同期間における全体造林面積の21.7%に該当するものであった。

1945～1972年における燃料林の造成事業と砂防事業の実績を見ると、1960年以前の14年間とそれ以後の13年間にあっての成果には大きな差がある。燃料林造成は、1960年以前の時期においては103万haであったが、その後、186万haにまで拡大している。また砂防事業では、前者が12万haであったのに対して、後者は51万haを達成した。なお、砂

表 15 燃料林の造成実績(1957～1977)

	面積	本数
(単位)	(ha)	(千本)
1957	44,725	153,583
1958	72,247	229,884
1959	68,345	199,410
1960	75,876	142,593
1961	39,170	117,570
1962	84,878	328,433
1963	51	238
1964	55,590	222,228
1965	48,069	188,842
1966	51,269	169,391
1967	364,751	1,426,052
1968	1,000	4,000
1969	3,800	17,772
1970	1,500	7,500
1971	1,140	6,452
1972	1,000	5,000
1973	10,037	41,967
1974	30,095	120,739
1975	40,630	186,417
1976	50,061	244,423
1977	77,005	402,410

典拠：山林庁『韓国林政 50 年史』(1997)p.186、山林庁『林業統計年報』各年度

表 16 砂防事業(1946～1987)

(単位)	合計		新規		補修	
	(ha)	(千本)	(ha)	(千本)	(ha)	(千本)
1946	6,313	18,480	6,313	18,480		
1947	5,716	22,124	5,716	22,124		
1948	4,071	13,863	4,071	13,863		
1949	5,210	22,810	5,210	22,810		
1950	1,367	7,933	1,367	7,933		
1951	4,573	15,113	4,573	15,113		
1952	984	3,397	984	3,397		
1953	43,571	76,645	5,836	23,344	37,735	53,301
1954	45,390	104,448	3,176	11,998	42,214	92,450
1955	8,825	29,010	973	4,206	7,852	24,804
1956	7,647	24,336	7,300	21,000	347	3,336
1957	3,546	13,307	3,546	13,307		
1958	24,000	3,286	24,000	3,286		
1959	43,265	89,526	43,265	89,526		
1960	71,746	107,742	71,746	107,742		
1961	51,230	101,126	48,730	96,126	2,500	5,000
1962	24,044	36,082	23,794	35,407	250	675
1963	181,844	609,764	181,844	609,764		
1964	114,890	555,961	113,459	552,454	1,431	3,507
1965	77,271	233,889	27,276	136,538	49,995	97,351
1966	86,188	168,121	6,573	32,514	79,615	135,607
1967	33,096	124,274	15,232	75,860	17,864	48,414
1968	11,665	46,083	5,532	27,838	6,133	18,245
1969	11,711	46,149	4,741	26,452	6,970	19,697
1970	11,296	41,759	4,778	23,503	6,518	18,256
1971	9,682	34,445	3,196	15,109	6,486	19,336
1972	6,263	23,649	2,782	13,474	3,481	10,175
1973	5,120	18,201	4,767	17,181	353	1,020
1974	9,176	30,707	9,176	30,707		
1975	9,033	61,156	9,033	61,156		
1976	5,486	31,390	5,486	31,390		
1977	5,222	26,150	5,222	26,150		
1978	7,490	37,721	7,490	37,721		
1979	5,206	26,029	5,206	26,029		
1980	5,855	32,619	5,855	32,619		
1981	3,850	19,353	3,850	19,353		
1982	5,850	29,250	5,850	29,250		
1983	5,239	26,463	5,239	26,463		
1984	3,040	15,800	3,040	15,800		
1985	3,203	15,994	3,203	15,994		
1986	2,230	11,210	2,230	11,210		
1987	1,535	7,840	1,535	7,840		

典拠: 1946～60年は韓国林政研究会『山林緑化30年史』(1975)pp.608-609、1961～1987年は山林庁『林業統計年報』各年度

註: 野溪砂防は除外した。

防事業には質的な面においても上記に掲げた2つの時期にあっては顕著な差異が見られる。すなわち、1ha当たりの植栽本数は、前者が2,600本、後者が4,200本であり、後者の方がはるかに集中的かつ完結的であった。また砂防事業の性格上、持続的な管理と補修作業が必須であり、前者の時期には5ヵ年分のみ実施されたが、後者には1ヶ年を除いて毎年実施された結果、砂防の実施面積が前者の2倍に達した。韓国の山林を復旧・緑化するための全国的でありかつ体系的な事業は、社会的な安定と行政的な効率の向上性を背景として、1960年代から本格的に行われたものとみられる。

第1・2次の治山緑化事業(1973~87)は、セマウ

ル運動と共に、行政府が強く後押しする汎政府的であり、かつ汎国民的な緑化運動であった。政府は、学校・企業・団体・公共機関など、動員しうるすべての組織を利用して、きわめて短い期間において全国的な人工造林を実施し、その結果として世界的には“奇跡”であるという評価を得た。第1次の事業は、本来1982年までに100万haの造林を実施するという計画であったが、早くも1978年には前倒しで達成され、1979年には第2次の事業が開始された。以降は、実地調査を通じて林相が予想以上に優れていることが確認された後、第2次の事業計画は1987年という早期に完了した。

「事業」と関連して、以下のことについて留意し

表 17 所有別の造林実績(1960~1987)

	合計		国有林		民有林	
	面積 (ha)	本数 (千本)	面積 (ha)	本数 (千本)	面積 (ha)	本数 (千本)
1960	127,954	244,490	4,546	11,644	123,408	232,846
1961	64,882	171,044	5,384	13,422	59,497	157,622
1962	124,745	423,309	10,665	32,805	114,080	390,504
1963	84,498	111,683	14,095	27,299	70,403	84,384
1964	163,941	387,447	20,092	44,732	143,849	342,715
1965	130,060	324,399	19,364	55,041	110,695	269,358
1966	139,120	313,748	21,797	53,332	117,323	260,416
1967	454,779	1,637,532	47,962	161,925	406,817	1,475,597
1968	115,836	292,963	27,967	78,643	87,869	214,320
1969	112,501	316,454	16,724	50,027	95,777	256,427
1970	125,438	318,236	16,777	46,466	108,661	271,770
1971	109,066	272,159	13,865	41,590	95,201	230,569
1972	88,984	229,424	11,341	33,908	77,593	195,516
1973	112,316	311,105	9,671	30,388	102,645	280,717
1974	134,862	332,422	15,471	52,983	119,391	272,439
1975	173,650	562,409	16,673	61,511	156,977	500,718
1976	203,900	600,426	17,823	63,156	186,077	537,270
1977	225,837	711,190	20,669	82,258	205,168	628,932
1978	229,208	422,995	12,348	37,812	216,860	385,183
1979	194,247	291,125	16,722	39,395	177,525	251,730
1980	165,583	247,937	7,336	20,598	158,247	227,339
1981	153,261	253,524	6,947	21,983	146,314	231,541
1982	135,979	257,272	7,647	21,288	128,332	235,984
1983	94,138	210,511	6,261	17,871	87,877	192,640
1984	71,605	174,928	4,839	12,692	66,766	162,236
1985	52,327	137,257	3,089	8,237	49,238	129,020
1986	52,972	138,679	3,448	9,306	49,334	129,373
1987	50,792	134,643	3,037	8,217	47,755	126,426

典拠：山林庁『林業統計年報』各年度
 註：民有林の植栽本数は新植と補植の合計。

ておく必要がある。1970年代から農村には無煙炭とガスが急速に普及していった。本格的な燃料の代替が起きたことにより、山林資源の利用に対する圧力が大きく弱められたという事実も看過できない。しかし、「事業」の期間中に集中的に行われた人工植栽を抜きに、ひたすら天然造林に依存したのであったならば、全国の山林を緑化するためには、数十年以上を待たなければならなかつたであろう。次いで、1960年代に大規模に行われた燃料林の造成事業や、深刻な荒廃地で実行された砂防事業の経験とその成果がなければ、全国レベルでの人工造林をこのように迅速かつ成功的に完了することは不可能であつたはずである。さらには、汎国民的な事業であつたとは言え、実際における育林活動の大部分は、山林契で組織された農民たちの集団労働によって支えられていた。彼ら農民は、「事業」以前からの造林と保護業務を成功裏に遂行した存在であつたのである。

1961年に公布された「山林法」は、山林を保護するため、民有林における林産物の自由な採取の自由など、私的な所有権の行使を制限した。これと共に、所有者ではない第三者が造林に乗り出すことを許容するように強い行政力を行使した。その結果、双方が山林契の利用によって遂行された。山林契は民有林の共同監視におけるその主体であり、所有者の同意なくして造林を遂行することができた。また、ここで発生する収益の80%または90%を合法的に獲得することが可能であり、これがまさに“代執行”である。郡の山林組合が民有林の所有者に対して造林を命令し、その後、一定の期間内に造林を施行しなければ、山林契と所有者はその産物を一定の比率で両者が分け合う契約(分収契約)を結んだとみなされた。これは1960年代以降、第1次から第2次の事業に至るまで、権威主義的な特徴を有する政府のもとで行われた、韓国における山林緑化の特性をよく示す一つの例であると言える。山林契にあつての分収契約の件数

とその総面積に関しては、1967年から1982年までの数字が残っている。1983年以降、山林契による“代執行”は事実上行われていなかった。1982年末現在で、代執行の数は162,856件に上り、面積にして362,391町歩であつた。

解放以降の造林は、迅速な山林の復旧・緑化を期して、ほとんどが速成樹の植栽によって行われた。今でも木材としての使用に耐えうるような種類の木は見当たらない。山林の迅速な復旧と緑化そのものが目標であつただけに、樹種の交代や、山火事への対応、間伐などを行うための林道など、山林の管理施設にはあまり関心を向けなかつた。この報いは、のちのち木材貿易の赤字、山火事による被災の拡大、害虫による被害などの形で表れていった。しかし、1980年代初めから“淡紅の禿山”は消え、全国の至る場所においても韓国人の眼前には青々とした山が広がっており、また、登山は韓国人が享受しうる生活の余暇となつた。韓国山林の歴史において、20世紀はその半ばの段階での試練もあつたが、何よりも前近代的な採取林業の弊を克服し、数百年ぶりに再び山林の青さを回復させた逆転の世紀であつたのである。

おわりに

朝鮮王朝は“山林川沢與民共之”という儒教的な統治理念に基づき、全ての山林が国有であることを闡明にし、山林の私的な所有を禁止した。しかし、17世紀から19世紀にかけての300年あまりの間、朝鮮の人口は長期的な増加をみせ、土地面積に対する人口の割合が上昇し、前近代における他の国家や社会と同様に、自然のうちに山林の私的な所有権、すなわち私有林が成立し、これが発展するようになった。しかし、この私的所有権は、一物一権的な所有権ではなく、農民がその生存のためにその副産物を取得できる、ひいては、農民がそれを一

つの権利と認識する重疊的な所有関係であったと考えられる。こうした所有権が不明確な体制の下で、所有者が山林を監視し、あるいは育林を行うなどの「投資」に乗り出す理由が消失し、誰もが可能な限り早く森林資源を取得し、これを消費した結果、山林は荒廃化の一途をたどった。これがいわゆる“共有地の悲劇”である。ゆえに、19世紀末から20世紀初めにかけての朝鮮時代の山林は、極度に荒廃した状態だった。

朝鮮総督府は、山林の復旧こそが当面の課題であると認識し、他方で「土地調査事業」と同様に、山林においてもその所有権を近代的な形態に再編しようとした。したがって、すでに統監府の設置以来、人工造林を推進すると共に、所有権の整備に着手した。後者、すなわち所有権整備のための努力は、1909年に始まり1934年に終了した。総督府が所有権を整理していく過程で現れたその特徴は、民間に私的な所有権を付与したり、法認においては山林緑化の成果を基準とする“緑化主義”を採用した点であった。こうして約40年間にわたって、持続的かつ全国的に実施された人工造林を遂行することで、山林の復旧を成し遂げるといった大きな成果を挙げた。しかし、1945年以後においては政治的・社会的な混乱とその後の戦争によって山林は再び急激に荒廃し始めた。

1960年代に入ってからようやく体系的な山林の復旧・緑化政策が推進され、この成果に基づき、1973年から1987年にかけては「治山緑化事業」という国家的な人工造林プロジェクトが展開され、やがてこれは成功するに至った。その成功を支えた要因の一つは、農民で組織された「山林契」という国家主導的な性格を持つ疑似共同体の活動であった。

韓国においても、山林の歴史は長期的な経済動向や生活水準の変動と同一な傾向を見せた。19世紀末から20世紀初めまでに下落・衰退し、その後にあって上昇・発展に転じるというU字型の傾向

を見せている。20世紀後半の“経済成長と共に山林緑化に成功した唯一の国”であるという世界的な評価も、まさに“漢江(ハンガン)の奇跡”という大いなる「絵」、すなわち韓国の自画像の一部を表現するものであるといえる。

参考文献

<日本語資料>

朝鮮総督府『朝鮮總督府統計年報』
 朝鮮総督府『林野統計』
 朝鮮総督府農林局『朝鮮の林業』
 朝鮮総督府農林局(1938)『朝鮮林野調査事業報告』

<韓国語資料>

韓国林政研究会(1975)『山林緑化30年史』
 山林組合中央会(2002)『山林組合40年史』
 大韓民国農林部(1961)『林産額表』
 大韓民国農林部『農林統計年報』1955年～1983年版
 大韓民国農林水産部(2015)『山林基本統計』
 大韓民国山林庁『林業統計年報』1984年～2015年版
 大韓民国山林庁(1997)『韓國林政50年史』
 南朝鮮過渡政府(1948)『朝鮮統計年鑑』

<日本語文献>

李宇衍(2009)「解説 未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録(10) 朝鮮の山林政策」学習院大学東洋文化研究所『東洋文化研究』11号、237頁～285頁
 宇沢弘文・茂木愛一郎編(1994)『社会的共通資本 — コモンズと都市—』東京大学出版会
 岡衛治(1945)『朝鮮林業史』朝鮮山林会(【韓国語翻訳】
 任慶彬ほか訳(2000)『朝鮮林業史 上』大韓民国山林庁／任慶彬ほか訳(2001)『朝鮮林業史 下』大韓民国山林庁)

<英語文献>

Aoki Masahiko. (2001) *Towards a Comparative Institutional Analysis*, Cambridge: MIT Press.
 Fedman David. (2015) *The Saw and the Seed: Japanese Forestry in Colonial Korea 1895-1945*, Stanford University

doctoral thesis.

Richards, J. F. ed. (2002), Land, Property, and Environment,
Institute for contemporary Studies, Oakland, CA.

<韓國語文献>

李宇衍(2002)「정약전(丁若銓)의『송정사의(松政私議)』해제」『實學思想研究』4

李宇衍(2010)『한국의 산림소유권제도와 정책의 역사 1600-1987』一潮閣

裴在洙(2000)「임적조사(1910)에 관한 연구」『韓國林學會誌』89 (2)4

裴在洙·尹汝昌(1994)「일제강점기 식민지산림정책과 일본자본의 침투과정」『山林經濟研究』2 (1)

吳基永(2002)『진짜 무궁화』成均館大學校出版部

English Abstract

History of Forest, Forest Rights and Forestry in Korea, 1392-1987

Wooyoun Lee

(Naksungdae Institute of Economic Research)

I survey the long-term change and development of forest, forest rights and forestry from the period of Choseon dynasty to 1987 when 'the 2th Reforestation Campaign' successfully finished. I try to use quantitative materials as many as possible. But, as other premodern societies, we can not find them before Japanese colonialization in 1910, either. Only after colonialization, we find statistic data, because Governmental-General started the restoration campaign as a national project. So I explain the deforestation and the change and development of forest rights in Choseon period using only qualitative materials, from the perspective of 'property rights regimes for common-pool resources'. At the same time Government-

General reorganized Choseon's unique forest rights systems legally and administratively into modern systems, too. In this period, various surveys results of forest and forestry started to be published, so I can use them ex. to describe the reforestation or structure of forest rights in the period. Finally, I survey the rapid deforestation right aft the liberation and reforestation after 1960s using the similar kind of materials.

李王家陵園墓の土地を巡る問題について

—— 孝昌園の公園化を中心に

橋本 妹里¹

1. はじめに

現在韓国では朝鮮王朝に関連する史跡の多くが一般に公開されており、ソウル市内に位置する景福宮や昌徳宮などは国内外から多くの人々が訪れる観光地となっている。一方でその歴史を解説する案内板には、景福宮内の朝鮮総督府庁舎建設に代表されるように、これら朝鮮王朝の史跡が日本の植民地支配下その神聖性がいかに破壊されたかが説明されている。本稿で取り上げる孝昌公園もそのような説明がされている場所の一つである。

孝昌公園は本来正祖の長子である文孝世子とその生母の宜嬪成氏、純祖の側室淑儀朴氏とその娘の永温翁主の墓から成る朝鮮王朝の墓園「孝昌園」の敷地であった。墓は植民地期に現在の京畿道高陽郡西三陵に移転されており、現在、孝昌公園は白凡・金九を始め尹奉吉・李奉昌・白貞基の「三義士」、上海臨時政府において要職を務めた李東寧・車利錫・曹成煥の墓所が置かれ、独立運動を記念する公園になっている。2015年4月に筆者が同公園を訪問した際、園内で配布されていたパンフレットにはその由来について次のように説明されていた。

本来の名前である孝昌園は日帝強占期の公園法によって文孝世子の墓が現在の西三陵に移転された後孝昌公園に改名された。これは朝鮮王朝の歴史遺物を除去し社会的地位を格下げしようとする日帝の残忍な陰謀の一環としておこなわれた²。

この説明文はいくつかの点で事実と異なっている。第一に、植民地期に「公園法」という名称の法令は存在せず、それに類似するような公園に関する包括的な法令が制定されるのも1967年の公園法まで待たねばならない。第二に、文孝世子らの墓が西三陵に移転されるのは植民地末期の1944年10月である(龍山区庁編、2001、pp.856~858)。後述するように、それ以前から孝昌園は「孝昌公園」と命名され、京城府営の公園として運営されていた。またこうした事実からも墓の移転が孝昌園の公園化を目的に行われたのではないことは明確である。

それでは孝昌公園が設置された正式な年代はいつであろうか。孝昌公園を扱った学術論文(김해경、2010; So Young Han, Yong Gook Kim, Kyung Jin Zoh、2011)では、法的に正式な公園となったのは1940年3月12日公布の総督府告示第208号によるものとしているが、これもまた誤りである。総督府告示第208号は、「京城府市街地計画公園」として127ヶ所の公園と13ヶ所の公園道路が決定されたことを公布したものである。朝鮮における都市計画法令として1934年に制定された朝鮮市街地計画令は、1936年京城府に適用され、ここに京城府都市計画事業がスタートする。京城府市街地計画公園はその事業の一部として決定したものであり、そこに挙げられた公園は爾後に造成予定のものが大部分であったが、既存の公園も含まれていたのである(橋本妹里、2016、pp.126~136)。

それでは植民地期の記録を確認すると、1936年

1 九州大学韓国研究センター学術研究員

2 原文は韓国語。

に刊行された『京城府史』第2巻には孝昌公園について次の通り説明がなされている。

京城府は大正十三年六月二十七日園の東北方に位する国有地九町四反一畝十二歩の地域を、同二十八年五月迄無償借受け、公園として若干の設備をなしたが、更に昭和四年二月二十二日同地所在園墓の周囲十八町零反七畝二十六歩の地を、公園としての道路及び設備をなすこと、土地立木を保護すること等の条件を以て、李王職より公園使用期間中無料借用し以上を一括して孝昌公園と命じた³（京城府編、1936、pp.986～988）。

この記事によると、京城府はまず1924年に国有地を借受け園内の一部分を公園化し、さらに1929年李王職から土地の借用を受け敷地を拡張し、その際に改めて公園を「孝昌公園」と命名したことがわかる。また当時の新聞記事からは1921年末から孝昌園を公園化する計画が具体化し⁴、1923年になって工事のための予算が計上されるも⁵、実際に工事に着手したことが確認できるのは1924年11月なので⁶、孝昌園の公園化の年代については『京城府史』第2巻の記述でもってまずは間違いないと見ていだろう。

ところで1929年における李王職からの土地借用に関しては、当時の新聞記事から1927年11月から12月にかけて「孝昌園問題」と呼ばれる問題が発生したことによる措置であったことが確認できる。その記事内容によると、孝昌園の公園化を巡って総督府と李王職間における孝昌園国有地の帰属を巡る摩擦に加え、公園設置のために国有地の払下げを求める京城府と「龍山地域住民有志」という利害関係が複雑に絡み合っていたことが見て取れるのである。その結果が妥協案として李王家からの

土地借用であった⁷。つまり孝昌園の公園化は、現在公園のパンフレットに説明されているような支配と被支配という二項対立の図式から理解されるものではなく、日本による植民地支配の重層性に起因する複雑な問題であった。

今回筆者は韓国国家記録院所蔵の旧朝鮮総督府公文書類中に「孝昌園公園問題解決策の件」という件名の史料が所蔵されているのを確認し、その内容からこれがまさに1927年の「孝昌園問題」に関する総督府の公文書であることがわかった⁸。筆者は新聞記事以外にこの問題に関する一次史料を確認できず、これまで問題の具体的な経緯について明らかにし得なかったが、この史料の検出により問題の全容の解明に向けての有力な端緒を得ることができた。そこで本稿では、この国家記録院所蔵の史料である「孝昌園公園問題解決策の件」の内容を子細に検討しながら、孝昌園の公園化がどのような過程を経て進められたのか、また、総督府・京城府・李王職・龍山地域住民が、それぞれどのような立場からこの問題に関わったのか具体的に見ていきたい。

2. 陵園墓⁹付属地の国有化とその境界問題

前述した『京城府史』の記述でまず注目すべき点は、孝昌園の敷地が国有地と李王家の所有地と

3 旧字体は新字体に改めた。

4 「龍山⁹新公園」『東亜日報』1921.12.14.3面、「來年度⁹社稷壇에서公園新設」『毎日申報』1921.12.30.3面等。

5 「新年度⁹公園施設」『東亜日報』1923.3.15.3面。

6 「孝昌園、社稷壇兩公園⁹廻遊道路」『毎日申報』1924.11.19.3面。

7 「孝昌園處分案⁹首惱關係者密議」『毎日申報』1927.11.20.2面、「一部言公園으로」『毎日申報』1927.11.23.2面、「孝昌園問題再燃」『毎日申報』1927.12.9.2面、「孝昌園問題落着」『東亜日報』1927.11.24.2面。

8 国家記録院：CJA0010762、国家記録院のHP上ではこの文書綴の生産年度が1948年と登録されているが、文書の内容から見て明らかに謬りである。

9 一般的に陵は王と王妃、園は王世子や王世子嬪、王の生母、墓は君や大君、公主などの墓所を指す。趙雲衍の研究によればこのような区分が明確化するのには朝鮮時代からである（趙雲衍、2008、p.6及び同ページ注12参照）。

に区分されていたという事実である。この理由については旧韓末期まで遡ってみることができる。

1905年第二次日韓協約によって日本が大韓帝国を保護国化すると、それまで区分が不明瞭であった帝室有財産と国有財産の区分を明確化し、その整理を行う目的で1907年7月に「臨時帝室有及国有財産調査局」が設置され(宮嶋博史、1991、p.332)、1908年6月25日付けで勅令第39号「宮内府所管及慶善宮所屬財産의 移屬과 帝室債務의 整理에 關한 件」が公布される。これにより宮内府及び慶善宮に所属する土地は全て国有に移属されることとなった。しかし、このうち宮殿と太廟(宗廟)の敷地と、陵園墓の敷地のうちで「内垓字」内の土地は除外された。その後1909年1月1日付けの勅令第1号「陵園墓内垓字管理守護에 關한 件」により内垓字の土地も、墓所周圍の芝生が植えられた平らな部分と、祭祀・管理用の建物、建物の基礎部分を除く土地森林は農商工部で管理、保護すると定められた。

ここにあらわれる内垓字という用字用語については、総督府土木局が1913年において官有財産調査のために作成、発行した朝鮮固有にかかる不動産用語の解説書である『朝鮮不動産用語略解』58、59ページに次のように説明されている。

〔前略〕而して、棺槨を安置する墳塚の後に当る山を主山と称し、其の左右を包圍する山脈を、左を青龍、右を白虎と呼び、主山と相対する山岳を案山と謂ふ。而して、之等の主山、青龍、白虎及案山の分水線を以て包圍する場所を内垓字と称し、其の外郭をなせる土地を外垓字と称するも、實際に於て其の区分の明瞭せざるもの多きか如し¹⁰

実際、この説明にある通り、陵園墓において内垓字が明確に区分されている場所は殆ど存在せず、陵園墓内の帝室所有地と国有地との境界線は非常に曖昧であった。そのため、韓国併合後に総督府では1911年2月の段階で「李王家墳塋附屬地整理標

準」を定め、その境界の確定作業に着手する。

まず歴代の王と王妃の墓である陵について、太祖李成桂をはじめとする王朝史上の重要度や、李王(純宗)との近親の度合いなどを基準に一級から四級に区分し、「一級陵」は直属の林野全て、「二級陵」は莎草地(墳墓の周囲の芝生地)外50間以内、「三級陵」は莎草地外40間以内、「四級陵」は莎草地外30間以内を李王家の所有地と定めた。かつ、園と李王家の始祖である李翰の墓所である壇については莎草地外20間以内、墓は莎草地外10間以内を李王家所有地としたが、太祖の五世祖である李陽茂とその夫人の墓である濬慶墓と永慶墓、廃王である燕山君と光海君の墓など、やはり王朝における重要人物の墓に関しては10間を越えてもよいとした。また陵園墓と同時に歴代国王の胎衣を埋めた胎封山についても、莎草地外10間以内を李王家の所有地と定めた¹¹。

同年3月にこの「李王家墳塋附屬地整理標準」が総督により決裁されると¹²、農商工部長官は各道長官に対して、李王職の吏員立会のもとで国有地と李王家所有地との境界を実測した上で縮尺1200分ノ1の図面を作成、送付するよう通牒する¹³。それを受けて1911年から1912年にかけて各地の陵園墓と胎封山で実地調査が行われた¹⁴。調査後に作成された図面に基づいて李王家所有地と定められた土地は、それまで管理を担当してきた農商工部から李王職へと引き継がれた¹⁵。

11 「李王家墳塋附屬地に関する件」国家記録院：CJA0010253。

12 「調査書」国家記録院：CJA0010253。

13 農商工部長官より忠北、忠南、慶北、慶南、全北、各道長官宛「李王家墳塋附屬地に関する件」国家記録院：CJA0010253。

14 忠清北道長官鈴木隆より農商工部長官宛「李王家墳塋附屬地に関する件」等、国家記録院：CJA0010253。

15 李王職長官子爵閔丙奭より朝鮮総督府農商工部長官木内重四郎宛「墳塋附屬地に関する件」国家記録院：CJA0010253。

10 旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに改め、また句読点を補った。

3. 孝昌園の土地を巡る総督府と李王職の交渉

このように李王職からの吏員立会のもとで決定された陵園墓の境界であるが、李王職側はこの決定に不服であったようである。「孝昌園公園問題解決策の件」には「孝昌園国有林処分沿革」というタイトルで、貸付や所管換など孝昌園の国有地に対する処分関連事項を時系列で記述した文書が綴じられているが、ここから総督府に対し李王職が一貫して国有地に編入された陵園墓敷地の無償譲与を要求していたことが確認されるのである。

まず1915年12月7日付けで李王職長官から総督府に対し、墳塋の風致尊厳を維持する必要上との理由で、「李王家墳塋附属地整理標準」により国有地に編入された林野のうち「第一種不要存林野」に対してその無償譲与を稟申している。また1919年9月29日には「李王家墳塋附属地整理標準」で決められた境界を完全に否定し、旧慣に基づき改めて内垓字の区画を定め、その箇所を無償譲与するよう殖産局長に対して願ひ出ている。

これに対する総督府側の回答としては、法令上において無償では譲渡に依り得ないが、売却ならば可能というものであった。しかもこれに先立って、すでに境界決定がなされた直後である1912年10月28日付けで、農商工部長官から李王職長官に対して元陵園墓、胎封山付属の森林で、希望があれば国有林のうち存置の必要のない箇所に限り特別に売却を行うとの照会を送付している¹⁶。

この李王職と総督府間の交渉記録にあらわれる「第一種不要存林野」、「国有林のうち存置の必要のない箇所」というのは、1911年から1925年にかけて行われた国有林野区分調査に基づいた分類を示したものである。この調査によって、国有林はその経営上において存置するものと存置しないもの

とに分けられたが、その区分基準は(1)「軍事上又は学術上存置の必要ある箇所」、(2)「国土保安上存置の必要ある箇所」、(3)「一事業区として経営するに足る約二千町歩以上集団せる箇所」、(4)「其の他国有林経営上之に属せしむるを便利と認むる箇所」等を「要存予定林野」とし、(1)から(4)に該当しないものを「不要存林野」とした。その内、(イ)「旧森林法¹⁷の規定により地籍の届出をなさざりし為国有に帰属したるもの」、(ロ)「従来の慣習により同法施行前より占有し引き続きこれを禁養するもの」、(ハ)「其の他特別の縁故関係を有するものにして其の縁故関係により貸付売却等の処分に方り一般に開放し難き事情の下にあるもの」を「第二種不要存林野」、これら(イ)～(ハ)に該当しない「何等縁故者を有せず一般に開放し得べき林野」を「第一種不要存林野」に区分した(朝鮮総督府農林局、1934、pp.15、16；鄭夏顛、永田信、1995)。

また、総督府が「法令上」無償譲与には依り得ないと回答したのは、1911年6月20日公布、同年9月1日から施行された「森林令」に依ったものであるからと考えられる。森林令では国有林の譲与に関してその第6条に、「国有林にして国土保全の為又は森林経営の為国有として保存する必要があるものは公用又は公益事業の為にする場合を除くの外これを売却、交換又は譲与することを得ず」、さらに第11条では、「朝鮮総督は公用若しくは公益事業の為又は移民団体の用に供する為必要があるときは国有森林を譲与することを得」と定めている。李王職は譲与要求の理由として「墳塋の風致尊厳の維持」を挙げたが、総督府は李王家による陵園墓の風致尊厳維持なる主張は、この条項にある「公用」「公益事業」には該当しないと判断しているわけである。一方で、1920年2月に総督府林業試験場設置の候補地として、李王家の所有地である高陽郡崇仁洞所在の元洪陵の区域が選ばれた際には、殖産局から李

16 「孝昌園国有林処分沿革」国家記録院：CJA0010762。

17 1908年制定、後述の森林令制定により廃止された。

王職に対して、李王職側が譲与を要求していた国有地との交換が提案され、これにより孝昌園の要存林の一部が李王職に譲渡されることとなった¹⁸。これは総督府による林業試験場の設置が、「公用」であり、かつ「公益事業」であったことから可能となったものと考えられる。

また、「売却は可能」であるという総督府の回答は、森林令の第14条に「国有林の売却、交換若しくは貸付又はその産物の売却に関する方法は朝鮮総督之を定む」とあり、翌年である1912年にはその売却方法を定めたものとして「朝鮮国有森林未墾地及森林産物特別処分令」が勅令第6号として8月19日に公布、施行されている。先に述べた1912年10月28日付けで農商工部長官から李王職長官に対して送付された森林売却の照会は、この勅令が公布、施行されたことによるものであったと考えられる。

ところで、この朝鮮国有森林未墾地及森林産物特別処分令では、その第一条で国有林の売却、または貸付が可能な条件として8つの条件項目があげられているが、陵園墓の土地に該当する条件は、やはり第一項に挙げられた「公用又は公益事業の為必要なるとき」ではなく、第四項の「朝鮮総督の定むる所に依り特別の縁故ある森林を其の縁故者に売却するとき」であったことがわかる。それは孝昌園の土地を巡る問題が、「朝鮮縁故森林譲与令」の制定によって急速な進展を見せたからである。

4. 孝昌園の公園化を巡る京城府、地域住民との衝突

上で見た森林令の規程に沿って総督府は第一種不要存林野の売却・交換・貸付による民有化を進めていったが(鄭夏顕、永田信、1995)、第二種不要存林野については国有地に編入されてはいるも

の、実際は土地の縁故者や占有者の存在が明らかであることから、規制を緩和して所有権をその土地の縁故者に付与することとした(朝鮮総督府農林局、1934、pp.19~30)。そのための法令が「朝鮮縁故森林譲与令」であり、1926年4月に制定され、1927年2月において施行された。

こうした縁故者へ土地を譲与するという総督府の方針は早い段階で明らかにされていたようであり、李王職ではすでに1921年の段階で総督府において国有林を縁故者に対し特別譲与する規定を制定する意向があるとして、殖産局に対して陵園墓に付属する森林の譲与を願い出ている。

しかし、同時期の京城府においても孝昌園を公園化する計画が進行していた。上述の通り、京城府はすでに1924年6月の時点で、孝昌園内の一部国有地の無料貸付を受けることによって公園としての整備に着手しており、さらに1926年2月23日には公園の設置を理由として孝昌園内全ての国有林の貸付を当局に願い出た。一方、李王職でもこれに先立つ同年1月17日に政務総監へ対して孝昌園国有林の譲与を願い出しており、京城府の動きを知った李王職は、同年3月9日に京畿道知事に対して、京城府の貸付出願を「甚だ遺憾」とし、孝昌園の国有林は李王家に譲与するよう稟申した。

この稟申を受けた京畿道知事は総督府への副申において、李王職が希望する箇所については全て李王職に売却(原文ママ)し、残りの箇所を京城府に貸付けるよう働きかけている¹⁹。

ここまでの経過を見ると、孝昌園の土地を巡っては完全に李王職側の要求通りに事が進行し、孝昌園の全体を公園化する京城府の計画は総督府ならびに京畿道から黙殺されたかに見える。しかし、ここで公園設置を求めて龍山地域の住民運動が起こったことで、李王職への国有地譲与は「孝昌園問題」として浮上することになるのである。

18 「孝昌園国有林処分沿革」国家記録院：CJA0010762。

19 「孝昌園国有林処分沿革」国家記録院：CJA0010762。

李王職への孝昌園の国有地譲与が「問題」であると見なされた理由は、総督府による孝昌園土地処分を巡るとある「噂」によるものであったと考えられる。1927年9月21日付けの『毎日申報』は、総督府が孝昌園を朝鮮貴族に払い下げるといふ噂があり、これに対し京城府が問い合わせ中であると報道している²⁰。また1927年11月21日付けの『京城日報』夕刊紙上では、「総督府山林部長園田」の談話として、「世上一部で伝へられる如く李王家が将来孝昌園を分売して財政の一助とすると云ふやうなことは絶対にあり得ないことである、この点は李王家でも明に言明してゐる。事実無根の噂が府民を惑はしたことは遺憾である」と報じている²¹。このように李王職への国有地譲与によって孝昌園の公園化計画が頓挫するのみならず、総督府や李王家が利益を得ることに対し強く反対する世論が存在したことが確認できるのである。

こうした事態を受けて1927年11月19日には総督府庁舎において山林部長である園田寛をはじめとして、李王職次官代理として法務局長松寺竹雄、内務局長生田清三郎、京畿道知事米田甚太郎など関係者が一堂に会し、孝昌園問題について協議が持たれた²²。その場では、孝昌園の国有地は李王職に譲与するという方針を変更しないことが確認されたが、同時に李王職側に譲与された土地は、陵園墓の尊厳維持のために管理し、他の用途へ転用しないことに念が押されると共に²³、問題の解決策として以下の内容が決定された。

1. 李王職は孝昌園国有林野の譲与を受けるとき

は京城府に対して左記事項を許容すること

- (1)左記の土地は府に於て公園用地に供する限り之を無償使用すること(以下地番の記述は省略)
 - (2)別紙図面の通公園循環道路を設けること及京城府錦町山九番の一に於て公園循環道路の両側に軽易なる公園施設を為すこと
 - (3)公園循環道路を以て圍繞する李王職用地内に於ける公衆の散歩に付きては園墓の尊厳維持上差支なき限り従前通とすること
2. 京畿道知事は譲与処理前に李王職に対し京城府民の一部が前記の諸項の許容を希望し居るを以て御考慮相成度旨照会すること
 3. 右に対し李王職より異存なき旨の書面を京畿道知事に差出すこと
 4. 李王職に於ては譲与を受けたるときは府民代表者に対し前記の京城府に許容すべき諸項に付き直接に言明すること²⁴

この決定内容は11月22日に京畿道知事を訪問した龍山住民代表にも京城府尹馬野精一同席の下伝えられ、住民側も納得し問題は解決に向かうかに見えた²⁵。しかし、龍山地域の住民により組織された団体である「城南発展会」の有志が12月8日に総督府を訪問し、政務総監に陳情を行ったことで問題が再燃する²⁶。この時の陳情内容は新聞紙上に掲載されただけでなく、提出された陳情書がそのまま「孝昌園公園問題解決策の件」に綴じられており、その原文が確認できる²⁷。その内容を簡単にまとめておくと、孝昌園内の土地の一部を京城府へ譲渡、園内の中央墓地を除く園内の管理を京城府に委託、園内

20 「孝昌園귀족에게다남긴다반대」『毎日申報』1927.9.21.2面。

21 「孝昌園問題近く解決か」『京城日報』1927.11.21.夕刊1面、引用の旧字体は新字体に改めた。

22 「孝昌園處分案에首惱關係者密議」『毎日申報』1927.11.20.2面、「龍山孝昌園을李王職拂下要望」『朝鮮日報』1927.11.20.2面。

23 「国有林処分に関する件」国家記録院：CJA0010762。

24 「孝昌園公園問題解決策」国家記録院：CJA0010762、旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに改めた。

25 「孝昌園問題落着」『東亜日報』1927.11.24.2面。

26 「孝昌園問題で政務総監に陳情」『京城日報』1927.12.9.朝刊2面、「孝昌園問題再燃」『毎日申報』1927.12.9.2面。

27 「孝昌園要望事項」国家記録院：CJA0010762。

にある李王家の所有地で、将来において保存の必要がなくなった場合は京城府へ譲渡するなど、孝昌園に対する京城府側の権限拡張と将来的にはその敷地の譲渡を図る内容のものが中心であった。

しかし、その後孝昌園問題に関する新聞報道は確認できず、「孝昌園公園問題解決策の件」にもこの日付以降の書類が収録されていないことから陳情は受け入れられず、問題はここでひとまず解決を見たと考えられる。以降、孝昌園は公園として一般に開放され、1944年まで李王家の墓所と公園は並存するのである。

5. おわりにかえて－展望と課題

以上、孝昌園の公園化を中心として、李王家陵園墓の土地を巡る問題の展開過程を概観した。改めてその内容をまとめると次の通りとなる。

孝昌園の土地の所有を巡る問題は、総督府の山林政策と大きく関連していた。旧韓末・保護国下の勅令に依って陵園墓の土地は国有地と李王家所有地に区分され、孝昌園も園内に国有地と李王家の所有地が並存した状態であった。これに対し李王職側は一貫して総督府へ孝昌園の国有地譲与を要求し、1926年における「朝鮮縁故森林譲与令」制定によって譲与が実現した。

しかし、京城府による孝昌園の公園化が計画されたことによって、総督府から李王職への土地譲与は「孝昌園問題」として、世論の反発を受けることとなった。この時、土地譲与反対の主体となったのは、公園の設置を要望する孝昌園周辺の龍山地域住民らを中心とする「府民」であった。結局、総督府から李王職への土地譲与は実行されたものの、世論には一定の配慮を行い、京城府に対しては土地の無償使用を許可したことに伴って孝昌園は公園として開放されたのである。

以下では今後の展望と課題を述べたい。

まず植民地における李王家の立場についてである。本稿で検討した限りにおいて、総督府との関係は決して一方的な被支配側の存在ではなかった。むしろ孝昌園の公園化を巡って李王家は総督府と共に府民側から非難される対象となった。また総督府が李王家の陵園墓を「公用」「公益事業」と見なさなかったことは本稿において確認した通りであるが、一方で府民からは、李王職が譲与された土地を売却して自ら利益を得ることに對しては強い批判が巻き上がった。つまり、孝昌園の李王家所有地は植民地の制度上公的なものではないにもかかわらず、民の側は一般に開放されるべき公共空間と捉えているのである。また、世論の批判を受けて孝昌園を公園として無償で使用することや、公衆が墓所内へ立入りすることを許可した事実から、総督府や李王職側にも、民の側からのそのような要求に応えるべきであるという認識が存在していたことがわかる。近年になって王公族の創設過程のような、李王家や李王職に関する実証的研究が本格的に進められるようになったが（新城道彦、2011）、その研究成果は制度的側面に限られており、植民地期の李王家や李王職に対して一般市民がどのような認識を抱いていたのか考察し、本稿の冒頭で挙げた公園の説明文に表れるような一方的被支配という現在の韓国社会における認識とのギャップを埋めていく作業が必要である。

また「孝昌園問題」が日本語新聞である京城日報やそこから翻訳した記事が多数掲載された毎日申報だけでなく、東亜日報や朝鮮日報のような主要な朝鮮語新聞でも取り上げられていたことから、日本人だけではなく、朝鮮人も含めてこの問題に関する一定の世論が形成されていた可能性が考えられる。総督府に陳情を行った城南発展会のメンバーの中に「朴」という名前の人物も確認でき²⁸、その人物以外にも運動に参加した朝鮮人が存在した

28 「孝昌園問題再燃」『毎日申報』1927.12.9.2面。

ことも考えられる。ここから孝昌園の公園化は「日帝の残忍な陰謀」としてではなく、むしろ植民地下における日常的抵抗を示す事例として肯定的に評価できるのではないだろうか²⁹。

最後に事実関係を確認すべき点として、まずなぜ李王職が一貫して陵園墓の国有地譲与を要求したかについての考察が必要である。李王職側はその理由として「墳塋の風致尊嚴の維持」を挙げているが、これはあくまで建前であり、やはり財政面での問題と関連していたと筆者は考える。当時の朝鮮は濫伐や焼畑(火田)により森林の荒廃が問題となっており、陵園墓の付属林は京畿道以南における唯一まとまった貴重な森林であった(土井林学振興会編、1974、pp.3~5)。そして李王家財政に関する先行研究でも指摘されているとおり、森林収入は李王家の主要な財源となっていた(김명수、2016)。これらを考慮すると、国有地譲与は実現したものの、孝昌園の公園化は財政的には李王職にとって大きな痛手であったと考えられる。それをあえて許可したことからも、李王家に求められていたある種のパブリックな立場をうかがうことができる。

また、なぜ1944年になって墓所の移転が行われたのかも確認すべき重要な点である。年代的に見てまず考えられるのは、やはり戦局との関連である。1940年代には府民が散策路として利用できる「保健広場」を設置するとの名目で、京城府内各地に防空のための高射砲陣地の建設が進められたことを石田潤一郎らの研究が明らかにしており、孝昌公園もその建設予定地の一つとなっていた。ただし、1941年に孝昌公園はその候補から外されたため(石田潤一郎、金珠也、中川理、安箱敏、2010)、この「保健広場」設置が墓所の移転

と直接的な関係があったとは考え難い。しかし、他の何らかの防空施設の設置が予定されていたものと考えられる。

以上の点を踏まえつつ、今後ともさらにこの問題に取り組んでいきたい。

参考文献

< 一次資料 >

- 「이왕가분영부속지에 관한 건 (李王家墳塋附屬地に関する件)」国家記録院 CJA0010253 『이왕가분묘부속지 경계사정서류 (李王家墳墓境界査定書類)』
 「효창원공원문제해결책의 건 (孝昌園公園問題解決策の件)」国家記録院 CJA0010762 『국유임야대부서류 (国有林野貸与書類)』
 『京城日報』
 『東亜日報』
 『毎日申報』
 『朝鮮日報』

< 日本語文献 >

- 石田潤一郎、金珠也、中川理、安箱敏 (2010) 「1940年代京城府に設置された『保健広場』」日本建築学会編『学術講演梗概集』F-2、建築歴史・意匠
 京城府編 (1936) 『京城府史』2巻
 新城道彦 (2011) 『天皇の韓国併合一王公族の創設と帝国の葛藤一』法政大学出版社
 朝鮮総督府農林局 (1934) 『朝鮮の林業』
 鄭夏顛、永田信 (1995) 「近代韓国林野制度における国有民有区分の形成過程」『林業経済研究』127号
 土井林学振興会編 (1974) 『朝鮮半島の森林』
 宮嶋博史 (1991) 『朝鮮土地調査事業史の研究』汲古書院

< 英語文献 >

- So Young Han, Yong Gook Kim, Kyung Jin Zoh (2011) Social Construction of Place Representation and Place Identity Process in Hyochang Park *Journal of Korean Institute*

29 尹海東は日常的抵抗のような、従来の民族主義に立脚した歴史研究では把握されなかった「政治史」の復元を唱え、そのための概念として「植民地公共性」を提起している(윤해동, 2003)。

of Traditional Landscape Architecture, 9 (2) : 165-177.

< 韓國語文獻 >

- 김명수 (2016) 「1915 ~ 1921 년도 구황실 (李王家) 재정의 구성과 그 성격에 관한 고찰」 『藏書閣』 35
- 김해경 (2010) 「효창공원의 장소성형성과 변화해석」 『서울학연구』 39
- 윤해동 (2003) 「식민지인식의 회색지대 - 일제하 공공성과 규율권력」 『식민지의 회색지대』 역사비평사 (沈熙燦、原佑介訳 (2017) 「植民地認識の『グレーゾーン』」 『植民地がつくった近代』 三元社)
- 趙雲衍 (2008) 「朝鮮王陵의 陵域復元에 関한 研究」 祥明大学校大学院環境資源学科博士学位論文
- 龍山區庁編 (2001) 『龍山區誌』
- 하시모토세리 (橋本妹里) (2016) 「한국근대공원의 형성 - 공공성의 관점에서 본 식민과 탈식민의 맥락 -」 成均館大学校大学院東アジア学科博士学位論文

English Abstract

Analyzing Hyochang Park in Colonial Seoul: The Problem of Lands in the Joseon Royal Tombs

Seri Hashimoto

The purpose of this study is to show the multitier structure of rulers in Colonial Korea by analyzing the process of turning Hyochangwon (孝昌園)– the Joseon Dynasty royal tombs– into Hyochang Park.

After the conclusion of the Japan-Korea Protectorate Treaty in 1905, Japan began to separate government property from royal property. Except for the center of the tombs, at this time, a large portion of land in Hyochangwon was owned by the government.

In 1927, the Japanese Government General of Korea decided to return the land around the tombs in Hyochangwon to Yiwangjik (李王職), the King Yi's royal household office that continuously called for the return of the land. However, residents living in the vicinity of Hyochangwon opposed the return of the land as they had requested that a park be built there. As a solution, Yiwangjik thus provided the Hyochangwon land to Keijo Prefecture free of

charge. Hyochang Park opened to the public in 1929.

Though Yiwangjik was successful in facilitating the return of the Hyochangwon land from the Japanese Government General of Korea, public pressure forced it to open Hyochangwon as a park. In conclusion, the opening of Hyochang Park was not a problem within the framework of the dichotomy of the rulers and the ruled in Colonial Korea, but a complex problem due to the multitier ruler structure. This is especially important as evidence of the existence of the public sphere under colonial rule, as both the Japanese Government General of Korea and Yiwangjik were unable to ignore public opinion in Keijo Prefecture.

第三部

NEWS

韓国研究センター客員教授



第42代 金妍姫

大邱大学校
社会福祉学部 教授

任期：2017年4月20日
～ 2017年7月17日

専門は、臨床社会福祉。社会福祉学博士。ソウル大学校社会福祉学科にて博士号を取得後、米国 Asian Pacific Psychological Services Executive Directorを経て、2012年から現職。

韓国研究センターでは、韓国人女性結婚移住者のコミュニティ形成とSNSが果たす役割について研究された。在任中は、「超国家的な生活の主体としての結婚移住女性の転換経験とメディア行為者ネットワークの役割：中国出身女性を中心として」と題する研究発表を行うなど、精力的に活動された。



第43代 李宇衍

落星岱経済研究所研究員

任期：2017年5月2日
～ 2017年8月30日

専門は、韓国経済史。経済学博士。韓国経済史。成均館大学校大学院経済学科にて経済学博士号を取得。米国ハーバード大学 Visiting Fellow、ソウル大学校経済学科講師などを経て現職。在任中は「戦時期日本へ動員された朝鮮人労働者について一鉞夫を中心に」と題する研究発表を行うなど、植民地期における韓国人徴用工問題について研究された。



第44代 ジュヨン・リ

ヘブライ大学
アジア学部 助教授

任期：2017年10月1日
～ 2018年1月31日

専門は、近代韓国文学、植民地文化。文学博士。ヨーク大学人文学部にて博士号を取得後、トロント大学マック国際問題研究所訪問学者、ウィテンバルグ大学 東アジア科 Luce Postdoctoral Fellowを経て、2013年から現職。ヘブライ大学コリアンスダディーズプログラムダイレクター。

最近の著書は、「Making Sense of Fiction : Social and Political Functions of Serialized Fiction in The Daily News (Maeil sinbo) in 1910s Korea,」 Journal of Korean Studies や “An Investigation of a Korean Translation of the Japanese Romance Novel, The Gold Demon(金色夜叉),” Sungkyun Journal of East Asian Studies (2015) など。

在任中は、「探偵、ファム・ファタールそして植民地主義：植民地朝鮮の探偵小説から読みとく犯罪の大衆的表象」と題する研究発表を行うなど、特に日本の探偵小説と朝鮮の探偵小説の比較を中心に研究した。

「世界トップレベル 研究者招へいプログラム【Progress 100】」にかかる招聘教員

韓国研究センターにおいては、「<森>と<水>と<人>の人文社会科学 一九大・旧外地演習林の東アジア環境史的ポテンシャル」と題する共同研究テーマをもって学内の競争的資金である平成29年度の「Progress 100（トップ100大学交流支援型）」に応募し、採択の栄に与りました。この制度は世界大学ランキングで100位以内の国外大学から著名な研究者を招聘して、九州大学における国際的な共同研究を推進することを目的とするものです。

< 招聘外国人訪問研究員 >



フィリップ・C・ブラウン
オハイオ州立大学 歴史学部 教授

専門は、日本近世史・環境史。歴史学博士。ペンシルバニア大学にて博士号を取得後、オハイオ州立大学助教授、ミシガン大学アナーバー校客員副教授などを経て2010年から現職。

最近の著書に、“Reverse Flow: The Role of Built Environments in Shaping Disaster.” *Technology and Culture* 58, no. 1 (2017 2017) : 170-81., 編纂書としては、*Science, Technology, and Medicine in Imperial Japan*, co-edited with David Wittner, London: Routledge, 2016がある(その他多数)。

福岡滞在中は、各種の講演や学生への助言を行う一方、「20世紀前半の東アジアにおける技術移動」と題する研究発表を行うなど、台湾・満洲・朝鮮といった旧植民地と日本「内地」との間で見られる「技術移転」の問題を中心として研究された。

< 特定プロジェクト招聘教授 >



趙文燮
ソウル大学校 地球環境科学部 元教授
任期：2017年12月16日～2018年3月15日

専門は、岩石学およびテクトニクス。理学博士。米国スタンフォード大学にて理学博士号取得。1991年からソウル大学校自然科学大学地球環境科学部教授。韓国科学技術翰林院会員。韓国岩石学会会長(2011年～2012年)、西オーストラリア大学および米国スタンフォード大学訪問教授など歴任。*Journal of Asian Earth Sciences*など国際学術誌編集委員として活動中。在任中は、これまで行ってきた地構造進化史研究を基盤とした日本列島と朝鮮半島の対比、特に九州北部および朝鮮半島に見られる古生代地層との相互関連性について研究されるとともに、ご自身の来歴を踏まえた韓国における地学研究の歴史について講演を行われた。

定例研究会

今年度、韓国研究センターが開催した定例研究会を紹介する。客員教授、訪問研究員による研究会を行った。国際結婚、安全保障や植民地期の朝鮮などその内容は多岐にわたり、毎回好評を博した。

< 第77回定例研究会 >

* 日 時：2017年6月13日(火)14時00分～17時00分

* 場 所：韓国研究センター 1階会議室

* 報告者①：14時00分～15時20分

金娟姫(大邱大学校社会福祉学科学科副教授・韓国研究センター客員教授)

* 発表題目：「초국적 삶의 주체로서 결혼이주여성의 전환경험과 미디어 행위자네트워크의 역할：중국출신여성을 중심으로」

(超国家的生活の主体としての結婚移住女性の転換経験とメディア行為者ネットワークの役割：中国出身女性を中心として)」



* 概要：本発表では、韓国へ結婚移住した中国人女性とテレビやパソコンといったメディアテクノロジーとの関係性に注目した。新しい社会に定着するなかで、彼女たちはメディアテクノロジーを生活へ積極的に取り込んでいる。この過程における各行為者との相互作用を通じて、中国人韓国結婚移住女性は、中国人だけではなく、韓国人として受け入れられたいという二重的アイデンティ

ティーを持つ存在へと転換している。

* 報告者②：15時30分～17時00分

李宇衍(落星岱経済研究所研究員・韓国研究センター客員教授)

* 発表題目：「전시기 일본으로 동원된 조선인 노동자에 대하여-광부를 중심으로-」

(戦時期日本へ動員された朝鮮人労働者について—鉱夫を中心に—)



* 概要：本発表では、太平洋戦争において朝鮮半島から日本へ動員された炭鉱夫の労働環境は、先行研究が主張するものとは異なり、計画的および組織的な“民族差別”はなかったことに注目した。朝鮮人炭鉱夫が受け取った賃金は、日本人のそれと大きな違いはなく、彼らの能力による格差しか存在しなかった。彼らの賃金は、朝鮮の家族へと送金されたほか、現地において多様な用途で使用されていた。また、朝鮮人と日本人間の賃金格差は戦争時期において縮小されたとする資料もある。

< 第78回定例研究会 >

* 日 時：2017年7月26日(水)15時00分～18時15分

* 場 所：韓国研究センター 1階会議室

* 報告者①：15時00分～16時15分

富樫あゆみ(九州大学韓国研究センター特任助教)

* 報告題目: 自著紹介「日韓安全保障協力の検証—冷戦以後の脅威をめぐる力学」



* 概要: 日本と韓国では、“脅威”が異なることに着目し、脱冷戦期に展開された日韓安全保障協力の形成・不形成メカニズムについて分析した。日本にとって、脅威は物理的脅威。国益であるが、韓国にとってはそれに加えて“日本の脅威”が存在する。韓国の日安全保障協力は、構造的要因としての脅威と国内的要因としての日本の脅威との力学関係で決定される。永島教授からは表に出てこない資料に注目する必要があるとの指摘があった。また、崔准教授からは、日本の脅威は物理的側面もあるのではないかと、また、日韓が安全保障協力を進める条件について質問があった。

* 報告者②: 16時30分～18時15分

武藤優(九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程3年)

* 報告題目: 「植民地期朝鮮における李王職雅楽部設置と奏楽実態」



* 概要: 1920年代の韓国では、数名の日本人音楽研究者らによって朝鮮雅楽の衰退の危機と、その保存を求める声が高まっていた。今回の発表では、

朝鮮における朝鮮雅楽奏楽集団である李王職雅楽部の奏楽実態についての特に1920年代の活動に着目し、発表を行った。

< 第79回定例研究会 >

* 日時: 12月20日(水)15時00分～17時30分

* 場所: 韓国研究センター1階会議室

* 報告者①: 14時00分～15時15分

橋本妹里(九州大学韓国研究センター学術研究員)

* 発表題目: 「地域統合の装置としての植民地公園」



* 概要: 本発表では韓末～植民地期にかけて日本人が朝鮮に建立した神社の多くが公園と併存していた事実に着目し、その理由を日本における近代公園制度の創設までさかのぼり明らかにした。同時にそのような神社と併存する公園が備えていた教化の機能を検討することで、神社それのみではなく広く境内空間を含めた「公園」が、植民地において果たした地域統合の役割について改めて考察を試みた。

* 報告者②: 15時30分～17時00分

フィリップ・C・ブラウン(オハイオ州立大学歴史学部教授・韓国研究センター訪問研究員)

* 発表題目: 「20世紀前半の東アジアにおける技術移動」

* 概要: ①技術史や②植民地時代史に関する研究は欧米においても発展してきた。しかしながら、このような発展は限られた分野にとどまっており、研究の中心はいずれも、欧米の国々に関係する課



題であった。①と②の両方を兼ね備えた研究であっても、どのような技術によって欧米の帝国主義が可能となったかについて論じている。その一方、20世紀の日本帝国と技術移動史の研究によって、日本帝国は世界水準の土木技術を持ち合わせながらも国外にその生産を依頼するなど、典型的な西欧パターンとは異なる様相を呈していることが明らかになった。

< 第80回定例研究会 >

* 日時：2018年1月23日(火)13時30分～14時45分

* 場所：韓国研究センター 1階会議室

* 報告者：ジュヨン・リ客員教授

(ヘブライ大学アジア学部助教授)

* 発表題目：「탐정, 팜므 파탈, 그리고 식민지: 식민지시기 탐정소설에 나타나는 범죄에 대한 대중적 상상력」

(「探偵、ファム・ファタールそして植民地主義: 植民地朝鮮の探偵小説から読み解く犯罪の大衆的表象」)



* 概要：本発表は、植民地朝鮮における探偵小説の形成過程をローカルおよびトランスナショナル

な脈絡から探った。特に、本報告では蔡萬植、金東仁、金来成といった作家を取り上げ、彼らが受けた植民地資本主義の物質的および精神的影響が、作品における探偵、ファムファタール、犯罪類型、都市環境および登場人物の社会的もしくは地理的流動性へ投影されたことに着目し、1930年代および1940年代に発刊された探偵小説を対象として朝鮮人作家が経験した「近代」が探偵小説という大衆小説へ反映されていることを明らかにした。

< 第81回定例研究会 >

* 日時：2018年1月30日(火)14時00分～16時15分

* 場所：韓国研究センター 1階会議室

* 報告者①：14時00分～15時00分

辛承模(シン・スンモ) 研究員(東国大学日本学研究所)

* 発表題目：「재일에스닉 잡지에 나타난 재일디아스포라의 자기서사」

(在日エスニック雑誌に現れた在日ディアスポラの自己叙事)



* 概要：本発表は在日エスニック雑誌に現れた在日ディアスポラの自己叙事を検討することで、既存の歴史、文学研究で見られる在日社会に対する集団化と定型化の限界を克服し、自己叙事の多声的な特徴を浮き彫りにした。この作業を通じてこの分野に関する研究の多様性に寄与できればと願う。具体的には、在日エスニック雑誌の中の自己叙事物の明細を確認しながら、時期別にどのような内容と特徴、傾向を呈しているかを検討し、自己叙事の具体的な事例が論じられた。

* 報告者②：15時10分～16時15分

李丞鎭(イ・スンジン) 研究員(東国大学校日本学研究所)

* 発表題目：「재일디아스포라의 통합적 문화지형을 연구하기 위한 시론」

(在日ディアスポラの統合的文化地形を研究するための試論)



* 概要：東国大学校日本学研究所の重点研究所支援事業<在日ディアスポラの生態学的文化地形とグローカリティー>の概要が報告された。東国大学に本学研究所が推進する当事業は、在日ディアスポラ関連の資料を総体的に調査・発掘・収集し、生態学的観点から分析して体系化することを目的としており、今回の報告ではこの研究主題と計画が説明された。

アジア太平洋カレッジ グローバル人材育成のための日韓米「国際体験型」共同教育プログラム

アジア太平洋カレッジは、学部1,2年生を対象に海外の学生とのPBL (Problem Based-Learning) とTBL (Team-Based Learning)形式の協働学習の場を提供している「国際体験型」共同教育プログラムである。2年を1クールとして、1年目に日本と韓国を往復して実施する「キャンパス日本」「キャンパス韓国」と、翌年の2年目に米国ハワイで実施する「キャンパスハワイ」で構成されている。今年度のプログラムでは、日韓米の学生が国境をまたぐグローバル課題の解決に向けてチームで取り組み、協力して学び合うことに重点を置いて実施した。

ンパス韓国」と、翌年の2年目に米国ハワイで実施する「キャンパスハワイ」で構成されている。今年度のプログラムでは、日韓米の学生が国境をまたぐグローバル課題の解決に向けてチームで取り組み、協力して学び合うことに重点を置いて実施した。

1年目 キャンパス日本・キャンパス韓国 (全学部1・2年生から選抜)



2年目 キャンパスハワイ (前年度の日韓プログラムに参加した学生から選抜)



キャンパス日本
キャンパス韓国



共通課題を持ってディスカッション



協働プレゼンテーション



企業でのビジネスワークショップ

キャンパスハワイ



○キャンパス韓国・キャンパス日本

●夏季プログラム

日 時：2017年8月9日～23日

場 所：九州大学、西南学院大学、釜山大学校

●冬季プログラム

日 時：2018年2月14日～28日

場 所：九州大学、西南学院大学、ソウル大学校、高麗大学校

夏季には、日本側(九州大学、西南学院大学)40名、韓国側(釜山大学校)50名の計90名の学生が2週間にわたり、釜山と福岡でプログラムに参加した。冬季には、日本側(九州大学、西南学院大学)20名、韓国側(ソウル大学校、高麗大学校)20名の計40名の学生が2週間にわたり、ソウルと福岡でプログラムに参加した。英語を共通言語とした講義、共通課題を持ってディスカッションとプレゼンテーション、フィールドワーク、文化体験、ビジネスワークショップなどを行った。ディスカッションは、The issue of youth's futureとThe Depopulation and immigration issueという日韓共通課題についてディスカッションし、プレゼンテーションした。日韓の学生が協働で取り組むことでそれぞれの社会に対する理解を深めることができた。福岡で実施したインターンシップでは、今年度から協力をいただいている福岡ソフトバンクホークス株式会社をはじめ、住友商事九州株式会社、西日本電信電話株式会社(NTT西日本)、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー、日本通運株式会社、株式会社安川電機、RKB毎日放送株式会社の協力を得て実施した。事前に企業から与えられたテーマに基づいて、グループごとにプレゼンテーションを行い、企業の方からコメントを頂く大変貴重な機会となった。地元の企業との連携を図り、地域をあげての人材育成に取り組んだ。各企業が事前に提示したプレゼンテーマは以下の通りである。

◆インターンシッププレゼンテーション
(キャンパス日本)

※参加前の2ヶ月間にわたりグループ調査・研究、プレゼンテーション準備

・住友商事九州株式会社

東アジアをつなぐ新しいビジネスプラン

・福岡ソフトバンクホークス 株式会社

福岡への海外旅行客を野球観戦に誘致するには?

・株式会社安川電機

安川電機の製品群(モーター、インバーター、ロボット)を活用した新規事業展開プロジェクト

・西日本電信電話株式会社(NTT西日本)

事前テーマ

自国の教育において、ICTがどのように活用されているか

当日のグループディスカッションテーマ

これからの『教育×ICT』について：ICTを活用した新しい教育について検討し、発表。ICT技術やAI・VRといった最新技術を活用し、今までになかった授業を考える

・公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
事前課題(以下の二つの中から選択して準備)

(1) ストレスのない滞在のため、福岡でこういうところがこうなったらもっと便利、こんなもの(ツールや情報など)があったら便利と思うことについて(ソフト面・ハード面)

(2) 福岡で韓国人に人気でそうな場所、まだあまり知られていない隠れた人気の場所について(観光地、飲食店、ショップなど)
当日ディスカッション(プレゼンテーション後、総合ディスカッション)

一方通行になりがちな両国の人的交流を、どうやって双方向に安定的に増加させるか(政治、流行病、為替、震災など外的要因にとらわれず、人的交流をどう推進するか)

・RKB毎日放送株式会社

日韓両国の若者がどうしても観たくなる、海

峽をつなぐ魅力ある番組とは?—アジアの玄
関口福岡民放の観点から

・日本通運株式会社

次世代のシームレス物流を構築するために、
どのような工夫が必要か

○キャンパスハワイ

日 時：2017年8月9日～27日

場 所：ハワイ州立大学マノア校

昨年度のキャンパス韓国・キャンパス日本に参加した日韓の学生から選抜された19名が参加し、ハワイ州立大学からは5名の学生が参加した。講義では東アジアに対する米国の視点に触れるとともに、多くの移民を受入れてきたハワイの社会を理解することに重点をおいた。ワークショップ型の授業も取り入れ、日韓米の学生が小グループで議論しながら理解を深めることができた。英語アカデミックプレゼンテーションでは、グローバルアジェンダである安全保障や移民(人の国際的移動)というテーマを持って3週間にわたってグローバル社会を舞台にした協力の在り方について、日韓の学生がハワイの学生と協働でディスカッションし、英語での最終プレゼンテーションに挑戦した。各グループが取り上げたテーマは以下の通りである。

◆アカデミックプレゼンテーション
(キャンパスハワイ)

・ Security Issues

Security Cooperation between US-Japan-South Korea

Developmental assistance for solving North Korea problems

・ Migrant Issues

How can we solve the problems that IMMIGRANTS face?

How to satisfy tourists in Fukuoka and Seoul
Save Refugees

ビジネスワークショップでは、ハワイ現地企業の協力を得て実施した。2ヵ月前に企業から与えられたテーマに基づいて、グループごとにプレゼンテーションを行い、日韓米の3国の状況と課題への対応を比較しながら類似性と相違点を見出す大変貴重な機会となった。各企業が事前に提示したプレゼンテーマは以下の通りである。

◆ビジネスワークショップ
(キャンパスハワイ)

※参加前の2ヶ月間にわたりグループ調査・研究、
プレゼンテーション準備

・ Honolulu Star Advertiser

How should newspaper, magazine, TV and web journalists deal with the threat of 'Fake News'?

・ Hawaii Coffee Company

Investigate coffee market situation in your country and propose a marketing strategy. Based on research of consumers' attitude and usage toward packaged coffee prepared at home.

・ Roberts Hawaii

Plan a one day tour in Oahu for college students and propose how to promote it with 'tour Aloha' mobile application

フィールドトリップでは、地元のハワイ大学生とともに、Pearl Harbor, Bishop Museum, Kahana Valleyを訪問し、互いの感想を共有する時間を持った。また、移民に関する講義と関連してJapanese Cultural Centerを訪れ、移民社会の歴史やその実態を学び、ハワイと日本、韓国の歴史的なつながりに触れることができた。1年目のキャンパス韓国とキャンパス日本で、互いの相違点と類似点に気づいたことを土台に、2年目には日本でも韓国でもない第三の場所である米国のハワイで、日韓それぞれを相対化し、グローバル視点から日韓関係を捉え直す深化学習を実施できた。

(韓国研究センター准教授 崔慶原)

アジア太平洋カレッジ 報告会

グローバル人材へのファーストステップ -海外の学生とのPBL/TBL-

日時：平成29年12月1日(金)16:30～19:15

場所：九州大学伊都キャンパスビッグリーフ

海外の学生とのPBL (Problem Based- Learning) とTBL(Team-Based Learning)を中心に、参加学生だけでなく、ハワイ州立大学の担当教員、企業ビジネスワークショップの担当者が協働学習の成果を報告した。海外学生との協働学習の意義を共有するとともに、プログラムの充実に向けた多様な意見が提示された。

参加学生による報告

「初心をつかみ直せたハワイ」

九州大学21世紀プログラム2年 図師田美久

ハワイプログラムの3週間は私にとって想像以上に有意義なものとなりました。ハワイや韓国の学生との協働作業を通して英語力を鍛えることができ、国境を越えた友情を育むことも出来ました。特に、アジア太平洋カレッジの特徴である海外の学生との「協働学習」を通して得たものは多くあります。プログラム中は、日本・韓国・ハワイの3カ国の学生で議論をすることが度々ありましたが、はじめのうちは英語力の差があったこともあり、韓国とハワイの学生に圧倒されなかなか主張ができませんでした。九州大学での課題協学などを通して協働学習には慣れていたはずなのに、自分の意見をしっかり主張する習慣が身についているハワイや韓国の学生の力を見せつけられたようでショックでした。そこからは、このままではいけないと思い、少しずつしっかりと自分の意見を提示でき



アジア太平洋カレッジでは、学部1・2年生を対象に海外の学生とのPBL (Problem Based-Learning)とTBL (Team-Based Learning) 形式の協働学習を行っています。今年の報告会では、日韓米学生の協働学習の成果を、参加学生のみならず連携大学や企業の担当者が報告します。

2017年12月1日(金) 16:30～19:15 (開場16:15)
九州大学伊都キャンパス ビッグリーフ
言語：日本語 (一部日韓逐次通訳)

- 司会：九州大学韓国研究センター准教授 崔慶原
- 16:30～16:35 挨拶
九州大学総長 久保千春
- 16:35～16:45 アジア太平洋カレッジプログラム紹介
九州大学韓国研究センター教授 波瀾剛
- 16:45～17:45 参加学生による報告
九州大学21世紀プログラム2年 図師田美久
西南学院大学文学部2年 児玉胡桃
釜山大学校工学科3年 河漢鐘
ソウル大学校経済学科2年 李在瓊
- 17:45～17:55 講評
九州大学副理事 渡邊公一郎
- 17:55～18:25 Campus Hawaii : A Multilateral Collaborative Learning Experience
School of Pacific and Asian Studies, University of Hawaii at Manoa
Prof. Lonny E. Carlile
- 18:25～18:35 ロジスティクスデザインを通じたグローバル人材育成
日本通運株式会社福岡支店九州営業部長 幸田明男
- 18:35～19:15 懇談会 今後の展開について
コーディネーター：九州大学韓国研究センター長 中野等
*軽食を用意しております。

主催/九州大学韓国研究センター



るように努力しました。プログラムが終わる頃には意識せずとも積極的に議論できたと思います。

何よりも入学後避けていた移民問題に再び取り組めたことは、非常に重要な成果です。プログラムが終わったいま、大学の勉強でもう一度移民問題に向き合ってみようと考えています。なんでも好きなことをとことん追求できる21世紀プログラムという環境を活かして、ハワイでの3週間ではアプローチしきれなかった課題に取り組んでいきたいと思います。

「リーダーシップ力と語学力 －ビジネスワークショップでの協働学習－」

西南学院大学文学部2年 児玉胡桃

グループで課題に取り組む際に、人数が多くなればなるほど多く意見や提案が出るので、まとめることは簡単ではありません。本当の協働作業はそこからスタートすると言っても過言ではないでしょう。しかし、多くの意見の中から何を取りあげるか、どのように絞っていくかを議論する過程の重要性に気づくことができました。昨年度のRKBのプレゼン準備では、グループのなかで自ら主体的に動くことがあまりできず、他のメンバーに託している部分が多くありました。今年はグループの中でしっかり全員の意見を聞き、まとめ、リーダーシップをとって調整でき、自分自身も成長できたと思います。

このビジネスワークショップの経験から、私は、ただ自分たちの意見や提案を出すだけでなく、第三者の客観的な意見を取り入れて改善していくことも大切であること、リーダーシップをとり調整していくことが協働作業の中で欠かせないことを学びました。別の機会にもこの経験を活かしたいと思います。

「アジア太平洋カレッジ－その1年間の旅程－」 ソウル大学校経済学部2年 李在珉

アジア太平洋カレッジプログラムに参加した後、私の人生がどのように変わったかについて話したいと思います。まず、隣国日本についてもっと知る必要性を感じた私は、今年の3月からソウル大学校日本研究所でジュニアフェロー活動を始めました。冬のプログラムに参加してから、日本は世界経済・政治で大きな影響力を持っていること、そして韓国とは古代から交流がありお互い影響し合っていたことから、日本のことをもっとよく知る必要があると感じたからです。

また、夏のハワイプログラムの後、他の国の友だちと旅行しながら、現地で新しいことを体験し学ぶ楽しさを知った私は、ソウル大学のグローバル・コミュニティ・サービス(GCS)という団体での活動を始めました。GCSでは毎回の学校の休みに、ベトナム、フィリピンなど開発途上国を訪問し、その社会の構成員たちを手助けする事業を行っています。

このように、この1年間のアジア太平洋カレッジプログラムは、私にとってとても貴重な経験になりました。最初に目標としていた講義、フィールドワークによる知的成長や、日本の友だちとの交流を通じた人的成長の他にも、日本研究所ジュニアフェローやGCSでの活動のように、新しい活動に挑戦できる基盤を作ってくれたのです。



「Stair to WORLD」

釜山大学校工学科3年 河漢鐘

日本とハワイ大学の学生たちとチームで議論しながら、グローバル課題というものがとても複雑なものであることを実感しました。生命や平和のような倫理的価値は確かに尊重されなければなりません。人道的な観点だけで問題に取り組んだら、様々な現実問題を見逃すことになり、それがまたさらなる問題を生み出すことになります。

私は、プログラムを通じて、物事に対してもっと深く考えるということを学んだと思います。グローバル課題について考える際、様々な見方を持つ外国人と一緒にコミュニケーションしながら、多様な観点から問題を眺めることができる能力を養わなければならないと思いました。私が経験したアジア太平洋カレッジは、未来を作っていくためにはならない日米韓の学生たちが、グローバル課題に興味を持ち、解決方法を見つけていくといった、一つの未来社会の場だと思っています。アジア太平洋カレッジで日米韓の学生と出会うことができ、グローバル課題に対して自分なりの考えをまとめてみることができ、他の学生たちと議論しながら解決策を提示できたことは、とても貴重な経験でした。

(報告会での発表から抜粋)

第2回韓国前近代史若手研究者セミナー

日時：2017年9月1日～4日
 場所：伊都キャンパス多目的ホール、
 JR博多シティ 10階会議室
 共催：韓国国際交流財団

韓国研究センターは今夏、9月1日より4日にかけて「第2回韓国前近代史若手研究者セミナー」を開催した。本セミナーは、韓国史に関心をよせる若手研究者の育成とネットワーク構築を目的として、好評を博した昨年度に引き続き、韓国国際交流財団の助成事業として実施された。

今回のセミナーは、昨年度の宗像市から福岡市内へと会場を移し、本学伊都キャンパス多目的ホールおよびJR博多シティ会議室を会場にして開催された。セミナーには、日本国内の各大学から前近代の韓国史研究の専門家および韓国史を専攻する大学院生(学部生を含む)20名、韓国からは高麗大学校・延世大学校および韓国学中央研究院から教員および大学院生を含む計10名が、加えて日本側からも第一線で活躍している韓国史専門家と若手研究者を含め総勢37名が参加し、3泊4日の日程で寝食を共にした。



中野韓国研究センター長
による開会の辞

セミナーの内容としては、初日に行われた早稲田大学文学学術院の李成市教授による記念講演を皮切りに、2日目には参加学生5名(日本側参加者3名・韓国側参加者2名)による研究報告が行われ、指定討論者のみならず

多数の参加者からの質疑応答が繰り広げられた。午後には、昨年同様、古代・高麗・朝鮮の専門時代別の分科会が開催された。

3日目は、今津元寇防塁、鏡山展望台、名護屋城址など前近代の日本と大陸、朝鮮半島の歴史を



開会式の全体写真

考える上で重要な史跡を踏査するなど、実践的な内容が盛り込まれた。最終日には、複担教員でもある人文科学研究院森平雅彦教授や鹿児島国際大学の太田秀春教授といった専門家による講習が行われた。

なお、セミナー後に実施したアンケート調査や参加記からは、昨年に増してセミナーに対する参加者の満足度の高さが窺われた。世代・国籍を超えた活発な学術的交流が行われたことも特筆されよう。参加者からは、韓国史に対する日本と韓国の研究アプローチの違いについて積極的な意見交換が行われたとの肯定的な意見が目立った。日韓のみならず、本セミナー参加を契機として韓国史を専門とする日本国内の若手研究者が新たなネットワークを形成する動きがみられるなど、セミナーの効果は着実に発揮されていると言えよう。

また、ほぼ全員の参加者が次回のセミナー開催と参加希望を明らかにしている。研究報告や討論、そして史跡踏査を通して参加者の研究意欲を刺激することができた点も評価することができよう。第一線で活躍している時代ご



永島副センター長
による閉会の辞

との韓国史研究者と若手の学究が一堂に会する機会は、それほど多くないという現状にあって、本セミナーの開催意義は評価されよう。

本センターは、学内外の研究者との研究会や各種ワークショップの開催を通じて、今後とも次世代の若手研究者の育成と、研究者間のネットワークの形成に注力していきたい。

【第1日】

場所：JR博多シティ 10F会議場

14:00 集合・参加者登録

14:30-16:15 **【開会式】**

- 1.開会の辞：中野等 教授
(九州大学韓国研究センター長)
- 2.韓国前近代史若手研究者セミナー趣旨説明
- 3.開催記念講演：李成市 教授
(早稲田大学文学学術院)

16:20-17:15 **【ガイダンス】**

- 1.スケジュール案内
- 2.参加者自己紹介
- 3.全体記念写真撮影

18:00 夕食 場所：JR博多シティ 9F会議場

【第2日】

場所：九州大学伊都キャンパス 多目的ホール

09:30-12:00 全体発表会

12:00- 昼食

13:30-15:30 全体発表会

13:30-15:30 分野別ディスカッション
各自研究紹介(5～10分程度)

18:30- 夕食

【第3日】

現地研修

09:00- ホテル出発
今津元寇防塁・唐津・鏡山展望台

12:00- 昼食

13:30- 名護屋城博物館・名護屋城址

18:30- 夕食

【第4日】

場所：JR博多シティ 10F会議場

09:00- **研究法講習会**

森平雅彦 教授
(九州大学人文科学研究院／韓国研究センター)
太田秀春 教授
(鹿児島国際大学国際文化学部)

12:00- **【閉会式】**

- 1.閉会の辞:永島広紀 教授
(九州大学韓国研究センター副センター長)
- 2.祝辞:崔玄洙 所長
(韓国国際交流財団東京事務所長)
- 3.韓国側代表者：都賢喆 教授
- 4.全体記念写真撮影

13:30- 昼食、解散



名護屋城址にて



鏡山展望台にて



今津元寇防塁



李成市教授（早稲田大学）による基調講演



太田秀春教授による講習



森平雅彦教授による講習



全体発表のようす



分野別セミナーのようす

本セミナーでは、参加者が古代・高麗・朝鮮の各時代の計3つの分野に分かれ、各分野の専門家との質疑応答が行われた。

「Progress100」招聘研究者 講演会 「我が歩みし学問の道 내가 걸어온 학문의 길」

日時：2018年2月22日(木)

場所：伊都キャンパス比文言文研究教育棟321会議室

共催：地球社会統合科学府



韓国研究センターは、「Progress100」共同研究「<森>と<水>と<人>の人文社会科学—九大・旧外地演習林の東アジア環境史的ポテンシャル—」による特定プログラム招聘教授として九大に着任された趙文燮教授を講師としてお迎えし、「我が歩みし学問の道 내가 걸어온 학문의 길」と題する講演会を、地球社会統合科学府による共催で開催した。本講演会は、韓国における岩石学の泰斗である趙文燮教授からその学問的蘊奥の一端を、ご自身の経験を通じてお話いただくとともに、ひいては韓国における自然科学の発展史に関して、後学の指針とすべく企画されたものである。

講演に先立ち、まず永島広紀教授が「ソウル大学草創期の自然科学研究者について」と題する関連報告を行った。関連報告では、ソウル大学の草創期にまつわるエピソードについて趙文燮教授のご講演内容と関連付けながら、若干の紹介を試みた。

永島教授による報告の後、趙文燮教授と親交の深い小山内康人教授(地球社会統合科学府長)より講師紹介が行われた。引き続いて行われた趙文燮教授による講演では、出生から現在に至るご自身の人生および学問の軌跡についてお話された。特に、平壤出身であるご両親の経歴から地質学を専攻した契機、韓国における地質学研究の先駆者である彊石・金鳳均博士との交流などにも言及され、人文科学の見地からも非常に貴重な内容を含むものであった。

<プログラム>

1. 開会の辞：中野等韓国研究センター長／副学府長
2. 関連報告：永島広紀韓国研究センター教授
「ソウル大学草創期の自然科学研究者について」



3. 講演者紹介：小山内康人地球社会統合科学府長
4. 講演：趙文燮教授「我が歩みし学問の道」



5. 閉会の辞：中野等韓国研究センター長／副学府長



AFELiSA 2017 ワークショップ「大学『演習林』史の学術的な可能性」

日時：2017年11月8日

場所：九州大学医学部百年講堂

韓国研究センターでは2017年11月8日～9日にかけて開催された農業科学に関する日韓合同国際シンポジウムAFELiSA 2017 (International Symposium on Agriculture, Food, Environmental and Life Science in Asia) において「大学『演習林』史の学術的な可能性」をテーマにワークショップを開催した。

ワークショップは九州大学大学文書館副館長折田悦郎教授が司会を担当し、同大学文書館の藤岡健太郎准教授が報告を行った。韓国研究センターからは永島広紀副センター長が報告を行い、訪問研究員のフィリップ・C・ブラウン教授(オハイオ州立大学歴史学部)がコメンテーターとして参加した。

まず始めに司会の折田教授から九州大学文書館が所蔵する大学事務文書を活用したこれまでの研究成果について紹介が行われた。次いで藤岡准教授による演習林と帝国大学財政についての報告では、北海道、東京、京都、九州の各帝国大学が所有していた日本国内外の演習林における収支状況が示され、北海道・樺太を除く殆どの地域で支出が収入を大きく上回っていたにも拘らず、日本国内では温帯、熱帯地域に広面積の演習林を保持することが難しいという理由から植民地の演習林が維持されたことを指摘した。また各大学の財政における演習林収入の割合では各大学とも大学財政における演習林収入の比重は決して大きくはないものの30年代後半からその金額が増加していることが指摘された。



永島教授による報告の様子

永島副センター長の報告では、まず九州帝国大学

農学部において当時「傍系」と呼ばれた専門学校経由の入学者が多いという特徴が示され、その中でも特に朝鮮の専門学校からの入学者が目立ったが、これには韓国勸業模範場長で水原農林専門学校の校長も勤めた本田幸介が後に九州帝国大学農学部長となったという背景を指摘した。彼ら留学生は後に韓国における農学の重鎮として活躍するが、このような戦後まで続く朝鮮と帝国大学の結びつきを示す事例以外にも、造林や砂防といった共通の問題を巡る演習林と地域社会との関連性、各大学が保有する演習林関連資料による総督府記録の補完など、帝国大学演習林研究の日韓両国における学術的意義が提示された。

両報告を受けてブラウン教授は海外における日本・韓国の林政研究の動向を紹介するとともに、林政そのものの研究に留まらず農業との関連、また林政と災害史など比較していくことで政策だけに依らないいわゆる下からの歴史を見ていく必要性を強調した。

以上のような報告内容に対し会場の九州大学農学研究院(農学部附属演習林・森林生産制御学分野)の古賀信也氏から、各帝国大学の演習林収入について材木の価格の高下を考慮する必要性を指摘し、また荒廃した森林が問題となっていた朝鮮への演習林設置が、森林の再生や砂防を目的に災害時の様相を研究する目的があった可能性への言及など専門的知見からの意見が提示された。



ブラウン教授による討論の様子

以上のような報告内容に対し会場の九州大学農学研究院(農学部附属演習林・森林生産制御学分野)の古賀信也氏から、各帝国大学の演習林収入について材木の価格の高下を考慮する必要性を指摘し、また荒廃した森林が問題となっていた朝鮮への演習林設置が、森林の再生や砂防を目的に災害時の様相を研究する目的があった可能性への言及など専門的知見からの意見が提示された。

「日韓市民100人未来対話」参加

日時：2017年11月9日～11日

場所：済州島 フェニックスアイランド

主催：韓国国際交流財団、東京大学 韓国学研究中心、ソウル大学校 日本研究所

2017年11月9日から11日にかけて、「日韓市民100人未来対話」が済州島フェニックスアイランドにて開催された。「日韓市民100人未来対話」は、日韓両国の専門家や学者のみならず、多様な分野に及ぶ一般市民が主体となり、近年の東北アジアの情勢の変化に関する問題や両国社会が悩んでいる共通の懸案に対する創意的な解決案を共に模索し、未来志向的な日韓関係を構築することを目的として開催された。本事業は韓国国際交流財団、東京大学韓国学研究中心およびソウル大学校日本研究所が主催し、韓国研究センターは協力機関として参加した。韓国研究センターからは、波瀾剛准教授と富樫あゆみ特任助教が出席した。なお、そのほか九州大学からは韓国研究センターの推薦を受けて、武藤優氏(比較社会文化学府博士課程)、山口

佑香氏(地球社会統合学府修士課程)、井上陽南子氏(法学部CSPA)が参加した。

本事業には日韓からそれぞれ50名が参加し、「共通の課題と機会：日韓協力と共同の取り組み」という大きなテーマのもと、人的交流・文化協力、科学技術協力、人口問題と社会福祉協力、草の根協力といった日韓両国が共通して直面している問題について討論する分科会が行われた。各分科会では、日韓からそれぞれ1名が30分ほどの報告を行った。それに対して参加者が意見を述べるなど、各分科会とも3時間に及ぶ活発な討論が行われた。2日間にわたる市民対話の成果として、科学技術や災害といった新たな分野での市民交流の促進など10項目にわたる行動計画が盛り込まれた「日韓市民100人2017済州宣言文」が採択された。



開会式の様子



分科会1「人的交流・文化協力」の様子



発言する波瀾剛准教授



最終討論の様子

<日程>

11月9日(木)

15:30-18:30 [文化体験活動]

15:30 先発隊 (海女博物館 + 城山日出峰)

16:45 後発隊 (城山日出峰)

19:00-21:00 晩餐会(於: ソンサンヘマル)

11月10日(金) 2日目

09:30-10:00 登録

10:00-10:40 [開会式]

・開会の辞: 徐承烈 韓国国際交流財団監事(前駐コトジボワール大使)

・歓迎の辞

- 韓榮惠 ソウル大学校日本研究所所長

- 木宮正史 東京大学韓国学研究所センター長

・祝辞

- 徐正河 済州平和研究院院長

- 飛田雄一 公益財団法人神戸学生青年センター館長

10:40-11:00 [文化講演] ピアニスト崔善愛氏による演奏

11:00-11:10 記念写真撮影

11:25-13:00 午餐会

13:00-15:20

(同時進行)

[分科討論1] 人的交流・文化協力(於: アイランドポールルーム C)

・司会: 李鍾元(早稲田大学教授)

・韓国側の発表者: 南基正(ソウル大学校日本研究所教授)
「日韓人的交流と文化協力: 現状と展望」

・日本側の発表者: 山田貴夫(川崎・富川市民交流会事務局長)

「市民主体、課題の直視、日・韓・在日コリアンとの連帯と共有 - 川崎を事例に」

[分科討論4] 草の根協力(場所: ストーンホール)

・司会: 徐承元(高麗大学校グローバル日本研究院院長)

・日本側の発表者: 磯崎典世(学習院大学教授)

「草の根の交流から協力へ」

・韓国側の発表者: 朴明姫(国立外交院日本研究センター研究教授)

「日韓草の根交流協力における障害と成功への足掛かり」

15:40-18:00

(同時進行)

[分科討論2] 科学技術協力(場所: アイランドポールルーム C)

・司会: 朴喆熙(ソウル大学校国際大学院院長)

・日本側の発表者: 鳥居寛之(東京大学准教授)

「原発事故から考えるエネルギーと環境問題」

・韓国側の発表者: 金暎根(高麗大学校グローバル日本研究院教授)

「日韓『和解学』を始めよう - 科学技術・人文・社会融合的『災難・安全共同体』構築に向けた提言 -」

[分科討論3] 人口問題と社会福祉協力(於: ストーンホール)

・司会: 庵道由香(立命館大学教授)

・韓国側の発表者: 陳泌秀(ソウル大学校日本研究所研究教授)

「少子・高齢化問題と市民社会の対応」

・日本側の発表者: 古屋幸宏(東南アジアの障害児に車椅子を贈る会副代表)

「人口問題と社会福祉協力: 低出産、高齢化、青年雇用、介護と医療」

18:20-20:30 公式歓迎晩餐会 [文化講演] 韓国舞踊

11月11日(土)

09:00-11:00

[総合討論]

・司会: 李元徳(国民大学校日本学研究所所長)

・討論者: 分科討論司会者及び発題者全員(12名)

11:15-11:30

[日韓市民100人宣言文発表]

11:30-11:45

[2018 平昌冬季オリンピックブリーフィング]

柳雲鎬 平昌オリンピック組織委員会参加広報チーム長

11:45-12:00

[2020 東京夏季オリンピックブリーフィング]

藤本ルナ 東京オリンピック組織委員会広報担当係長

12:00-13:30 歓送の午餐会

センターの活動

2017年

- 4月 1日 畠中つゆみ事務補佐員 着任
- 4月11日 第12回研究戦略会議
- 4月20日 金妍姫客員教授(大邱大学校社会福祉学部教授) 着任
- 4月21日 富樫あゆみ特任助教、韓国農業経済学会主催国際シンポジウムにて研究発表を行う
- 5月 2日 李宇衍客員教授(落星岱経済研究所研究員) 着任
- 5月22日 第3回連携・支援チーム会議
- 5月26日 永島広紀教授、韓国・漢陽大比較歴史文化研究所主催国際シンポジウムにおいて研究発表を行う
- 6月 2日 平成29年度第1回韓国研究センター委員会
- 6月 8日 永島広紀教授、内閣官房「明治150年」関連施策推進室の依頼により
第6回「明治150年」関連施策府省庁連絡会議幹事会にて報告を行う
- 6月13日 第77回定例研究会
- 6月30日 曹喜庸・韓国国立外交院日本研究センター所長ほか3名 来館
- 6月30日 菊池勇次助教 退職
- 7月 1日 畠中つゆみ事務補佐員 テクニカルスタッフに配置換え
- 7月17日 金妍姫客員教授 離任
- 7月24日 アジア太平洋カレッジ運営委員会
- 7月26日 第78回定例研究会
- 7月27日 永島広紀教授、宮崎演習林に出張 (～7月28日)
- 7月30日 崔慶原准教授、東京大学グローバル地域研究機構主催公開シンポジウム
「冷戦史研究の新展開をめぐって」において「冷戦と日韓関係」なる題目で研究発表を行う
- 8月 1日 高松佑実事務補佐員 着任
- 8月 6日 永島広紀教授、高知海南史学会大会において「帝国日本と旧制高校」なる題目で公開記念講演を行う
- 8月 8日 平成29年度第2回韓国研究センター委員会
- 8月 9日 アジア太平洋カレッジ キャンパスハワイ(～8月27日)
- 8月 9日 アジア太平洋カレッジ キャンパス韓国・日本(夏季)(～8月23日)
- 8月30日 李宇衍客員教授 離任
- 9月 1日 第2回韓国前近代史若手研究者セミナー 開催(～9月4日)
- 9月29日 平成29年度第3回韓国研究センター委員会

- 10月 1日 フィリップ・C・ブラウン教授(オハイオ州立大学歴史学部) 着任
 ジュヨン・リ客員教授(ヘブライ大学アジア学部助教授) 着任
 橋本妹里学術研究員 着任
- 10月14日 富樫あゆみ特任助教、現代日本学会(韓国)にて研究発表を行う
- 10月20日 中野等教授、韓国国立晋州博物館の依頼により国際シンポジウム「丁酉再亂1597」にて報告を行う
- 10月22日 橋本妹里学術研究員、朝鮮史研究会第54回大会において
 「地域社会統合の装置としての植民地公園—南山の公園化を事例に」なる題目で報告を行う
- 11月 7日 アジア太平洋カレッジ運営委員会
- 11月 8日 AFELiSA2017ワークショップ「大学『演習林』史の学術的な可能性」開催
- 11月 9日 日韓市民100人未来対話 参加
 (於：済州島・西帰浦市フェニックスアイランド、～11月11日)
- 11月15日 永島広紀教授、フェリス女学院大学国際交流学部において
 「戦前の女子高等教育と旧外地」と題する特別講義を行う
- 11月30日 崔慶原准教授、南山大学アジア太平洋研究センター主催公開シンポジウム
 「北朝鮮外交論の再構築」において「北朝鮮外交と韓国」なる題目で研究発表を行う
- 12月 1日 平成29年度第4回韓国研究センター委員会
- 12月 1日 アジア太平洋カレッジ報告会「グローバル人材へのファーストステップ」開催
 (於：伊都キャンパス ビックリーフ)
- 12月 9日 永島広紀教授、九州史学会シンポジウムにおいて「九州大学と留学生」なる題目で報告を行う
- 12月16日 趙文燮教授(ソウル大学校地球環境科学部元教授)着任
- 12月16日 富樫あゆみ特任助教、冷戦研究会主催合評会「日韓安全保障協力の検証」にて基調講演を行う
- 12月20日 第79回定例研究会

2018年

- 1月 1日 波瀾剛教授 副センター長(連携担当)に補職
- 1月23日 第80回定例研究会
- 1月23日 韓国国際交流財団フェロシップ奨学生研究発表会
- 1月24日 永島広紀教授および橋本妹里学術研究員が京都大学フィールド科学教育研究センターに出張
- 1月25日 永島広紀教授および橋本妹里学術研究員が京都大学文書館に出張
- 1月29日 平成29年度第5回韓国研究センター委員会
- 1月30日 東国大学校日本学研究所 辛承模研究員・李丞鎮研究員 来訪

- 1月30日 第81回定例研究会
- 2月 2日 アジア太平洋カレッジ運営委員会
- 2月 7日 平成29年度第6回韓国研究センター委員会
- 2月 8日 白承玉・韓国国立海洋博物館学芸室長、ほか1名 来館
- 2月14日 アジア太平洋カレッジ キャンパス韓国・日本(冬季)(～2月28日)
- 2月22日 「Progress100」招聘研究者講演会「我が歩みし学問の道 내가 걸어온 학문의 길」開催
(於：伊都キャンパス 比文言文研究教育棟321会議室)
- 2月28日 ジュヨン・リ客員教授 離任
- 3月 1日 李宇新教授(ソウル大学校山林科学部)着任
- 3月 2日 平成29年度第7回韓国研究センター委員会
- 3月 5日 「Progress100」ワークショップ「旧外地演習林研究の地平」開催(於：西新プラザ)
- 3月 7日 富樫あゆみ特任助教、「日韓有識者間政策対話」に参加(於：洪川・大明ソノフェリーチェ、～9日)
- 3月12日 韓国国際交流財団フェロシップ選考委員会
- 3月15日 趙文燮教授 離任
- 3月16日 崔慶原准教授、「日中韓次世代朝鮮半島専門家ワークショップ」において
「米朝関係と朝鮮半島の未来」なる題目で報告を行う(於：済州島済州市、～18日)
- 3月20日 第82回定例研究会
- 3月28日 崔慶原准教授、研究会「朝鮮半島の冷戦体制に対する政策提言研究」において
「日韓安全保障関係の展開と限界」なる題目で研究発表を行う(於：東京大学)

韓国研究センター年報 投稿規程

1. 投稿資格

- (1) 投稿者は、九州大学に在籍する韓国学研究者とする。
- (2) 上記以外の者で投稿を希望する場合は、事前に編集委員会の許可を得るものとする。

2. 投稿条件

- (1) 原則として未公開のものとする。
- (2) 投稿原稿に使用する言語は、原則として日本語もしくは英語とする。
- (3) 投稿にあたっては執筆要領を参照すること。
- (4) 投稿者の母語以外の言語で書かれたものは、その言語の母語話者による校閲を経た上で投稿されなければならない。

3. 投稿区分

- (1) 研究論文
- (2) 史料(資料)紹介
- (3) (1)および(2)に準ずるもの

4. 原稿の査読

原稿の採否については編集委員会が決定する。

5. 著作権

- (1) 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。
- (2) 韓国研究センターは掲載論文等の著作物をセンターのホームページで公開する権利を有する。

- (3) 原則として掲載後1年間は、掲載された論文等の転載(他のウェブサイトへの転載も含む)を控えること。年報に掲載された論文等を執筆者が転載等の二次利用をする場合には、韓国研究センターに事前に届け出なければならない(様式自由、電子メールでも可)。

6. 掲載された論文等の公開について

- (1) 韓国研究センター年報は九州大学学術情報リポジトリに登録する。
- (2) 年報に掲載された論文等は、韓国研究センターが必要と認める場合、本センターが発行するその他の活字媒体に転載することがある。

7. その他

その他必要な事項については編集委員会で決定する。

以上

執筆要領

1. 原稿の形式

原稿はMSワードで作成し、完成原稿で提出する。

2. 章立て

章立ての記号は以下の通りとし、序章と終章にも番号をつける。

タイトル
名前(所属・職位)
1. ○○
(1) △△
① □□
参考文献
英文要旨

3. 図表

図、表ごとに「図1」「表1」と通し番号をつけ、出典を示す。

4. 注の表記

頁ごとに脚注をつけ、番号はアラビア数字で記入する。

5. 言語

日本語、または英語を用いるものとする。

6. 要旨

日本語の場合は英文の標題および著者名、200単語程度の要旨を付する。また、英語で提出した場合も同様とする。

7. 字数

日本語原稿は32,000字以内とし、英文の場合は8,000単語以内とする。

韓国研究センター年報 編集委員会規程

(目的)

第1条 韓国研究センター年報の編集に関する事項を審議するために編集委員会(以下「委員会」)を置く。

(1)投稿に関すること

(2)作成、編集に関すること

(3)配布に関すること

(4)その他センター年報の編集発行に必要なこと

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1)韓国研究センター長

(2)韓国研究センター副センター長(研究担当)

(3)韓国研究センター専任教員

(4)韓国研究センター複担教員からセンター長が指名する数名。

第7条 韓国研究センター年報の発行は、原則として年1回とする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び韓国研究センター年報の発行に必要な事項は、別に定める。

(委員長等)

第3条

以上

(1)委員会に委員長および副委員長を置く。

(2)委員長には韓国研究センター長を充てる

(3)副委員長はセンター長の指名によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議の招集)

第5条

(1)委員会は、委員長が召集し、議長となる。委員長に支障があるときは、副委員長が、これを代行する。

(2)委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。(審議事項)

第6条 委員会は韓国研究センター年報に関する次の事項を審議する。

九州大学韓国研究センター年報編集委員会

- 中野 等 (韓国研究センター長／大学院比較社会文化研究院教授)
永島 広紀 (韓国研究センター副センター長・韓国研究センター教授)
波潟 剛 (韓国研究センター副センター長・大学院比較社会文化研究院教授)
森平 雅彦 (韓国研究センター教授／大学院人文科学研究院教授)
元兼 正浩 (韓国研究センター教授／大学院人間環境学研究院教授)
伊藤 幸司 (大学院比較社会文化研究院准教授)
崔 慶 原 (韓国研究センター准教授)
富樫 あゆみ (韓国研究センター特任助教)
橋本 妹里 (韓国研究センター学術研究員)

韓国研究センター年報 Vol.18

2018年3月31日 発行

編集発行 九州大学韓国研究センター
〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1
TEL 092-642-4358
発行人 中野等
印刷 三栄印刷株式会社